

中古一四九六(承和三)年七月、京の朱雀を飾れる柳樹あり。

都ノ柳櫻

一五四九―五七(寛平)年代、素性法師の『見わたせは柳櫻をこきませて都そ春の錦なりける』は、樹木が都市の飾りなることを言現はせる代表的の歌詞といふべし。

近江國日野町ノ竹木禁制

近古二二四四(天正二)年六月、近江國日野町(蒲生郡日野町及西大路村)に對して、山林竹木切取る間敷を達したり。

京廻ノ竹

二二五五(文祿四)年四月、京を飾れる京總堀・京廻土居の青竹枯損せるもの甚多く、明所も尠からざる爲、見懸も宜しからざるの故を以て、新植又は補植に著手せしめたり。

津藩ノ在所柄

近世二三〇九(慶安二)年八月、津藩(註一)にては兩奉行・郡奉行の連署を以て大庄屋中へ『在所がらみかけあしく仕なし候は令吟味、其身は不_レ及_レ云、庄屋組頭可_レ爲_二曲事_一』とて、自今以後山林に竹木を植そへ、四壁をくろませ、在所がらを整ふべき様獎勵するところありたり。

高知藩ノ上々村

二三五〇(元祿三)年、高知藩は檢見の際、土地の状況により木の成長と色と土の輕重深淺等を測り、山林の多きを上々村(註二)とすることに定め、近在にては大津村などを第一番の上村とせり。

白河藩ノ村柄

二三六八(寶永五)年、白河藩は、村柄を好く見せる樹木の植立方として『居久根并栗・柿・梨子・梅・桃其外村柄能相見へ候樹木植立、往還道筋之儀は、西側に土手を築き、芝をふせ、並木に添、松・杉、土地を考植可_レ申候』と指示せり。

①古今和歌集一 ②滋賀縣史卷五 ③駒井日記 ④福島縣林政紀要藩政篇

弘前藩ノ
村ノ見入

二三六九(寶永六)年八月、弘前藩にては『松百本長二尺より四尺迄、右之松藤崎村船場之邊
末々迄田畑不罷成空地御座候、此所江植申候ハ、村之見入茂克御座候』(註三)と、代官



弘前城下南郊の櫻圖

よりの申出を允許して松を植付けしめ、二四六三(享和三)年四月、弘前城下の南郊に櫻樹を植ゑしめ(註四)たるも、城飾りと共に所の美觀を添へしめんが爲なり。二三七八(享保三)年五月、越後高田藩は、領奉行年寄より代官に宛て『百姓屋舗廻り不苦所ニ、竹木ヲ植、郷村モ能見候様可申付候事』(註五)と達して、郷村風致林の育成を指示し、同藩奥州領(註六)に於ても、二四七六(文化三)年十一月、五人組より『田畑居屋敷に至る迄、少茂荒し申間敷候、面々屋敷いたらざる所、竹木植連ね、郷村能見得候様可仕候事』との一札を差出さしめたり。

高田藩ノ
郷村飾リ

(備考) 二三八一(享保六)年、武州の田中丘隅右衛門は、其著書中に於て『諸國の村里を通覽するに、山林の茂りたるは稀也、其村の貧富先づは樹木にて知らるゝに似たりと雖、何れの國にても少く木立物ふりたるは皆御林か、又は社地寺院の分にて、百姓所持の分に目に立つ程の山林は稀也』といひ、二三九六―四〇〇(元文)年間、簗笠之助は『百姓爲ものに飾はいらす、四壁の樹木老茂り、庭の常にほしものにて取ちらして有ががさりなり』と説き、二四二三(寶曆

①民間省要上篇 ②農家貫行上卷

一三)年、失名氏は『其村へ入、四壁茂り、家居竝圍等の締よきは宜村なり、村柄を見るは高と人馬の數を見合知るべし(中略)村へ入まばらに、或は四壁もなく、家居垣にも破れいとはず、庭の構ひ草深く見ゆるは困窮の村なり、又村に入何となくそうくとして見すかす如くにて物淋しき體なるは、至て困窮の村なり、又家居見苦しく共、其村山林萱野等有之、秣場葭野等の有る村は、内證能ものなり、如レ此の村多きは野向に有之なり』と記して、いづれも所の飾りが樹林に存することを裏書せり。

寺院の分にて、百姓所持の分に目に立つ程の山林は稀也』といひ、二三九六—四〇〇(元文)年間、簀笠之助は『百姓爲ものに飾はいらす、四壁の樹木老茂り、庭の常にほしものにて取ちらして有がかりなり』と説き、二四二三(寶曆

①民間省

一三)年、失名氏は『其村へ入、四壁茂り、家居並圍等の締よきは宜村なり、村柄を見るは高と人馬の數を見合知るべし(中略)村へ入まばらに、或は四壁もなく、家居垣にも破れいとせず、庭の構ひ草深く見ゆるは困窮の村なり、又村に入何となくそうくとして見すかす如くにて物淋しき體なるは、至て困窮の村なり、又家居見苦しく共、其村山林萱野等有之、秣場葭野等の有る村は、内證能ものなり、如し此の村多きは野向に有之なり』と記して、いづれも所の飾りが樹林に存することを裏書せり。

盛岡藩津
志田町ノ
紅白桃樹

二四三三(安永二)年閏三月、盛岡藩〔註七〕は、見前通(陸中國紫波郡見前村)津志田町へ、前年植付けたる紅白の桃樹、老木となりたるを以て植繼を命じたり。

會津藩ノ
見場飾リ

二四五八(寛政一〇)年正月、會津藩にては、赤谷村より三代峠迄並に外街道共に兩側五間通りは『見場宜敷殘候様』樹林の伐採を制限〔註八〕すべき旨達したるが、二四九一(天保二)年七月には郡役所より、總て街道筋に存在する並松〔註九〕は、縱令輕路なりと雖、往來の旅人寒暑の凌ぎは勿論、飾ともなるべきものなるを以て、盛木方取計ふべく、其筋の極印を受くるに非ざれば、勝手次第に伐木するを禁じ、盜伐したる者あるときは、御林同様の制裁を加ふべしとて、郷村風致の保全に努めたり。

佐賀藩ノ
領内飾リ

二五〇〇(天保二)年二月、佐賀藩〔註一〇〕に於ては『御山之樹木繁茂之儀は、精々御手遣被ニ相附儀ニ而、就中往還見へ通山々者旅人之見張も有之、成丈不ニ相荒様無之而不ニ相濟(中略)先以口山見張之場は、猶又差寄相應之樹木植蒔等相整候様被ニ仰付儀ニ候』と令達して所謂領内飾に努力せり。

仙臺藩ノ
宿場飾リ

〔備考〕二五二〇（萬延元）年、福岡藩の失名氏（註一一）は其著書中に『山林ノ茂リタルハ其國其所ノカザリ』と記せり。尙年代不明なるも仙臺藩にては『名取中田町裏川除並杉、御野被遊候砌見付宿場飾ト相成候品々、向後伐方不レ申様被ニ相留ニ候事』〔註一二〕と下知して、宿場飾の風致保存を令したり。

註一 【宗國史乙】 ○三重縣阿山郡上野町上野圖書館

『一、今度在々所々家並改候付、地下人若わる心を存、むさと四壁をあらし、在所から家からみかけあしく仕なし候は、令ニ吟味、其身は不レ及レ云庄屋や組頭可レ爲ニ曲事。』

一、たとへどこともなく家なりをわるくし、山林四壁竹木迄そろくうすくなし、在所がら手あまく見へ候様ニ仕なし候は、免相のたりには少も成ましく候、若如レ此たくみに仕候村有レ之は、御藏入給領共、過料として先物成を上ケ取、其上夫役等も多く可ニ召仕ニ事。

一、自今以後山林に竹木を栽そへ、四壁をくるませ、在所がら前々より小成とも能仕なし候村、少の日焼をも遣し、其上夫役諸役等をも相應より心持令ニ用捨、善惡共、國中の手本ニ成候様ニ可ニ申付ニ事。』（下略）

註二 【土佐國群書類從一三九卷】 ○高知市高知圖書館

註三 【寶永六己丑歲日記】 ○弘前市津輕伯爵別邸

註四 【津輕舊記類】 ○同上

註五 【頸城郡志稿案】 ○高田市莊田稻美氏

註六 【差上申五人組一札之事】 ○福島縣西白河郡釜子村根本虎次郎氏

註七 【御家被仰出四】 ○盛岡市南部伯爵別邸

註八 【福島縣林野史料會篇元 卷之三】 ○福島縣廳

註九 【文化五辰年より 岡部惣兵衛 萬覺書】 ○福島縣耶麻郡猪苗代町岡部丈夫氏

註一〇 【諫早日記】 ○長崎市縣立圖書館

註一一 【山林古老傳】 ○福岡市黒田侯爵別邸

註一二 【御下知留大頭書】 ○宮城縣廳

註九 【文化五辰年より 萬覺書】 ○福島縣耶麻郡猪苗代町岡部丈夫氏岡部惣兵衛

註一〇 【諫早日記】 ○長崎市縣立圖書館

註一一 【山林古老傳】 ○福岡市黒田侯爵別邸

註一二 【御下知留大頭書】 ○宮城縣廳

二 宮飾り林

諸國諸社ノ制
中古一五八七(延長五)年、藤原忠平の上れる延喜式中『凡神社四至之内、不_レ得_下伐_二樹木_一及埋_中藏死人_上』と規定したるは、一に宮飾りの趣旨に外ならず。降りて近世江戸時代となるや、各領主は夫々諸社の制を定めたり。

德島藩ノ制
近世二二六六(慶長一一)年正月、德島藩は、板野郡西條村(一條村内)禁制中に『宮廻のはやしのうちへ鷹野之者とも一切入間敷候事』と規定して宮の風致を維持せしめ、二五三〇(明治三年九月、藩は社家制法〔註一〕を制定して、中に『古跡之森林社地の樹木猥に不_レ可_三採用_一事』とし、之を以て社家永世の制法としたり。

金澤藩社木縮方
二三二〇(萬治三)年八月、金澤藩は『所々宮林伐取候由、神主共より及_レ斷候段、寺社御奉行中より申來候條、向後伐不_レ申様、小百姓中へ可_三申付_二候、伐不_レ申候て不_レ叶所_二候ハ、相斷、其上を以、伐可_レ申候』〔註二〕と堅く申渡したるが、二三二八(寛文八)年三月には、更に能州四郡十村中に對し〔註三〕『御郡中寺社方山林竹木、所ニより伐荒シ候様ニ取沙汰ニ候、御寄合所又者御算用場より御吟味之義も可_レ有_レ之候、近在之百姓中伐取不_レ申様縮仕尤ニ候、

左候者在々縮仕候段、寺社方江物語仕置、尤ニ候、爲ニ後日之ニ勿論寺庵社人無レ之宮林之山林縮面々より可ニ申付ニ候』と達し、二四一七(寶曆七)年五月に至り、更に又『近年神社之木を伐申故、社ニより殊外荒申躰相見申候、村方之者神主杯申合、隱伐賣木杯ニ致申儀候得は、沙汰之限ニ候條、急度村々之者江可ニ申渡置ニ候、若我儘ニ神主伐申候様子候ハ、氏子共より相構爲レ伐申間敷候、無レ據義ニ而も申時ハ、神主より寺社奉行山奉行願申ニ而可レ有レ之候、無レ左候而むさと伐申様子ニ候ハ、指留可レ申候、承引無レ之候ハ、百姓共より此方江相斷候様可ニ申渡ニ候』(註四)とて、社本縮方につき羽咋・鹿島兩郡の十村中・山廻中に申渡し、二四六二(享和二)年四月、能登國鹿島・鳳至・珠洲三郡(註五)の神林伐木の節は、神主書付に肝煎等加印の上出願せしむることとし、以て取締を嚴にせり。尙二五〇八(嘉永元)年三月、能州社家居宮竝兼帶持宮神林伐木(註六)の儀に付、頭神主櫻井某より上書する所ありたり。二三三七(延寶五)年、仙臺藩は、領内の神社佛閣名所古跡を改めて御牒付木(註七)となせしが、御牒付木以外と雖、見透となるは容易に伐採を許さず。二三八八(享保一三)年八月『御屋敷方御定』(註八)を以て『神社佛閣竝諸寺院境内ニ有來候古木其地之かざりニ成候所猥りニ伐採候而ハ古跡も新敷成、不レ宜候間、假社堂建立繕等ニ用立候共、自分ニ伐採間敷候、雖レ然無ニ餘儀ニ子細於レ在レ之ハ相達可レ得ニ差圖ニ事』と定め、更に二四二三(寶曆一三)年十一月、神社等の飭竝故由ある寺院境内の青木を調べて、景題御調の地(註九)と定めて保育せしめ、

仙臺藩ノ制

是等の樹林(註一〇)は見透等出來ざる様伐採方取扱ふべしと定めたり。

二三四四(貞享元)年六月、熊本藩は『在々宮山の竹木御用には不レ被ニ召仕ニ候、其宮々造營に召仕申候』(註一一)と定め、二四八四(文政七)年五月、領内山神祭(註一二)の時、一人前十本宛の

熊本藩ノ制

直木立を命ぜり。

神社等の飭竝故由ある寺院境内の青木を調べて、景題御調の地〔註九〕と定めて保育せしめ、

制 熊本藩ノ

是等の樹林〔註一〇〕は見透等出来ざる様伐採方取扱ふべしと定めたり。
二三四四(貞享元)年六月、熊本藩は『在々宮山の竹木御用には不_レ被_三召仕_二候、其宮々造營に
召仕申候』〔註一一〕と定め、二四八四(文政七)年五月、領内山神祭〔註一二〕の時、一人前十本宛の
植木仕立を命ぜり。

弘前藩ノ
寺社除地
制 宮林ノ

二三四七(貞享四)年五月、弘前藩は寺社除地反別高寄を書上〔註一三〕げしめ、其中境内林及境
内山林を記載せり。二五〇八(嘉永元)年正月、同藩〔註一四〕は、節約年限中橋梁二間以下の修
覆架換は、其所の持内の負擔と定めたるが、物入の折柄難澁する趣を以て、宮林にても格
別差障りにならざる分は一時伐採を許すこととせり。

(備考) 二三四九(元祿二)年、大坂に於て若林利朝は、其著書中古今五人組法式〔註一五〕に『寺社境内竹木下枝伐候共、
見分ヲ請ヘキ事』と記し、二三五六(元祿九)年、福岡藩の宮崎安貞は其著書中に『神の社の前うしろ、寺院のほとりに
まめやかに此木(八重櫻)をつぎ種なば、年を経て後何國の地にても、大和洛陽の花の景氣をうつすべし、其事を司れ
る人は必こころを用ゆべし』と記せり。

高知藩ノ

二三七七(享保二)年七月、高知藩は『宮林風折朽木有_レ之節太夫神主取るべき事、枝葉長吏に
可_レ取事』〔註一六〕と定めて濫に採取することを禁じ、二四五七(寛政九)年十一月、『小くるめ之
堂社林、一かわの並木同前之木數少き處ハ願有_レ之候共不_レ被_レ遣候事、馬場之並木一切不_レ
可_レ伐支』〔註一七〕と達せり。又年代不明なるも『宮林〔註一八〕は總てに候へとも、馬場並木は
御普請方支配も有_レ之に付詮議第一也、其餘本山窪川御土居林は御普請方支配也』と定めて

其責任の所在を明かにし、又『凡神祠林木、禁斧斤如公林、且不論神祠佛廟、其所有林木、如有事修造請採伐、則遣吏檢視、計其需用允之』註一九と令して、神祠林木の保護に努めたり。

高田藩ノ
覺書

二四〇三(寛保三)年九月、高田藩は覺書註二〇中に、神社佛閣等に參詣又は見物の際、濫りに境内の竹木を伐採るべからざるの一項を加へたり。

水戸藩ノ
制

二四六三(享和三)年三月、水戸藩にては『寺社境内ニ而諸木無願伐取候儀、木之多少ニ不限、御朱印地たりとも不相成御國法ニ而、先年より度相觸れ、追而酉十二月中も屹度相觸、廉々可爲承知』と令達せり。

(備考) 二四六七(文化四)年二月、弘前藩の棟方實勝は其上書註二一中に『寺社の義は、樹木繁茂仕候程、社閣等茂奥深く神威も尊く相見得、諸人の詣禮拜仕候義茂敬肅厚く相成候義ニ可有御座与乍恐奉存候』と云ひ又『是迄伐取被仰付候得は、代り木等植付候様被仰付、大抵廿年位之星霜を経不申候得は、又伐取之御用方竝堂社之申立用方ニ茂相成申間敷候様奉存候、尤宮木社木等は伐取不申儀は古へより之格悟も御座候様承り申候』と云へり。

盛岡藩ノ
制

二四八七(文政一〇)年四月、盛岡藩は、寺社の境内樹木註二二は、専ら寺社黒み等の爲に植付けしめたるものなるを以て、濫に伐採すべからず、萬一之を許したる場合は、元木一本に付杉五本宛を代植し、且つ其本數を届出づべき旨令達せり。

佐賀藩ノ
制

二四九五(天保六)年十月、佐賀藩は社寺林の伐採を禁止註二三せり。

園城寺領
内諸社ノ
制

園城寺(大津市)は、三井寺とも稱す、寺領内の村々なる氏神社地神木・神庄の山林古木等濫

宇和島藩
ノ制

に伐採せられたるを以て、二五一二(嘉永五)年二月、同寺政所より令達して之を停止註二四せしめ、神庄山林にても枯木・風折木等も差圖を受くるにあらざれば處分し難きこととせり。二五一九(安政六)年十二月、宇和島藩註二五にては『郷中寺社山之諸木無願ニ而仕成致御不締ニ付、在浦社家出家末々迄御沙汰被成下度』と山奉行より伺出で夫々沙汰したり。

園城寺領
内諸社ノ

園城寺(大津市)は、三井寺とも稱す、寺領内の村々なる氏神社地神木・神庄の山林古木等濫

①帝國林

宇和島藩
ノ制

に伐採せられたるを以て、二五一二(嘉永五年)二月、同寺政所より令達して之を停止(註二四)せしめ、神庄山林にても枯木・風折木等も差圖を受くるにあらざれば處分し難きこととせり。二五一九(安政六年)十二月、宇和島藩(註二五)にては『郷中寺社山之諸木無レ願ニ而仕成致御不締ニ付、在浦社家出家末々迄御沙汰被ニ成下ニ度』と山奉行より伺出で夫々沙汰したり。

(備考) 二五二〇(萬延元年)、福岡藩の失名氏は其著書(註二六)中に『殊ニ宮寺ノ森林物フリタルハ神サビテ尊キモノナリ。山林ノ良材伐盡シタル上、有堂塔ノ建立ニ村里ノ神木ヲモ切取テ、佛教方丈ノ用木トスル事多シ。佛ハ神ヨリモ尊キモノカ、但大社ニハナキ事ナリ』と云へり。

美濃國上
手向村社
内植法

年代不明なるも幕領笠松代官所管内美濃國惠那郡上手向村(遠山村内)(註二七)に於ては、舊來村中の神社境内に苗木栽植の法を定めたり。

國別社別
ノ風致林

斯くして全國の大小神社に於ては、風致を目的とする森林を多少なりとも有せざるもの無き状態となるに至れり。今之を國別・社別として観るときは凡次の如し。

山城國賀
茂神社

中古一五四四(元慶八年)七月、賀茂神社(京都市上京區)に狩獵を禁ぜられたる神山ありたるが、一六七八(寛仁二年)十一月、太政官符を以て更に愛宕郡八箇郷を賀茂上下大明神に奉寄せられたり。

男山八幡
宮

(備考) 二三三〇(寛文一〇)年、白井宗因は、鴨社を下賀茂と云ひ、王都の東北數百歩平林の中に在りと記せり。近古一九四五(弘安八年)十一月、山城國男山八幡神社(綴喜郡男山)への宣旨中『可レ禁ニ制伐ニ御山木ニ事』の條あり。

①類聚三代格 ②類聚符宣抄第一 ③神社啓蒙卷二 ④當宮緣事抄

豊國神社

近世二二六九(慶長一四)年八月、豊國神社(京都市)の禁制中『伐採山林竹木、刈柴掘取植木事』あり。

貴布禰神社

二二二二(寛文四)年四月、山城國貴布禰神山(愛宕郡鞍馬村)〔註二八〕内に於て、近郷より押て草刈・大木伐採・畠開等の事ありしを以て制止方に付て言上あり、翌(寛文五)年三月掃除講へ木植講を合せて、社邊の掃除等の外に、下河原及新開畠何れも二季に木を植ゑ〔註二九〕しめ、同年五月〔註三〇〕荒草の七手の並木の田地日陰となりて作物障りとなりしを以て伐採することゝなれるが、同年七月檀之並木御前之後ノ木御生所山の櫟を禁伐〔註三一〕とし、二二二九(寛文九)年十二月、豫て繫争中なりし同神社境内宮山の訴訟落著〔註三二〕し、従前通り同神社の所領となりたるを以て、爾後同神社に於て同宮山々林の經營に當ることゝなれり。二四三一(明和八)年二月、馬場の植栽〔註三三〕を終るや小兒等をも參らしめざる様と制止し、二四六一(享和元)年二月、木植奉行の申入〔註三四〕により、氏神之森・菖蒲藪の邊へ五貫文に相當する程の樹木を植付けしむ。尙年代は不明なるも、同神社神山は從來樵蘇を禁ぜられ居たるに拘らず、近代以來事を寮役に寄せ濫伐する者あるを以て、天裁により宣旨を下し、樵蘇の輩を停止して神威の嚴を保たれんとを、社司連署を以て請願せるとあり。

大和國春日神社

中古一五〇一(承和八)年三月、倭國々郡司に命じ、添上郡春日大神々山内に於て狩獵伐木することを禁ぜられたるは神座林の項に於て記せるが如し、近世二二七四(慶長一九)年十二

①豊國神社文書 ②朝野群載六 ③續日本後紀卷十

河内國片野神社

月、神社の寶樹として『堂莊嚴寶樹預之事、右以式日可進曳之狀如件』と奉行より達せらる。

近世二二六三(慶長八)年五月、河内國片野神社(北河内郡今牧村)再興に付、境内山手米を免除せらる。

〔註三五〕し、先規通り林相を保持せしめたり。

することを禁ぜられたるは神座林の項に於て記せるが如し、近世二二七四(慶長一九)年十二

月、神社の寶樹^①として『堂莊嚴寶樹預之事、右以_三式日_二可_三進曳_二之狀如_レ件』と奉行より達せらる。

河内國片野神社

近世二二六三(慶長八)年五月、河内國片野神社(北河内郡今牧村)再興に付、境内山手米を免除〔註三五〕し、先規通り林相を保持せしめたり。

攝津國水無瀬神社

近古二一九〇(享祿三)年八月、攝津國水無瀬神社(三島郡島本村)〔註三六〕禁制中に『伐_三取竹木_二事』の一條を記載せり。

伊勢國皇太神宮

近古二二五一(天正一九)慶長三(一六二六)年代、宮川内の山林竹木等は先規の如く沙汰すべく、諸役免許の太閤朱印あり。近世二二六四(慶長九)年五月、内宮神路山の禁伐〔註三七〕を令し、二二八七(寛永四)年正月、宮山境内の木葉搔き取草刈〔註三八〕を、二三〇一(寛永一八)年四月、宮中定〔註三九〕を定めて宮山領内顛倒以外之諸木・道以外の篠草をも制止し、二三五五(元祿八)年二月、守宗長官が東御宮地の奥玉拜所の櫟木を伐採〔註四〇〕し玉垣等を損せることありて物議を起し、爾來一層宮飾り林の保育に努めたり。

二見郷鹽之宮

近世二二九三(寛永一〇)年六月、河越侍從の名を以て伊勢二見郷〔註四一〕に對し『一、今度二見郷六ヶ村、爲_三内外兩宮_二御鹽田御寄附有_レ之、御鹽無_三懈怠_二可_三勤仕_二(中略)一、御鹽之宮、今度造營有_レ之、以來於_三破損_二は、從_三六ヶ村_二可_三修理_二事。一、山林竹木猥不_レ可_三伐採_二、雖_レ然御鹽之宮修理之時は、應_三其用_二可_レ伐_レ之、其外禰宜一同姓居敷之内は非_三制限_二事』と

①春日神社釣燈籠銘 ②神境雜例二

達せられたり。

尾張國熱田神宮

近古鎌倉時代、一九〇二(仁治三)年八月、源親行が京都を出て、關東に下れる時、尾張國熱田神宮に詣て、『神垣のあたりちかければ、やかてまゐりてをかみ奉る、木立年ふりたる林の木の間より、夕日のかけたえくさし入りて、あけの玉垣色をかへたるに』云々とせる木立の年ふりたる杜あり。近世二二五六―八三(慶長・元和)年代、林道春は『楊什伍云、東海上蓬萊、是指熱田、蓋熱田廣前有山、松茂森々然、是號蓬萊』と、松の茂りて森森たるの狀を記したるが、二三〇三(寛永二〇)年、再び神宮に詣てたる時の七絶に『逆旅經過拜熱田。森森松樹瑞籬前。』とあり、神宮社頭樹林の莊嚴を想見するに足る。二三七二(正徳二)年、寺島良安は『當社(熱田)前有山、松茂森森然、此號蓬萊山、秦徐福入蓬萊者此地乎』と解せり。

駿河國久能山

近世二三二四(寛文四)年九月、駿河國久能山條目中『山林竹木猥不可伐採事』註四二とあり、徳川家綱の朱印なり。

甲斐國金櫻神社

甲斐國巨摩郡金峰山藏王權現(中巨摩郡宮本村)同郡御嶽山權現兩社共に、甲斐國の宗廟として以前は徳川家康より三千石の朱印を賜はりたる程にて、近世二三四九(元祿二)年正月、社僧社人御師等残らず加判の上『御森者禁制、方々之並木、我貴山之御森、猥ニ伐申間敷候事、並木、御森之木、風おれ有之而見苦くは、以相談を役人さし引之事、春の彼岸之内毎年

惣社家出合、御森我貴山並木之櫻、人足割致、自身罷出、年々に植立可申事、御森我貴山並木之櫻伐申者、親子之中ニ而も隱申間敷候事』等の自役法度(註四三)を定め、樹林の保護育成に努めたるが、其後金峰山麓なる黒平村(中巨摩郡宮本村内)の百姓が、同山を入會の山なり

①東關紀行六 ②本朝神社考卷三 ③癸未紀行 ④和漢三才圖會卷七

並木、御森之木、風おれ有^レ之而見苦くは、以^ニ相談を^一役人さし引之事、春の彼岸之内毎年

惣社家出合、御森我貴山並木之櫻、人足割致、自身罷出、年々に植立可^レ申事、御森我貴山並木之櫻伐申者、親子之中ニ而も隱申間敷候事』等の自役法度〔註四三〕を定め、樹林の保護育成に努めたるが、其後金峰山麓なる黒平村〔中巨摩郡宮本村内〕の百姓が、同山を入會の山なりと主張して伐採したるより山論誘起せられ、公儀にて裁決の結果、黒平村百姓の申分立たず、謝罪證文まで評定所へ徴せられたるも、其後又復同様の山論再發し、且つ神領山の内八箇所新たに時の領主の御留山に編入せられ、頻に神領山を伐荒らさるゝ爲、二三七三〔正徳三〕年四月、御嶽山の社僧社家〔註四四〕より寺社奉行に對し、右神領山復舊及黒平村百姓取締方を願出でたり。

二四〇一〔寛保元〕年、甲斐國吉澤村〔中巨摩郡〕金櫻神社の參道々縁に、久しき以前より武田家

及代々の國主等が絶えず寄附して植次植増したりと言傳ふる櫻並木〔註四五〕あり。甲斐國猪狩村〔宮本村内〕山内八王子より一鳥居までの間往還道に於て、猪狩村にて植立てたる並木櫻を、龜澤村〔中巨摩郡陸澤村内〕の者が伐倒したる事件あり、二四四八〔天明八〕年五月、龜澤村より詔書〔註四六〕を差出し、道筋立木並木櫻は勿論、往還道筋の並木何木にても、元通り立置くこととして落著せり。

吉澤村外三箇村にては、御嶽山藏王權現社參道の風致を添へ、且つ參詣者を誘導するの目的を以て、參道たる字矢澤の道端に櫻並木〔註四七〕を植立て、成るべく伐取らざる様保育に

努めたるが、二五〇七(弘化四)年押領したる者あり、同年四月四箇村役人より甲府役所へ訴へ出てたり。

巨摩郡御嶽山藏王権現より甲府への往還、吉澤村字雨澤の内八王子より小玉石に至る間に植立てられたる並木の櫻を、龜澤村の百姓が伐採せんとしたるより山論を生じ、久しく結んで解けざりしが、二五一一(嘉永四)年二月、雙方の間に和談(註四八・四九)調ひ『櫻木竝松大本は獻木と心得伐採申間舗事、道筋兩側櫻木之儀は、是迄有來之分大切ニいたし、枯絶候場所は追々四箇村一同神願ニ掛植附いたし、道脇櫻木不_レ絶様可_レ致事、櫻木植次いたし候節は、前以申談、雙方立會之上植附いたし、枯絶候場所無_レ之様可_レ致事』等の覺書を取替はせて濟口成れり。

二五一一(嘉永六)年正月、御嶽山藏王権現社人物代は、神領地に植付の杉・檜等枯木を生じたるの故を以て、此年より苗卸しを爲し、三尺以上のものを指示の場所へ植付けたく、相當の代金及費用を下附されたと願出(註五〇)てたるが、同権現年番所にては、代金及費用を値下げせしめて之を許せり。

近古二二〇〇(天文九)年十一月、鶴岡八幡宮(鎌倉郡鎌倉)は、北條氏綱の名を以て『御社中總廻山迄落葉カキ其外薪取草刈事可_レ留事』との法度を下し、二二〇四(天文一三)年六月、氏綱の子氏康は更に『植木ノ枝葉ニ手付ル者是アラハ不_レ可_レ入ニ高下ニカラメ取ヘキ事、社頭

相模國鶴岡八幡宮

①②鶴岡御造營日記

之上山へカリソメニモ人不_レ可_レ上事』と追加し、近世徳川時代に入りては、二二九八(寛永一五)年八月、同八幡宮條目中(註五一)『宮中竝坊中之山林竹木等於盜取族ニは可_レ處ニ罪科ニ事』とあり、前橋侍従より同宮一藹に沙汰せられたり。

中古一七一八—一二二二(康平)年代、源賴義は奥羽征伐に際して武藏國大國魂神社(北多摩郡府中)

③新編武藏風土記稿百五十

綱の子氏康は更に『植木ノ枝葉ニ手付ル者はアラハ不可入ニ高下ニカラメ取ヘキ事、社頭

①②鶴

之上山ヘカリソメニモ人不可上事』と追加し、近世徳川時代に入りては、二二九八(寛永一五年)八月、同八幡宮條目中〔註五一〕『宮中竝坊中之山林竹木等於盗取族ニは可處ニ罪科ニ事』とあり、前橋侍従より同宮一藹に沙汰せられたり。

武藏國大國魂神社

中古一七一八―一二二(康平)年代、源頼義は奥羽征伐に際して武藏國大國魂神社(北多摩郡府中)に祈願し、賽するに櫻樹千本を以てし、近世二二七四―五(慶長―元和)年中大坂陣の時、徳川家康亦源頼義に倣ひ、同社に祈願して馬場を寄附すると共に、櫻苗を植ゑしめたることは奉賽林の項に記せるが如し、尙同神社の末社に、隣接せる八幡社あり、除地三町餘歩を有し、鳥居より社前に至る迄左右に松樹を列栽したり。

氷川神社

近古二二三四(天正二)年六月、武藏國氷川神社(足立郡大宮町)宮山にては、祭禮の用木にて奉行の許可を得るに非ざれば伐るを禁じ『宮山社中共に無所詮に木不可剪事』とせり。

(備考) 二四八一(文政四)年、松浦靜山は『中山道大宮宿氷川大明神の社は、大宮宿入口より右の方に立石あり、武藏國一の宮氷川大明神と云ふ、一の鳥居より御宮まで十八町あり、其の間左右並木にて三所に鳥居建てり(中略)御宮の

常陸國鹿島神社

後の山は杉・榊多く生えて宛も三輪山によく似たり』と記せり。
中古一三七三(和銅六)年、常陸國鹿島神社は『嶺頭構レ舎、松竹衛ニ於垣外ニ谿腰掘レ井、薜蘿蔭ニ於壁上ニ春經ニ其村ニ者、百草□花、秋過ニ其路ニ千樹錦葉』と記され、神宮の森巖想ふに餘りあるものあり。

近江國大寶神社

近古二〇八八(正長元)年九月、近江國栗太郡大寶村大寶神社神主は、同社領分の森林竹木

①東京府史蹟名勝天然記念物調査報告書 ②新編武藏風土記稿九十二卷 ③新編武藏風土記稿百五十三卷 ④甲子夜話一 ⑤常陸風土記 ⑥滋賀縣史、大寶神社文書

日吉神社

に付、古來の掟に従ひ、枯木落葉も切取拾取すべからざること、及社内森林中へ堅く牛馬を入らしめざることを、更めて領内に達して之が保育に努めたり。

近古二一〇八(文安五)年十一月、近江國日吉神社(滋賀郡坂本村)は、森林保護の爲衆議に依り『森林木なへ切木は五百文宛可爲咎者也、木葉は百文宛可爲咎者也』と定め、越えて二一四九(延徳元)年十一月『惣森ニテ青木ハ葉かきたる物ハ村人ハ村を可落、村人ニテ無物ハ地下ヲハラウヘシ』と制裁倍々峻烈となり、二一六二(文龜二)年三月『惣松森林事、手折木葉寄上者可爲三百文咎、カマキリハ二百文、ナタハ三百文、マサカリハ五百文咎たるべく候』とし、二一八〇(永正一七)年十二月、更に『マサカリハ三百卅文、ナタカマキリハ二百文、手オリ木の葉は百文咎也』と改めたり。

三上山

三上山(近江國野洲郡三上村・三上明神宮四社所在)は夙に植林を怠らざりしもの、如く、近古二一五〇(延徳二)年正月、更めて神殿其他に於る下刈區域とはやし方の分擔を定め、樹林の保育に努めたるが、二二五一(天正一九)年、北櫻(三上村内)の村民同山より柴を刈取りて捕へられ、詫狀を徴せられたるとあり。近世『元和元(二二七五)年卯歲大坂御陣以後、台徳院(徳川秀忠)様御下向之刻、石部表ヨリ當山を御上覽被爲成、名山之儀候間、はやし候様にと伊丹播磨守殿へ被仰付、則次之辰歳より山手米をも御免被成之旨被仰渡、明ル巳ノ歳、惣山ニ植木被仰付、御はやし被成候』とある如く、同山が名山として御立山となりたるに付、更

①②③④滋賀縣史、日吉神社文書 ⑤三上山沿革史

に植栽について三上代官より庄屋中へ申し達する所あり。二二七七(元和三)年十二月播磨守は、三上山及北櫻村の上にも松・栗・あぶら木を植付け、翌(元和四)年正月には、北櫻村百姓の同山出入に對し、樹林保護の意を體すべき旨、北櫻代官より注意するところありたる爲、同年及二二八五(寛永二)年の兩度、北櫻村の百姓が同山より柴を盗みて捕へられたる爲、

植木被_レ仰付、御はやし被_レ成候』とある如く、同山が名山として御立山となりたるに付、更

①②③④

に植栽について三上代官より庄屋中へ申し達する所あり。二二七七(元和三)年十二月播磨守は、三上山及北櫻村の上にも松・栗・あぶら木を植付け、翌(元和四)年正月には、北櫻村百姓の同山出入に對し、樹林保護の意を體すべき旨、北櫻代官より注意するところありたる爲、同年及二二八五(寛永二)年の兩度、北櫻村の百姓が同山より柴を盗みて捕へられたる爲、同村の重立ちたる者より三上村へ詫書を差入れたることあり、銳意植林保育の效空しからず、二二八七(寛永四)年に至りては『三上山の木の枝大キ成木は下枝二なみ、ちいさき木は一なみも、えだをおろし』他郷に賣るに至りたるが、二三一三(承應二)年三月、明神宮四社其他拜殿樓門等破損に付修理の爲『三上山御林下草二年程被_レ下候ハ、修覆可_レ罷成』と社人僧御訴訟申上候、如_レ此被_レ仰付候ハ、拙者隨分入念、本木之儀ハ不_レ及_レ申、小松竝下枝等も爲_レ伐申間敷』旨、觀音寺代官所より幕府へ願出でたるに對し『若以來不念之儀相聞候ハ其方可_レ爲_レ越度候』との條件を以て、寺社・勘定兩奉行より之を許されたり。尙翌二三一四(承應三)年十二月、同村五人組に於て御法度覺書を定めたるが、右によれば、起當山竝明神森之木・下草ニ至迄ぬすみ申間敷候、今度者山廻りを相定、給分とらせ、起請書せ、爲_レ親子兄弟』とも見隠し不_レ申、木を伐候ハ、地下へ致_レ披露、其者は所を追拂申可_レ候、爲_レ其一人々々に若宮於_レ神前、鰐口を打、申上は見隠し聞隠し仕間敷候、則過怠相極申候、若違背仕者、明神之可_レ蒙_レ御罰者也、仍如_レ件

とありて、木を伐りたるものは所拂、松の枝を打ちたる者は過怠として米五斗、柴を刈りたる者は米三斗を課することゝしたるは、公儀の御留山とはいへ、如何に風致に關心したるかを見るべし。然るに二三二六(寛文六)年に至り、三上山中東平の所屬に付三上・北櫻兩村の間に爭議を生じたるが、繫争久しきを経て二三五〇(元祿三)年三月に至り、此山論は三上村の勝訴に歸し、同時に奉行所より同村に對し『三上山御林下草刈候節奉行可遣候、本木者不_レ及_レ申、小松竝下枝等迄茂堅伐取申間敷』旨を申渡し、降つて二四六一(享和元)年三月、三上役所より三上村に對し、貸渡し地域に小松・檜生立つ様見廻り、萬一他村より入込みて立木を荒らす者あらば、召捕るべき旨申渡し、特に小松苗木を損せざる様注意し、貸地域の外在所の森林一圓採伐すべからざることを嚴命せり。

多賀神社

近古二一五八(明應七)年九月、近江國多賀神社(犬上郡多賀村)は三社森の掟を定め『何之方ヨリ雖_レ爲_二所望、神官宮人不_レ可_レ致_二披露、并木草落葉者三百卅文過料可_レ懸、森奉行及大儀者神官相供可_レ有_二沙汰_一事』とし、禰宜屋敷竹木かはりめ切とる事さへ禁じたり。

美濃國木曾武並大權現

近古一八七三(建保元)年、美濃國岩村(惠那郡岩村町)城主遠山景任(註五二)が、大己貴神に併せて鎌倉三代將軍を合祀せる木曾の武並大權現境内に、鎌倉より多くの樹木を移し植ゑ、今尙鎌倉杉といへるものあり。

信濃國諏訪社

二一二九(文明元)年六月、信濃國下水内郡太田村なる諏訪社の禁制中に、叢林竹木剪採事を記載せり。

①滋賀縣史、多賀神社文書 ②下水内郡誌

下野國日光東照宮

徳川幕府が、日光東照宮境内の樹木を重視して風致の保存に努めたる事實は、其社參法令に見るも明なり、即ち近世二二七九(元和五)年五月、徳川秀忠の同令(註五三)には『右之條(濫_二不_レ可_レ伐_二採竹木_一事其他)若於_二相背族_一者、隨_二科之輕重_一、或ハ死罪流罪或ハ可_レ爲_二過料_一、自然御目付之者并番頭諸奉行入、見遁聞遁令_二用捨_一者、可_レ出_二過料_一』とありて、罪の

③二二八二(元和八)年四月、秀忠は同令に供奉條目(註五

を記載せり。

下野國日光東照宮

德川幕府が、日光東照宮境内の樹木を重視して風致の保存に努めたる事實は、其社參法令に見るも明なり、即ち近世二二七九(元和五年)五月、德川秀忠の同令(註五三)には『右之條(濫ニ不可伐採竹木事其他)若於相背族者、隨科之輕重、或ハ死罪流罪或ハ可爲過料、自然御目付之者并番頭諸奉行入、見遁聞遁令用捨者、可出過料』とありて、罪の重きは死罪流罪をも科するとせり。二二八二(元和八年)四月、秀忠は同令に供奉條目(註五四)を定めて猥に竹木の剪採を禁じ、二二九二(寛永九年)三月、三代將軍家光は更に『作毛之場に馬を不可放置事』を附加せしが、二三一五(明暦元年)九月には、日光山條目(註五五)を定めて『日光領内山林竹木猥不可伐採事』とし、之に違反する者は嚴科に處すべき旨を下知し、更に『日光山御下知條々』を布達して『於當山領之内、東之方ハ大立山・小倉山之外山、北之方ハ氷岩・不動岩、西之方ハ一野寂光寺・久治良山・躑躅山・清龍寺・南之方ハ煩惱山・白銀山・鞍掛山・二宮化生山・松立山・大黒山・川口神主山、限之至此内、不可放野火事』とせり。是より先松平正綱は、二二八四―三〇七(寛永―正保)年代、廿餘年の久しき常に日光山に往來し、其間下野國鹿沼・宇都宮及陸奥國へ往還の三里餘に、路邊の左右及山中十四里の間に杉樹を植ゑて寄進したり。

陸前國龜岡八幡宮

近世二三四三(天和三年)六月、仙臺藩は龜岡八幡宮(仙臺市)建立に付神領林(註五六・五七)を附し、社内の者共手拾ひ及風折木等の外、立木生枝共濫伐すべからざるを令せり。二三四八―六三(元祿)年代、同藩は白鳥明神(柴田郡村田村)(註五八)に神領林を寄進せり。

白鳥明神

章三 風致的林系 一 風致林

① 德川禁令考卷六 ② 重修譜二輯

陸中國松樹堂

二三五一(元祿四)年二月、一關城(陸中國西磐井郡)主田村建顯は、聖堂一字を建て、松樹堂(一關町)と名け、四圍に松を植ゑ(註五九)たり。

愛宕神社

二四六四一五〇三(文化一、天保)年代、盛岡藩遠野(陸中國上閉伊郡)の儒醫和田某が、京都の名勝嵐山に擬せんとて、遠野の西郊なる綾織村大字新里愛宕神社境内の雑木の間に交植したる櫻樹は、花時の好觀尤も佳にして景趣を添ふ。

陸奥國檜木村八幡宮

盛岡藩なる七戸檜木村(陸奥國上北郡横濱村)八幡宮(註六〇)は、往昔八幡太郎義家勸請の大神と傳へらるゝも、舊記焼失して分明ならず、棟札の一に慶長十八(二三七三)年七戸右馬助云云とありて、同時代の建立に係るものなるべきが、社地四方三町餘に及び、老齡の柏・檜等數百本森々として生茂し、古社の風致を備へたり。

五戸神林

二四一八(寶曆八)年九月、同藩五戸代官所管内(陸奥國三戸郡内)に神林(註六一)あり、二四三七(安永六)年八月の同神林帳(註六二)に、六拾九箇社林の内譯を書上げたり。

古道川社地其他

二四二一(寶曆一)年、同藩内葛山及出戸平(陸奥國下北郡)に松を植立て、古道川社地に檜・杉の苗を育成(註六三)し、二四二三(寶曆三)年には、木和田川麓南澤に杉苗數萬本(註六四)を植付くることとなり、四年間植ゑ續けしも粗略なりし故にや、二四六四一七七(文化)年代には、生立てるもの僅に四五百本に過ぎざりき。

八幡宮

二四三八(安永七)年、同藩内八幡宮地(下北郡)に槻三本(註六五)を植ゑ、谷地樟をも移植したるが、其他の諸木は四年前より植始めたるものゝ如し。

羽色明神

二四四二(天明三)年、同藩内羽色明神(下北郡)近邊の檜百本を社木と指定(註六六)し、札を建てたり。

陸奥國弘前神明宮

二二六二(慶長七)年九月、弘前藩主津輕爲信は、弘前神明宮を建立すると同時に、東西八拾間、南北七拾間の境内林(註六七)を設置し繁茂せしが、近年に至り木薄となれるを以て、

①上閉伊郡志

八幡宮
二四三八(安永七年) 同藩内八幡宮地(下北郡)に槻三本〔註六五〕を植ゑ、谷地樟をも移植したるが、其他の諸木は四年前より植始めたるものゝ如し。

羽色明神

二四四二(天明二年) 同藩内羽色明神(下北郡)近邊の檜百本を社木と指定〔註六六〕し、札を建てたり。

陸奥國弘前神明宮

二二六二(慶長七年) 九月、弘前藩主津輕爲信は、弘前神明宮を建立すると同時に、東西八拾間、南北七拾間の境内林〔註六七〕を設置し繁茂せしが、近年に至り木薄となれるを以て、二四五七(寛政九年) 九月、藩は山方をして境内に杉並木〔註六八〕を植付けしめ、同時に下社家共へ十分に手入すべきことを命ぜり。二四九二(天保三年) 正月、同宮境内に植付けある杉につき書上げ〔註六九〕しめたるが、同境内は元雜木林なりし爲見入宜しからざりしを以て、寛政(二四四九一六〇) 年度より兩三年前まで年々小杉を植付け、其數凡そ三萬餘本に上りしも、眞枯・中折・蟲喰等あり、其他近邊子供の徒伐もあり、又洪水の爲め泥下となりし等によりて、残り少くなりしに付、其都度植足し、又社家手當として伐取を許されし分に對しては十倍の代植をなし、銳意杉林の育成に努力し居れりとあり。二五〇一(天保二年) 七月、同境内並木の内枯杉〔註七〇〕を生じたるを、領主社參の目障りたるべしとて伐取り、其代植を爲したり。越えて二五〇四(弘化元年) 二月、同宮葺替用として、八幡宮西北の角より用木の伐取〔註七一〕を命ぜられたるに對し、八幡宮よりは、文化(二四六四一七七) 年中領主社參の砌、八幡宮近邊の樹木は薄立にて、殊の外見透しとなれる爲、西北方は樹の大小に拘らず伐採を禁ぜられたりとの故を以て之を拒絶したるが、寺社役にては詮議の末、同年三月〔註七二〕『近邊御用立木品無之、礎ヶ關山方伐取候而ハ手後ニ相成候間、最初山方見分表を

以、伐取被_二仰付_一候」と、重ねて八幡宮に申渡し、同宮本坊最勝院は、同月直に又復抗議〔註七三〕を申入れたり。

高岡御林

二三八八(享保一三年)三月、同藩内高岡御林〔註七四〕に松杉を植付け、尙同年より檜・漆をも植付くることとし、弘前より二尺許の苗木を取寄せたり。又神明宮冬木用として樅・榎及おつこの木二三尺より五六尺までのもの各五六本を植付けたり。

弘前藩所ノ宮林

二四二八(明和五年)春立より、弘前藩内所々宮林〔註七五・七六〕の大木多く枯れたるが、是れ三年前の地震にて根ゆるぎたる爲なりとせられたり。

弘前八幡宮

弘前八幡宮〔註七七・七八〕にては、境内御宮近邊竝に樹木薄立の場所へ、二四九三(天保四年)三千百本、二四九四(天保五年)千二百本、二四九五(天保六年)四千本、二四九六(天保七年)千八百本、都合一萬百本の小杉を植付け、其後復た千二百本を植付け、内一萬餘本根付きたるが、該杉成木に伴ひ過分厚立の場所も生じ、今後成木の差障りとなるの故を以て、二五〇四(弘化元年)二月、格別差障りとなるもの其他枯木等五尺廻り以上の杉木拾一本を焚用として伐取方〔註七九・八〇〕願出で、二五一〇(嘉永三年)六月には同様の趣旨を以て神官より、右の内八寸廻りより二尺廻りまでのもの二百五拾本の間伐〔註八一〕を願出で、許されて百七拾本を伐取り、同時に他方に於て二百五拾本の小杉を植付けたり。

中野神社

黒石藩なる中野神社(陸奥國南津輕郡山形村字南中野)境内は、二三七九(享保四年)十月、廿二町歩餘と定められ、其内松・杉・栗等により林立〔註八二〕てたるもの九町歩餘あり、翌二三八〇

(享保五年)年四月、同社不動尊の境に檜の植立〔註八三〕を命じ、二三九〇(享保一五年)年四月には、杉二千本〔註八四〕を植付けしめ、風致大に見るべきものあるに至りしが、二四六三(享和三三年)四月、弘前藩主津輕信寧、更に京地より楓樹百種を同境内に移植〔註八五〕して奉納し、今尙生茂して風致を添へつゝあり。

餘と定められ、其内松・杉・栗等により林立〔註八二〕てたるもの九町歩餘あり、翌二三八〇

（享保五）年四月、同社不動尊の境に檜の植立〔註八三〕を命じ、二三九〇（享保一五）年四月には、杉二千本〔註八四〕を植付けしめ、風致大に見るべきものあるに至りしが、二四六三（享和三）年四月、弘前藩主津輕信寧、更に京地より楓樹百種を同境内に移植〔註八五〕して奉納し、今尙生茂して風致を添へつゝあり。

（備考）中野山は黒石を距る東方二里二拾町、温湯温泉より拾四町を距て、古來楓の多き地なりしが、弘前藩主の移植奉納により、満山殆ど楓樹を以て覆はれ、晚秋降霜の候は絢爛たる錦を織り成せり、又瀑布あり高さ三丈、恰も素絹を懸けたるが如く、其清流山麓を縈れり。

羽前國羽
黒山

二三二八（寛文八）年十月、羽黒山への下知狀〔註八六〕に『神木之儀者不レ及レ申、堂社近邊之山林、縦雖レ爲ニ別當ニ猥不レ可ニ伐荒、但支配ハ別當可レ致レ之、若本社末社破損之節者、衆徒令ニ相談ニ可ニ伐用ニ之事、山麓面々之坊内ニ有レ之樹木可レ爲ニ自由、併表面之分不レ可ニ伐荒ニ事』とあり、風致を損傷する伐木を制限したり。二四〇六（延享三）年五月、同山神路坂伐木事件巡見の際、羽黒山支配の並木林〔註八七〕あり。

楢尾神社

幕領羽前國西田川郡西郷村楢尾神社の楢尾山宮山〔註八八〕は、二三二九（寛文九）年四月、南は丸山田切、西は澤切、北はいけ切、又學頭の山は西は丸山東之通切、南は田切、北はいけ切と書上げて申請けたるものなりと古書にあり、神主支配の宮山は古來樹木を植栽したるも、社僧支配の分は當時適當の青木無かりし故を以て、自今植付に出精すべき旨、二三九六―四〇〇（元文）年代、一山の者に申渡〔註八九〕したるが、二四一二（寶曆二）年の掟書〔註九〇〕を

①鳥城志

以て、境内山林の儀に付ては、自今何事によらず、神主・社僧協調の上、六供下社人等へも申談じ、一山評議の上措置すべき旨定められ、二四五二(寛政四)年四月の文書(註九二)によれば、社内永福寺の住職賢喩は、八十年以前下墓所の後なる宮林に杉苗數百本を植立て、其後惠喩住持の時も植添へたりとあり。二四五三(寛政五)年五月に至り、自分山林屋敷に植付けたる青木と雖、無斷にて伐採することを禁(註九三)せられ、宮林手入の爲撰取る必要ある時は、役所に申出て指揮を受くべきこととなり、後年(註九三・九四)に至りては『境内山林之内、神主植付置候松杉二萬本程も御座候所、餘り厚ク生立悪ク御座候、其去年雪折數多御座候ニ付、捨置候も迷惑至極ニ奉存候』とて、梶尾神主・同社僧・六供下社人等連署の上、松百本・杉二百本(何れも元口指渡三寸乃至五寸)のすぐり切を寺社奉行に願出てたり。

下居權現社

二三八〇(享保五)年三月、幕領村山郡箕輪村(羽前國西村山郡醍醐村)なる總鎮守下居權現社の例規中『權現之社、常々可掛心、社地へ松・桂込しけり候ニ致、或ハ□宮建立修覆等之砌者、村相談之上、役所にも窺伐可_レ用事』と記して、松・桂の繁茂を圖り、主として社の風致上に資することとせり。

浮島神社

二四八〇(文政三)年六月、大沼山(西村山郡大谷村)大行院(浮島大明神別當)に宛てたる五人組遵守法度中に『御社林之義、別而手入堅不_レ仕差置申間敷候御事』とあり。因に大沼は世に名高き所にして、二四四七(天明七)年五月、古河古松軒が『沼の内に浮島六十六有、大成島は方五六尺、小なるはわづか一尺餘り、沼の西に散在せり、島毎に諸生茂り』といへるもの即ち是なり。

①②編年村山郡史 ③東遊雜記

羽後國杉ノ宮大明神

秋田藩内杉ノ宮大明神(雄勝郡杉宮村)境内に、二二五六―七四(慶長)年代以來、二三七二

(正徳二年)に互り、神杉十五萬餘本を植付けたるは、奉養林の項に記せる如し。同藩なる平鹿郡今宿村

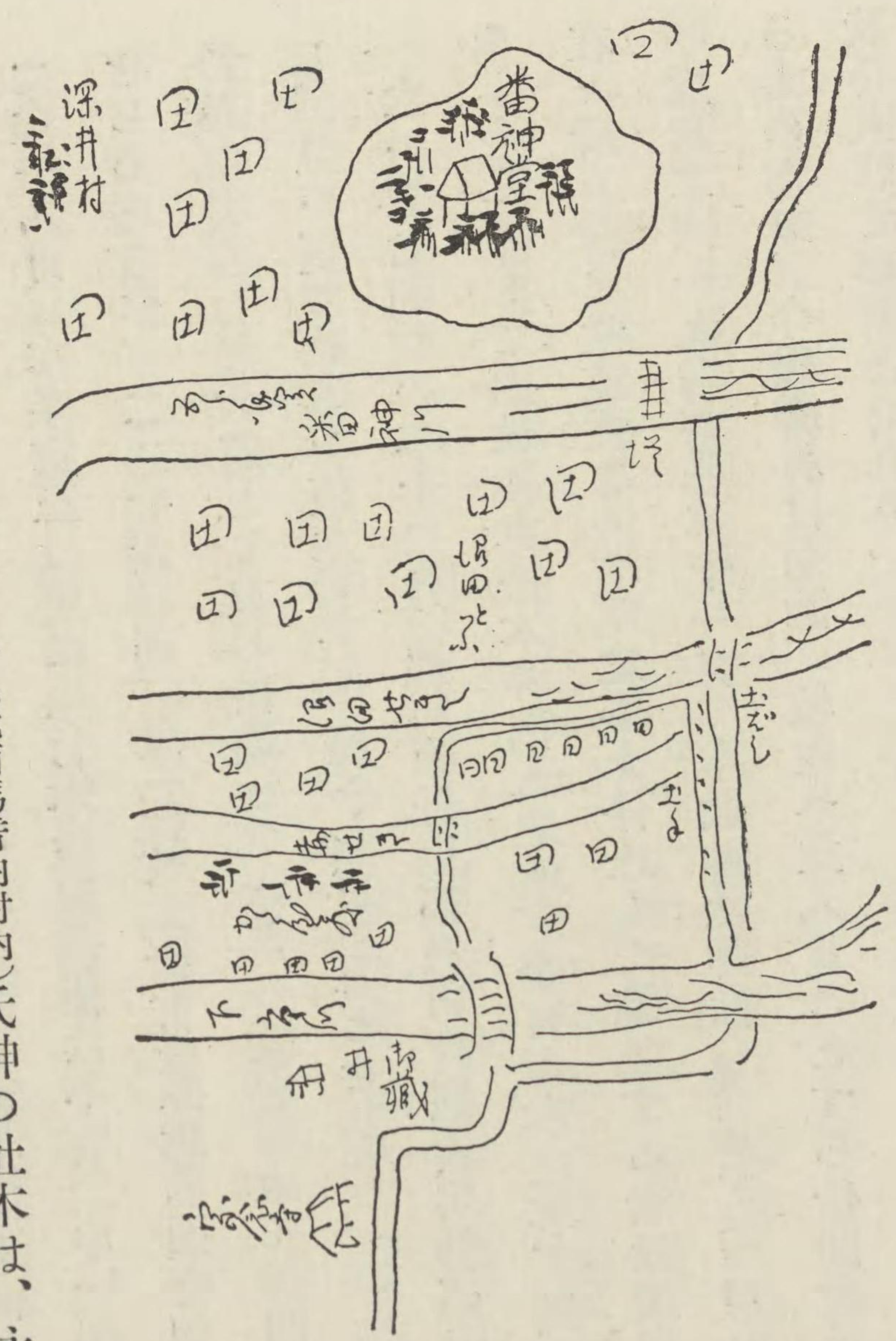
同藩なる平鹿郡今宿村

五六尺、小なるはわづか一尺餘り、沼の西に散在せり、島毎に諸生茂り』といへるもの即

ち是なり。

秋田藩内杉ノ宮大明神（雄勝郡杉宮村）境内に、二二五六―七四（慶長）年代以來、二三七二（正徳）年に互り、神杉十五萬餘本を植付けたるは、奉養林の項に記せる如し。

羽後國杉ノ宮大明神
番神堂



秋田藩番神堂古圖
九五』は『其以後神々之御神體相下シ松柳等植置、森林と罷成候』時、即ち二三五五（元祿八）年九月、領主渡り野に際し、社段より森の態を眺めて賞美し、且つ社後の大松一本に御身隱之松と命名した

西馬音内氏神
越前國水落神明社

り。同藩内雄勝郡西馬音内村（元西馬音内村内）氏神の社木は、永世御宮飾り木〔註九六〕とするこ
と、し、同藩寺社奉行の裏判を申請けたり。

近古二二五〇（延徳）二年十一月、水落神明神社（今立郡神明村）に對し、神明之森木は用木た

章三 風致的林系 一 風致林

りと雖、伐木禁制の觸〔註九七〕あり。二二二八（永祿二）年十一月、北庄橋修理の爲、同樹林の伐木方〔註九八〕を願出でたるも許されず。二二四三（天正二）年八月、丹羽長秀は、神明之森は神木雜木共一切伐採を嚴禁〔註九九〕し、木苗植立方を命ずるところあり。二二七三（慶長一八）年九月、本多富正は更に『竹木伐取候儀は不_レ及_レ申』掘ることまで堅く停止〔註一〇〇〕せしめたるが、二二七六（元和二）年三月、松平忠直越前國を領するに及び、鳥羽野の内に於て森の場として大道より東の田端まで水落の森を、永く神明神社に寄附〔註一〇一〕するとし、且つ更に諸木を植立〔註一〇二〕てしむるとせり。

釵大明神

二一五七（明應六）年十二月、越前國丹生郡織田村釵大明神領山林等に付き朝倉景亮は、禁制〔註一〇三〕として内林樹木拾木等出入之事、金宮用木之事、風呂山之事、林河内用木之事、在々所々村ノ堂道橋等ノ所望之事を停止し、違犯する者は嚴科に處する旨を令達せり。

木船神社

近世二四一九（寶曆九）年十一月、木船神社神林（越前國平泉寺内）内にて朽栗の一木を伐取りたるものあり、今後神林は勿論、境内へ立入ることすら仕間敷旨、氏子惣代より平泉寺へ詫状を入れて事済となれり。

天王宮

丹生郡天王村（朝日村内）天王宮は、往年信長及秀吉より『山林竹木伐取之事、附芝刈取之事』其他禁制の建札〔註一〇四〕を許されたるが、本社大破と共に禁制札も立腐れ、數年來中絶となりたるに付、二四六五（文化二）年十二月、右禁制札再建方を神主より幕府の寺社奉行

◎平泉寺文書上卷

加賀國多田八幡宮

へ願出でたるも、一旦中絶したるの故を以て許されず。近世二三〇九（慶安二）年四月、金澤藩主前田利常は、能美郡多田八幡宮（小松町多太神社）の禁制中、竹木の伐採を特記〔註一〇五〕せしめたり。

加賀國八幡宮

絶となりたるに付、二四六五(文化二)年十二月、右禁制札再建方を神主より幕府の寺社奉行

①平泉寺

加賀國多
田八幡宮

へ願出でたるも、一旦中絶したるの故を以て許されず。

近世二三〇九(慶安二)年四月、金澤藩主前田利常は、能美郡多田八幡宮(小松町多太神社)の禁制中、竹木の伐採を特記〔註一〇五〕せしめたり。

加賀國八
幡宮

二三四五(貞享二)年七月、鞍降莊加賀爪赤馬場(河北郡津幡町)總社八幡宮神主より、藩へ上申したる同神社の由來書〔註一〇六〕によれば、同社は正保(二三〇四―七)年間藩主微妙院より、社頭を飾るべき植松三百五拾本を人足と共に拜領し、神前に植付けたりと云ふ。

黑津舟神
社

二三七四(正徳四)年八月、大風あり、加越能三國の松木倒るゝもの多く、加賀國黑津舟神社(河北郡内灘村字大根布)の神林〔註一〇七〕も被害尠ならず、社廻の神林薄くなり、特に神前通り一向に松木なきを以て、明年より苗松を下附し、十ヶ年間二萬本植付の願を許せり。

能登國氣
多神社

近古二二四八(天正一六)年十月、氣多神社(羽咋郡一ノ宮村)への條々中『神林小松以下、不_レ可_二伐採_一之事』あり。二二七六(元和二)年七月、金澤藩より同神社はやし所として宮廻二町四方を寄進〔註一〇八〕し、神社莊嚴の植林をなさしめたるが、二三〇七(正保四)年四月、一宮法式中に『山林竹木猥不_レ可_二伐採_一之事』を記せり。

佐渡國牛
頭天王、
八王子合
殿

近世二四六四―七七(文化)年代、羽茂郡羽茂本郷(佐渡國佐渡郡羽茂村内)なる牛頭天王、八王子合殿に千株の櫻花〔註一〇九〕を植ゑたり。

播磨國大
避神社

赤穂郡坂越村字生島大避神社の所在地は、内海灣内に在り、全島常緑樹の密林を以て覆

はれたる八町歩の一小島なるが、古來神地として濫に人の入るものなく、島中の草木亦能く保存せられ、冬期も鬱蒼たる光景を呈せり、幹の大なるものには目通周圍三尺八寸の椿、同五尺の榊、同六尺のもちの木、同一丈三尺餘の黒松、同一丈八尺の樟等あり。

備前國西
菅野村宮山

近世二三四四(貞享元)年八月、岡山藩領津高郡西菅野村宮山(備前國御津郡野谷村内カ)の矢筈竹〔註一〇〕伐採を禁ぜらる。

周防國本
郷村八幡山

玖珂郡本郷村の八幡山〔註一一〕は、山鬼靈神の所有と言傳へ、往古より神木採用被差留たるが、近古二二五二一五(文祿)年代、毛利輝元嚴島神社造營に際し、同山より檜三百本餘を伐採せしめし爲、其翌年春より六箇村氏子其祟を受け時疫を煩ひたりとの口碑あり。

伯耆國大
藏大明神

近世二二七三(慶長一八)年五月、日野郡生山大藏大明神宮山(日野上村内)の竹木は、一切伐るを嚴禁する旨領主より達したり。

隱岐國水
若酢命神社

二四六四一七七(文化)年代、伴信友は、隱岐國隱地一宮(穩地郡五箇村字郡)なる延喜の名神大社水若酢命神社につき『社ハ田園ノ中ニアリテ(中略)蕭々タル林下、宮殿神々』と記せり。

紀伊國本
宮村御宮向山

紀伊國東牟婁郡本宮村御宮向山は、大半雜木草山なりしを、二四九五(天保六)年十二月村方とも談合し、又村内の重立つ者よりも寄進せしめて杉・檜を植立(一一二〇)つるとし『社中村方申合、諸木伐荒シ或は盜伐等いたし候者、小前末々に至迄家別供吟味ニいたし嚴敷政道可致筈。政道之儀は、社中より寺社御奉行所相達、村方ハ御代官所届置、右心

①日野郡史 ②神名帳考證土代

得違之者有之候ハ、社中村方共申合、在所追放いたし可申筈』等の儀定書を取替はせ、翌二四九六(天保七)年二月より、二四九七(天保八)年二月に互り盛に植樹したるが、當時坂口屋某外八名より寄進植栽したる杉・檜一萬千三百本に達せり。

三浦中村方申合 諸木伐荒シ或は盜伐等いたし候者、小前末々に迄家別供吟味ニいたし嚴敷政道可レ致筈。政道之儀は、社中より寺社御奉行所と相達、村方ハ御代官所と届置、右心

得違之者有レ之候ハ、社中村方共申合、在所追放いたし可レ申筈』等の儀定書を取替はせ、翌二四九六(天保七)年二月より、二四九七(天保八)年二月に互り盛に植樹したるが、當時坂口屋某外八名より寄進植栽したる杉・檜一萬千三百本に達せり。

二二六二(慶長七)年九月、徳島藩は杉尾山(名東郡國府町字矢野、杉尾神社所在地神山)八町の内にて竹木を伐採(註一一三)し、殺生を爲すことを禁ぜり。

二二七八(元和四)年二月、阿波國田野村(勝浦郡小松島町内)大乘院に對し『天王宮廻竹木一本も不レ可レ伐採』(註一一四)と令したり。

二二八八(寛永五)年十一月、徳島藩は、城下近の佐古村(徳島市)諏訪明神社の拜殿廻り一町四方に於る草木等の採取を禁止する旨制札(註一一五)を立てたり。

二三〇〇(寛永一七)年十一月、同藩は、勝浦郡小松島の辨財天山を寺島某に預け、嚴重に諸木を保護(註一一六)せしめたり。

二三一〇(慶安三)年十二月、阿波國板野郡吹田村(板西町内)なる岡宮御林の御法度に付、同村の百姓より『彌々以來とても岡宮御林へ參、木くばニ而も取申候ハ、曲事に被レ仰付候、其時少も迷惑と申間敷候』云々との覺書(註一一七)を村政所へ差出して、岡宮御林の保護を約せり。

若宮八幡社
二三四六(貞享三)年二月、名東郡新濱浦(徳島市)御林内に在りたる同浦の氏神若宮八幡社大

雪の爲破損せしにより、修覆用材〔註一八〕として氏子より該社宮林の神木中、松六本・栲一本の拜領竝に他に松三拾本の下拂を願出でたりしが、右願木は、籠ノ口より見ゆる所にして、願通り許可する時は見懸を損ずるの故を以て、其時限り神木は無代、其他は有料を以て下附せられたり。

伊豫國福
岡八幡社

福岡八幡の樹叢は、伊豫國周桑郡丹原町福岡八幡神社の所在地に在り、松山街道の東側に接し、椀を伏せたる如き丸形の丘上に鬱蒼として生茂せり、樹種は暖帶固有の常緑潤葉樹タイミンタチバナ・ヤマモモ・ホルトノキ・クロバイ・カンザブロウノキ・ヤマモガシ・リンボク・クロガネモチ・カゴノキ・イヌヒバ・クチナシ等にして、平野に孤立して群生せるは全く該神社の爲なりとす。

土佐國土
佐神社

近古二二三〇―二二(元龜)年代、秦元親により土佐神社(土佐郡一宮村)再興せられたるが、社の東北に宮林ありて松杉鬱鬱たり、又社の南に二王門あり、街衢左右に高杉竝立せり。

若宮八幡
宮

近世二二八六(寛永三)年二月、高知藩主山内忠義は、香川郡(吾川郡)長濱村なる若宮八幡宮別當長樂院に禁制〔註一九〕を下し『宮寺山林竹木柴草等刈取之事』を其一條とせり。

西山八幡
大神

二三九六(元文元)年、香我郡(香美郡)夜須村西山の八幡大神に宮林〔註二〇〕あり、東西六拾間南北三拾間、無貢御山方支配にして、氏子等が諸木を植立てたるものなりと云ふ。又同年頃同神社に、東西八間南北百間餘の馬場あり、南北二町餘東西三拾五間許には西側の高

堤に並松ありたり。

豊前國香
春神社

中古一四九七(承和四)年十二月、太宰府の上言に『豊前國田河(川)郡香美岑神(中略)元來是石山而土木惣無、至延曆年中、遣唐請益僧最澄、躬到此山祈云、願緣神力、平得渡海、

①天然記念物解説 ②土佐州郡志

年頃同神社に、東西八間南北百間餘の馬場あり、南北二町餘東西三拾五間許には西側の高

①天然記念

堤に並松ありたり。

豊前國香
春神社

中古一四九七(承和四)年十二月、太宰府の上言に『豊前國田河(川)郡香美岑神(中略)元來是石山而土木惣無、至延曆年中、遣唐請益僧最澄、躬到此山祈云、願緣神力、平得渡海、即於山下、爲神造寺讀經、爾來草木翳鬱、神驗如在、每有水旱疾疫之灾、郡司百姓就之祈禱、必蒙感應』とあり。

豊後國山
王森其他

近世二五〇一(天保二)年九月、臼杵藩下中尾村(大分郡賀來村内カ)山王森及天神之森に在りたる櫟・椿(註二二二)等、二五一五(安政二)年十月、平岡村諏訪明神森に於て杉(註二二三)を盜伐し、過料に處せられたるものあり。尙同藩にては同年神佛の森立替ありたり。

筑前國竈
門神社

筑紫郡太宰府町に近き寶滿山は、頂上に竈門神社上宮(神武天皇の御母君玉依姫を祀る)あり、其境内林は既に大部分伐採され、新に植林されつゝあるも今尙樅・雜木の天然林密生し、樅の如き樹齡二百年以上に達せるものあり。

肥前國多
久聖廟

近世二三四八一六三(元祿)年代、小城の領主は、小城郡多久村多久聖廟に、聖廟葺補等の用として昌平山といふを寄附せり、昌平山は一に廟山ともいひ、段別七町餘ありたり。

家晴靈神

二四七二(文化九)年六月、佐賀藩諫早(北高來郡)の家晴靈神は、藩主格別の趣意を以て草創されしものなるに付、祭事其他に付て永久の規模を定め置くの要ありとなし、境内の圍たる諸木植立(註二二三)等に就て普く達する所ありたり。

稻主大明神

二五二八(安政五年)二月、肥前國志久村(杵島郡北方村)稻主大明神大宮司某より、同神社宮山〔註二二四〕は數年來惡木のみ立込み、殊の外見掛悪しきにより下木の分を切拂ひ、小杉其他場所により桃・櫻等を植付たき旨願出でたり。

拜領屋敷ノ稻荷社

二五二二(文久二年)二月、佐賀藩多久知行所内蒲原某拜領の屋敷地等をも藩の用地たらしめんとせし際、同地内に勸請の稻荷社には、見透無き程樹木繁茂〔註二二五〕せるが、曾て其枝葉をも伐取らしめざりしものなるを以て、差支なき限り現状のまま、差置かれたしと願出でたり。

薩摩國鹿兒島神社

近古二二〇一(天文一〇)年九月、詩人桂庵が甫めて鹿兒島神社(鹿兒島郡伊敷村)に詣でたる時の七絶に『千年廟食古祠深。家國競傾崇仰忱。不用周人論戰栗。宮前松柏翠森森。』とあり、社頭松柏の森々たる景趣を想見するに足るものあり。

對馬國那祖師大明神

二〇〇〇一五(興國)年代、對馬國の中村彈正忠頼次は神山の制を定めたるが、近世二四五(寛政三年)二月、嚴原藩内小鹿村(上縣郡琴村内)那祖師大明神本社建直しの爲、神山の松・椎數本を伐採〔註二二六〕せしめたることあり。

註一 【社家制法】 ○徳島縣廳

註二・三 【羽鹿政令】 ○石川縣羽咋郡柏崎村岡野保雄氏

註四 【寶曆七丑年五月 岡野文書】 ○同上

註五 【山方御仕法】 ○同上

註六 【能州社家神木等伐木之義に付櫻井守衛心附之趣仕方ヲ以願出云々一件】 ○石川縣羽咋郡樋川村岡部恒氏

註七 【山林方緊要拔萃】 ○仙臺市伊達伯爵邸

註八 【御屋敷方御定】 ○仙臺市清水東四郎氏

註九・一〇 【山林方緊要拔萃】 ○伊達伯爵邸

註四 【寶曆七、五年五月 岡野文書】 ○同上
註五 【山方御仕法】 ○同上

註六 【能州社家神木等伐木之義に付櫻井守衛心附之趣仕方ヲ以願出云々一件】 ○石川縣羽咋郡樋川村岡部恒氏

註七 【山林方緊要拔萃】 ○仙臺市伊達伯爵邸

註八 【御屋敷方御定】 ○仙臺市清水東四郎氏

註九・一〇 【山林方緊要拔萃】 ○伊達伯爵邸

註一一 【井田衍義十四】 ○熊本市細川侯爵別邸

註一二 【公義御屋敷御達書寫御帳】 ○熊本縣上益城郡朝日村藤岡育太郎氏

註一三 【社除地反別高寄帳】 ○青森縣廳

註一四 【弘化五年 齋藤長門御廻狀竝諸用留帳】 ○弘前市小人町齋藤久光氏

註一五 【若林農書卷二】 ○編者

註一六・一七 【憲章簿】 ○高知市高知圖書館

註一八 【山方定目】 ○高知市山内侯爵別邸

註一九 【海南政典卷十二】 ○同上

註二〇 【畑山文書】 ○新潟縣中頸城郡名香山村畑山鹿次郎氏

註二一 【棟方實勝覺書】 ○弘前市新町岩見常三郎氏

註二二 【御家被仰出】 ○盛岡市南部伯爵別邸

『一、寺社境内樹木之儀は、專寺社黒み之ため、普請入用手當ニ平常手入致置候之事なから、其内には過木を願、拂木に致候義有之候、境内之樹木ニ而茂急卒非常之御備ニ茂相成候事故、據有之之外者願出候儀相控、無之據次第ニ而被ニ下置候分ハ、元木壹本に付、杉五本ツ、植繼可申旨、先達而御沙汰被成候、依之右御沙汰以來被ニ下置候之分、追々植繼致置可申候間、右植立木數書上可申候、尤向後共依願樹木被ニ下置候、後々植繼書上候ハ、御山奉行廻山等之序を以見分致候様被ニ仰付置候間、此旨相心得可申事。

右之通寺社御奉行に申渡之

註二三 【諫早日記】 ○長崎縣諫早町諫早男爵邸

註二四 【定書】 ○滋賀縣園城寺

註二五 【山方之事】 ○宇和島市伊達侯爵別邸

註二六 【山林古老傳上】 ○福岡市黒田侯爵別邸

註二七 【山林沿革史卷一】 ○農林省

註二八 【貴布禰訴陳御裁許記】 ○京都市賀茂神社

註二九・三〇・三一 【寛文五年社中日並記】 ○同上

註三二 【賀茂貴布禰訴訟一件】 ○農林省

註三三 【明和八年卯年從二月至九年四月社記】 ○賀茂神社

註三四 【寛政十三年丙午日記】 ○同上

註三五・三六 【社寺領性質之研究資料】 ○農林省

註三七 【山田奉行長野友季日向正成書狀】 ○宇治山田市神宮支廳

註三八・三九 【三方會合記録】 ○同上

註四〇 【宮山木沙汰文】 ○同上

註四一 【憲教類典四ノ十三】 ○内閣文庫

註四二 【教令類纂初集九十一】 ○同上

註四三 【權現神事祭禮自役法度帳】 ○山梨縣中巨摩郡金櫻神社

註四四 【乍恐願書を以御訴訟申上候】 ○同上

註四五 【吉澤村に御嶽村より取置候寫】 ○山梨縣中巨摩郡吉澤村役場

註四六 【龜澤村より猪狩村に差出書付寫】 ○同上

註四七 【弘化四未年天澤櫻伐木一件日記ノ拔書】 ○同上

註四八 【爲取替議定之事】 ○同上

註四三 【權現神事祭禮自役法度帳】 ○山梨縣中巨摩郡金櫻神社
註四四 【乍恐願書を以御訴訟申上候】 ○同上

註四五 【吉澤村に御嶽村より取置候寫】 ○山梨縣中巨摩郡吉澤村役場

註四六 【龜澤村より猪狩村に差出書付寫】 ○同上

註四七 【弘化四未年天澤櫻伐木一件日記ノ拔書】 ○同上

註四八 【爲取替議定之事】 ○同上

註四九 【差上申濟口證文之事】 ○同上

註五〇 【御嶽山神領地ニ杉檜苗木植付仕法書】 ○山梨縣廳

註五一 【憲教類典四ノ十三】 ○内閣文庫

註五二 【蘇古今沿革志】 ○長野縣廳

註五三・五四 【教令類纂七】 ○内閣文庫

註五五 【憲教類典四ノ十三】 ○同上

註五六 【天和二年以降被仰出たる御定頭書】 ○宮城縣廳

註五七 【龜岡御神領林之圖裏書】 ○同上

註五八 【天和二年以降被仰出たる御定頭書】 ○同上

註五九 【一關沿革史】 ○巖手縣西磐井郡一關町山口正名氏

註六〇 【篤焉家訓】 ○盛岡市盛岡圖書館

註六一・六二 【五戸御代官所神林帳】 ○青森縣廳

註六三・六四・六五・六六 【原始漫筆風土年表】 ○青森縣下北郡大畑村宮浦力四郎氏

註六七 【慶長七年齊藤長門御用留帳】 ○齊藤久光氏

註六八 【寬政七年齊藤長門神明宮御用留帳】 ○同上

章三 風致的林系 一 風致林

- 註六九 【天保三年 齋藤長門御宮御用留帳】 ○同上
- 註七〇 【天保十二年 齋藤少貳御廻狀并諸用留帳】 ○同上
- 註七一・七二・七三 【天保十五年 小野政之進年中留書】 ○弘前市禰宜町小野善成氏
- 註七四 【享保十三年日記】 ○弘前市津輕伯爵別邸
- 註七五 【平山年代記】 ○青森縣北津輕郡榮村平山爲之助氏
- 註七六 【明和五年梅田日記】 ○岩見常三郎氏
- 註七七・七八 【天保七年 小野若狹年中記】 ○小野善成氏
- 註七九 【天保十五年 小野政之進年中留書】 ○同上
- 註八〇・八一 【嘉永三年 小野若狹年中記】 ○同上
- 註八二 【中野神社由緒書】 ○青森縣南津輕郡山形村山内辰三郎氏
- 註八三・八四 【郷社中野神社由緒】 ○同上
- 註八五 【中野神社由緒書】 ○同上
- 註八六 【出羽國羽黑山掟】 ○山形縣羽黑山社務所
- 註八七 【神路坂伐木事件】 ○同上
- 註八八 【宮山申請候覺】 ○山形縣西田川郡西郷村梶尾神社
- 註八九・九〇 【梶尾一山之者に申渡】 ○同上
- 註九一 【梶尾山永福寺尋書】 ○同上
- 註九二 【梶尾一山之者に申渡】 ○同上
- 註九三・九四 【梶尾神社文書之寫】 ○同上

註九五 【番神堂日記】 ○秋田縣平鹿郡沼館町小沼秀靖氏

註九六 【柴田文書】 ○秋田縣雄勝郡西馬音内町柴田善助氏

註九七・九八・九九・一〇〇・一〇一・一〇二 【神明神社文書】 ○福井縣廳

「水落神明之森神木雜木等茂采之疾、一切令止亭上上者、木苗以下直之堅可相守、且於日本入者以墨寸可申出之家、導其意、

註九二 【栢尾一山之者に申渡】 ○同上
註九三・九四 【栢尾神社文書之寫】 ○同上

註九五 【番神堂日記】 ○秋田縣平鹿郡沼館町小沼秀靖氏

註九六 【柴田文書】 ○秋田縣雄勝郡西馬音内町柴田善助氏

註九七・九八・九九・一〇〇・一〇一・一〇二 【神明神社文書】 ○福井縣廳

『水落神明之森神木雜木等伐採之族、一切令停止上者、木苗以下植之堅可相守、但於用木入者以墨付可申出之條、得其意、自然猥族於在之者可注進、交名可加成就之狀如件。』

天正十一年八月晦日

長

秀(書判)

當社

神主 殿 (註九九抄)

註一〇三 【劍神社文書】 ○福井縣丹生郡織田村劍神社

註一〇四 【三聽祕錄八】 ○内閣文庫

註一〇五 【石黑文書】 ○石川縣能美郡金野村石黑勝次氏

註一〇六 【赤濱八幡神社由緒】 ○石川縣河北郡津幡町字加賀爪赤濱八幡神社

註一〇七 【改作所舊記】 ○東京市前田侯爵邸

註一〇八 【加藩慶長以來定書上】 ○同上

註一〇九 【佐渡志禮卷】 ○新潟縣佐渡郡眞野村山本半藏氏

註一一〇 【土壤山林竹木取締並訴訟拔書】 ○岡山市池田侯爵別邸

註一一一 【玖珂郡本郷村風土記】 ○山口縣廳

註一二二 【山政道議定書】 ○和歌山縣東牟婁郡本宮村熊野座神社

註一二三・一二四・一二五 【阿淡年表祕錄】 ○德島市蜂須賀侯爵別邸

註一二六 【勝浦郡古文書類寫】 ○德島縣廳

章三 風致的林系 一 風致林

- 註一七 【仕ル書物之事】 ○徳島縣板野郡板西町吉田二郎氏
- 註一八 【御記録自慶長至貞享】 ○徳島地方裁判所
- 註一九 【高知縣吾川郡長濱村誌】 ○高知縣吾川郡長濱村役場
- 註二〇 【高知縣香美郡町村誌】 ○高知縣廳
- 註二一・二二 【御會所日記】 ○大分縣臼杵町稻葉子爵別邸
- 註二三 【諫早日記】 ○諫早男爵邸
- 註二四・二五 【御小物成所日記】 ○佐賀縣小城郡多久村多久男爵邸
- 註二六 【御山々楮木等植付之覺】 ○長崎縣嚴原町宗伯爵別邸

木 寺 飾 り 林

七道諸寺
寺山ノ制

寺飾り林は、中古一四六六(大同元)年八月、平城天皇、七道諸寺の檀越等寺田を佃する等の外に、寺山の樹木を意に任せて斫損することあらば、違勅の罪を以てすべしと勅せられ、又一五五四(寛平六)年四月、宇多天皇御宇、勅して諸寺が山中居住の百姓より枯木下草採取の代償として地子錢を課するを禁じ、同時に百姓等も恣に山中の樹木を伐採するを嚴禁したるは、一面に寺院風致の爲なりと觀るを得べし。降りて近世江戸時代に入るや、各領に於ても夫々寺院の飾り林に付て制度を設くるに至り、一層本林を助長せしめたり。即ち二三一九(萬治二)年六月、金澤藩は寺社奉行をして『寺内竹木猥伐荒不_レ申様可_レ仕事』(註一)と令せしめ、翌年六月、寺社方諸式定書註二中に重ねて之を記して寺院の風致維持に努め、二

金澤藩ノ
制

高知藩ノ
制

三二三(寛文三)年八月、高知藩は掟中〔註三〕に『諸出家中寺持掃除等無_ニ油斷_一并山林竹木等見入能可_レ有事』と規定せり。

(備考) 二三二一―二三二(寛文)年代、熊澤蕃山は其著書中に於て『國々所々にて靈地の山林は、十が九は寺内と成候』

せしめ、翌年六月、寺社方諸式定書註^二中に重ねて之を記して寺院の風致維持に努め、二

①日本後

高知藩ノ

三二二(寛文三)年八月、高知藩は掟中〔註三〕に『諸出家中寺持掃除等無^ニ油斷^一并山林竹木等見入能可^レ有事』と規定せり。

(備考) 二二二二一三二(寛文)年代、熊澤蕃山は其著書中に於て『國々所々にて靈地の山林は、十が九は寺内と成候』と記せり。

高田藩ノ

二四〇六(延享三)年七月、高田藩は『寺院境内之立木伐採候ハ、目通三尺廻り以上之木ハ、先代より届出候様達置候處、心得違無^レ届伐木候寺院も有^レ之哉粗相聞候ニ付、先規之通相

盛岡藩ノ

届候様向々へ可^ニ相觸^一旨』〔註四〕領奉行より組々大肝煎へ觸出し、二四三三(安永二)年閏三月、盛岡藩〔註五〕は、從來同城下之諸寺院境内樹木を、事情に依り伐採せしめたるとありしも、

仙臺藩ノ

今後小木と雖見分の上ならでは許さざるとし、仙臺藩は二五〇〇(天保一)年、諸寺院百姓居久根等植立の青木伐採に關する取扱條目〔註六〕を定めて濫伐に備へ、徳島藩は二五三〇

徳島藩ノ
國別寺別ノ風致林
山城國諸
神護寺ノ
杉檜楓

(明治三年九月、寺院永世之制法〔註七〕として『境内之樹木猥^ニ不^レ可^ニ採用^一事』と定めたり。斯くして何れの寺院に於ても風致を目的とする森林を多少有せざるもの殆ど無き有様となるに至れり。今之を國別、寺別として其狀況を観るときは凡次の如し。
③神護寺は京都市右京區梅ヶ畑高尾町に在り、元高雄寺といふ古刹ありしが後廢絶し、一四五二一六五(延暦)年中、和氣清麿の河内國に建立せし神願寺を、一四八四(天長元)年九月、和氣眞綱が此處に移せるものにして、近古一八九〇(寛喜二)年閏正月、修理東大寺大佛長官小

勝林院ノ
老楓

槻宿禰は、神護寺の四至堺に勝示を打たしめ。且樵採漁獵を禁ぜしめたり。明治維新の際一旦上地せしが、二五六一(明治三四)年三月、上地の山林を下戻され、寺域八町四段餘歩、爾後境内に杉・檜五萬本、楓樹三千本を植付け、山内名勝の補修に努めたり。愛宕郡大原村なる勝林院は、中古一六七三(長和二)年の開基に係り、聲明梵唄の本源にして、院の東南に小野山を負ひ林泉を構へ號して契心園といふ、足利將軍楓の宴を張れる舊地にして、門外は即ち羅漢橋とし、合抱の老楓行をなせり。

大雲寺ノ
山林

愛宕郡岩倉村なる大雲寺は、一六三一(天祿二)年勅により建立、寺域並莊園を附せられ、當時の境域山林を併せて數十町に及べりと云ふ。

南禪寺ノ
老松

近古一九四八―五二(正應)年代に建立されたる京都東山なる南禪寺は、五山の上たる大禪刹にして『四海神秀、龍蟠虎踞、雲雨吐納、草木茂暢(中略)寔天造神闕之福地』と記せるものあるが、近世二三五七(元祿一〇)年九月、寺社奉行松平紀伊守は『伐採山林等之竹木刈草事、附取石事』を禁制の一條とせり。同寺は舊三井寺の別院最勝寺の境域たりしも、後荒廢に歸したりしを、龜山上皇離宮を營み、更に本寺を開き給ひたるものにして、封疆卅八町餘歩、老松蒼鬱として寺境を覆へり。維新後廿餘町歩を上地し、現在拾一町餘歩に減ぜりと雖、疏水路寺境を遶り。左溪の棧橋、前丘の陸舟又以て一大美觀を呈せり。二〇一二(正平七)年二月、將軍足利義詮は、訴により、京都なる東寺の山林等に濫妨する者

東寺ノ山
林

①②大日本寺院總覽 ③濟北集十 ④天下南禪記 ⑤京都寺社制札留 ⑥大日本寺院總覽
⑦東寺百合文書

を停めしめ、近世二二六九(慶長一四)年八月、徳川秀忠は下知狀〔註八〕を以て、領内山林に濫

に出入して竹木伐採すべからざる旨の高札を建てしめたり。

洛北今出川の相國寺は、二〇四五(至徳二)年、足利義滿の草創せる禪刹にして、寺域は南御

相國寺ノ
蒼竹

東寺ノ山

二〇一二(正平七)年二月、將軍足利義詮は、訴により、京都なる東寺の山林等に濫妨する者

①②大日本寺院總覽
③東寺百

を停めしめ、近世二二六九(慶長一四年)八月、徳川秀忠は下知狀〔註八〕を以て、領内山林に濫
に出入して竹木伐採すべからざる旨の高札を建てしめたり。

相國寺ノ
蒼竹

洛北今出川の相國寺は、二〇四五(至徳二)年、足利義滿の草創せる禪刹にして、寺域は南御
苑、北御靈社に接し、七町六段六畝餘歩あり、古竹蒼竹鬱々として堂宇を圍繞し、幽邃閑
雅の淨地をなせり。

鹿苑寺ノ
楓

二一四五(文明一七年)十月、將軍足利義滿は、鹿苑寺(一名金閣寺)(葛野郡大北山村)に臨みたる
際、前年の戦亂中に大半斫られたる楓の跡を偲び、近古二二五八(慶長三)年九月、豊臣秀吉
は、前田徳善院玄以の名を以て同寺に對し『山林等猥不伐採様、堅可申付事肝要候也』
と達せり。

立本寺ノ
竹木

二一五六(明應五)年六月、京都京極なる立本寺に對し、若狹前司神宿禰等の名を以て『伐採
竹木事』を禁制の一條とせり。

要法寺ノ
竹木

二二一一(天文二〇)年二月、京都二條なる要法寺に對し、三好長慶の名を以てせる禁制中『剪
採竹木事』あり。

妙蓮寺ノ
青松

京都上京區寺ノ内大宮なる妙蓮寺は、僧日像の開基に係り、二二四三(天正一)年此處に移
せるものにして寺域三町歩、境内青松多く、虎の尾と稱する名櫻もあり、御苑の車返櫻を
分ち植ゑたるものなりと云ふ。

①大日本寺院總覽 ②大日本寺院總覽 ③藤涼軒日録 ④鹿苑寺文書 ⑤新編法華靈場記三 ⑥要法寺文書

醍醐寺ノ
櫻杉

二二五八(慶長三)年二月、豊臣秀吉は、宇治なる醍醐寺南の廣庭に櫻ノ馬場を構へ、八足口よりヤリ山まで櫻を植ゑしめたり。當時同寺南ノ山には、老杉梢を交へて森嚴の相を呈したり。同年三月秀吉父子同寺へ花見遊覽に際し、興山上人の立願條々中に、花見無事終了せば『千本櫻之外、至三萬木ニ可レ被レ成ニ御殖ニ事』と記せり。

泉涌寺ノ
竹木

二二五八(慶長三)年九月、前田徳善院玄以は、泉涌寺〔註九〕に對し『當寺境内、公儀毎年上レ竹事、自レ今以後御免之上者、竹木等一切不レ可ニ掘採伐、縦誰々詮^(雖か)爲ニ所望ニ不レ可レ有ニ同心、沽却儀於ニ在候ニは可レ爲ニ曲事、爲ニ修理ニ用品所之時は、遂ニ案内ニ可レ被レ隨ニ其者ニ也』と達したり。

仁和寺ノ
山木

近世二二六九(慶長一四)年二月、仁和寺の御條目中『伽藍修理之外、自專山木不レ可ニ伐採ニ事、郷人等盜ニ伐山木ニ事、堅可ニ制止ニ之、若於下背ニ制法ニ之輩上者、計ニ事輕重、或掛ニ過料、或可ニ追放ニ事』とせり。

通妙寺ノ
鬱林

京都五條坂東上鳥部山の通妙寺は、二二八四―三〇三(寛永)年代僧日惣の開基にして、境内より鬱林を隔て、京洛を展望し、鳥部山の一佳景をなす。

清水寺ノ
竹木

二二二四(寛文四)年六月、京都清水寺成就院〔註一〇〕に對し、山林竹木は從來の如く成就院の支配とし、堂塔修理の用途以外、私用にて猥に伐採すべからず、但し下刈は之を行ふべき旨を達せらる。

知恩院ノ
松櫻

二二三九(延寶七)年、京都なる知恩院住持は、幕府の許可を得て新に大路を開き、大門を建て、左右の堤上に松・櫻を植ゑ〔註一一〕て大に舊觀を改めたり、路傍の櫻は江州膳所の城主本多康將の寄附する所にして、世に櫻馬場と稱するもの是なりと云ふ。

①義演准后日記 ②醍醐寺新要録 ③三寶院文書 ④仁和寺宮御條目 ⑤大日本寺院總覽

旨を達せらる。

知恩院ノ
松櫻

二三三九(延寶七)年、京都なる知恩院住持は、幕府の許可を得て新に大路を開き、大門を建て、左右の堤上に松・櫻を植ゑ(註一)て大に舊觀を改めたり、路傍の櫻は江州膳所の城主本多康將の寄附する所にして、世に櫻馬場と稱するもの是なりと云ふ。

笠置寺ノ
鬱林

二三四四(貞享)年代、藤堂高次、相樂郡笠置村笠置寺の維持を講じたるが、維新後更に興隆を圖れり、寺域木津川の南岸に在り、峰高く溪深く、樹木鬱茂、名跡頗る多し。

法然院寺
後ノ山林

二三六三(元祿一六)年九月、將軍徳川綱吉は、京都獅子谷法然院に寺後の山林(註二)を興へたり。

大和國諸
寺若禁林
側ノ

中古一五二三(貞觀五)年九月、清和天皇の御宇大和國に下知して、添上郡般若寺近側十町以内の樹林を禁伐とせり。

多門院知
足院山カ
サリノ竹
木

近世二三四二(天和二)年九月、南笠置村多門院知足院へ口上の趣によれば『坊主共我儘ニ仕、先年も本堂廻り山のかさり之大木を切取、其外山林境内の竹木、我儘ニ賣取、寺物杯も盜賣、案内なしニ立退申坊主共有之』(註三)とて、今後の取締方を指示する所ありたり。

河内國諸
寺井寺ノ
竹心寺ノ
觀心寺ノ
竹木

近古二二四〇(天正八)年四月、南河内郡なる葛井寺一名藤井寺は、禁制中に『爲ニ下剪ニ探ニ竹木ニ事』と規定せられ、二二四六(天正一四)年十月、同郡川上村の觀心寺(註四)は、大政所(豊臣秀吉母)の祈願所たるの故を以て、同寺領の内山林竹木を先々通り寄進せられ、近世二二七四(慶長一九)年十一月、秀頼は禁制を下して『竹木伐取、矢錢以下相懸事』を一條とせり。

①拾遺都名所圖會卷之二 ②大日本寺院總覽 ③三代實錄卷七 ④剛琳寺文書 ⑤大日本寺院總覽

①義演准

和泉國諸
寺松尾寺ノ
竹木

一二三三七(天正五)年三月、織田信長は、和泉郡(泉北郡)なる松尾寺の禁制中に『伐採山林竹木事』を記入せり。

施福寺ノ
山林ト松
並木

泉北郡横山村榎尾山の施福寺は、榎尾寺とも稱す、欽明天皇の朝、僧行滿の開創にして一山八百の坊舎あり、代々の天皇・國司山林田畑を寄進せられ、近世二二七四(慶長一九)年十月、豊臣秀頼は、黒印の禁制を同寺に下して『山屋敷免許之地候間、竹木伐取事堅令停止了』とせり。現今寺域一町五段三畝餘歩、觀音堂表道なる路傍に松の並木ありて數町の長きに互り、一町毎に石標を建てたり。

攝津國諸
寺崇傳寺ノ
竹叢ト松
原

西成郡北中島村なる崇傳寺は、中古一三八九一四〇七(天平)年代僧行基の開創に係り、現今寺域四段餘歩、松林竹叢之を圍み幽邃の趣あり、寺前に存する松原は、長約三町、崇傳寺松原と稱し、二二七五(正徳五年)の返討によりて其名高し。

箕面寺ノ
丹楓

近古二二一一(天文二〇)年五月、池田兵衛尉長正は、豊島郡(豊能郡)平尾村なる箕面寺禁制中『山林伐事、付所々散在者盜剪事』を規定せるが、後年『此一山は丹楓多く、秋の末は三千の樹々綿繡の如く、瀧の流は紅を濯ぎ、樵夫錦著て家に還り、山僧のこゝろを染ぬ、紅の色艶しく、風のかけたるしがらみは、蜀錦を布か如し』云々と記せるものあるに至れり。

本山寺ノ
竹木

二二三二(元龜三)年二月、和田愛菊は、島上郡原村なる本山寺の禁制に『本山寺院内剪採竹木事、如先々堅令停止訖』と規定せり。

四天王寺
ノ竹木

近世二二七八(元和四)年十一月、東生郡(大阪市天王寺區)なる四天王寺の制中『寺中において、せつしやうならひに竹木きりすることあるへからさる事』を記せり。

伊賀國
西蓮寺ノ

年代不明なるも阿拜郡(阿山郡)長田村なる西蓮寺の制書に『當寺之櫻枝をきり候者於在

①松尾寺文書 ②大日本寺院總覽 ③施福寺文書 ④大日本寺院總覽 ⑤瀧安寺文書
⑥攝津名所圖會六 ⑦本山寺文書

院文書 ⑥方廣寺文書

竹木事、如先々堅令停止訖」と規定せり。

①松尾寺
②攝津名

四天王寺ノ竹木

近世二二七八(元和四)年十一月、東生郡(大阪市天王寺區)なる四天王寺の制中『寺中において、せつしやうならひに竹木きりとることあるへからさる事』を記せり。

伊賀國西蓮寺ノ櫻

年代不明なるも阿拜郡(阿山郡)長田村なる西蓮寺の制書に『當寺之櫻枝をきり候者於在之者、曲事可申付候間、可レ得其意者也』とあり。

伊勢國慶光院ノ山林

近世二二九四(寛永一)年正月、度會郡宇治なる慶光院の條々中『山はやしやぶ之事』として、同院山林の保育に努めしめたり。

三河國鳳來寺ノ老杉

二三三〇(萬治三)年七月、南設樂郡鳳來寺村の鳳來寺に對し、山林竹木伐採禁止(註一五)の下知あり。同寺は中古一三六二(大寶二)年文武天皇の勅願により、利修仙人の開創とせられ、海拔千九百五拾尺の山腹に在り、老杉中に堂坊諸院隱見す、有名なる靈木七本杉の中今尙五本を存し、周圍いづれも三丈以上なり。

遠江國諸寺西樂寺及方廣寺ノ竹木

近古二二〇三(天文二)年六月、今川義元は、周智郡市場村なる西樂寺の定中『山林竹木不レ可伐取事』と規定し、二二四〇(天正八)年九月、徳川家康は、引佐郡奥山村なる方廣寺に對し『山四方境用木雜木等、濫不レ可切取事、但有要用之時を以、朱印可申付事』と達して、伐採を制限し、以て寺院の風致を保持せしむ。

油山寺ノ老松杉

磐田郡久努村村松なる油山寺は、中古一四一七—二四(天平勝寶)年代の創建にして、舊寺領朱印高四拾七石、境域三町餘歩ありたり、境内古松老杉枝を交へ幽邃の趣あり。

①一心寺文書 ②三國地誌九十八 ③慶光院文書 ④大日本寺院總覽 ⑤西樂院文書 ⑥方廣寺文書 ⑦大日本寺院總覽

駿河國諸
寺柴屋寺ノ
竹林

安倍郡長田村丸子の柴屋寺^①は一に吐月峰と呼ばれ、國主今川氏の開基にして、近古二一六四(永正元)年春寺となり、近世二二六二(慶長七)年十二月、徳川家康朱印五石を賜へり。寺域四圍悉く竹林を以て繞らし、中に園池あり、又家康手向の楨、開山宗長和尚の手植松等あり、境内の竹は近古二一八一—七(天永)年間、嵯峨より移植せるものにして良材を産し、今尙各種の竹品を製出す、殊に吹囊は吐月峰として廣く行はる。

大石寺ノ
杉櫻

近古二二二〇(永祿三)年八月、今川氏眞は、富士郡上野郷(上條村)なる大石寺の禁制中に『號^②竹木所望^③濫截取事、縦雖^④爲^⑤急用^⑥爲^⑦新寄進^⑧之上者、一切不^⑨可^⑩伐取^⑪事』と規定せしが、同寺は境域四町三段餘歩、老杉鬱として幽邃を極め、又數百株の櫻樹ありて花時滿山馥郁たり。

本門寺ノ
竹木

二二三三(天正元)年十二月、武田勝頼は、富士郡西山村本門寺の定中『於^①山林^②叨剪^③取竹木^④儀、堅可^⑤被^⑥相禁^⑦之事』とし、二二三六(天正四)年四月、同郡下條村妙蓮寺の定中『於^①于寺^②内山林^③叨截^④執竹木^⑤、濫妨^⑥狼籍^⑦御禁制^⑧之事』とせり。

妙蓮寺ノ
竹木

清見寺ノ
竹木

二二四二(天正一〇)年三月、本多庄左衛門尉は、庵原郡興津なる清見寺の禁制中『山林竹木伐事』を、二二五七(慶長二)年正月、横田内膳正は同寺の法度中『山林者、一切許容被^①成間敷事』を規定せり。

甲斐國諸
寺向嶽寺ノ
山林

二〇四〇(康曆二)年、開祖大國禪師、北平山(今御料林)の西方鹽山に地を相して向嶽寺(註一

①大日本寺院總覽 ②大石寺文書 ③大日本寺院總覽 ④本門寺文書 ⑤妙蓮寺文書
⑥⑦清見寺文書

六)を建立し、翌年佛殿及僧堂を營むや、長轡を築きて木を栽ゑ、林を成すに至れり。二二五一(天正一九)年八月、光泰の名を以てせる禁制中『於^①當山^②剪^③採竹木^④放^⑤牛馬^⑥事』と記し、又近世二三四六(貞享三)年二月、樹木林(註一七)を寄進せるものあり。

圓藏院ノ

甲州の武田家は、近古二二二九(永祿二)年八月圓藏院(註一八)、二二三五(天正三)年十二月僧

二〇四〇(康曆二年)開祖大國禪師、北平山(今御料林)の西方鹽山に地を相して向嶽寺(註一)

を建立し、翌年佛殿及僧堂を營むや、長轡を築きて木を栽ゑ、林を成すに至れり。二二五一(天正一九)年八月、光泰の名を以てせる禁制中「於當山剪採竹木放牛馬事」と記し、又近世二三四六(貞享三)年二月、樹木林(註一七)を寄進せるものあり。

圓藏院ノ
竹木
逍遙院ノ
竹木
法泉寺ノ
竹木

甲州の武田家は、近古二二二九(永祿二)年八月圓藏院(註一八)、二二三五(天正三)年十二月逍遙院(註一九)、二二三六(天正四)年四月法泉寺(註二〇)に對し、何れも山林の竹木を刃に截取すべからずとの禁制を發したるが、特に逍遙院に對する制札には、勝頼の自署あり、法泉寺に對する禁制には「非寺家造營而山林之竹木並松之葉自他所望之事」をも禁止し、違犯する者は嚴科に處すべしとせり。尙法泉寺に對しては其後二二五四(文祿三)年六月(註二一)及二二一三(承應二)年十一月(註二二)にも、略ぼ同様の令を下せり。

久遠寺ノ
古杉

近古二二四八(天正一六)年十一月、徳川家康(註二三)は、身延山久遠寺の禁制中に「寺門前殺生禁斷竝竹木採用、東西門前諸役等如先々令免除」とせしが、次で江戸幕府となるや、家康亦復び同様の禁令を發して、此靈域に於る莊嚴維持に意を留め、又信徒の登山參詣する者、冥福を祈り赤誠を表するには獻木に如くはなしとて、遠近より苗木を携へ來りて植栽するもの續出するに至り、寺も亦之に酬ゆるに、臺帳又は過去帳を備へて登録し、其獻木本數多きものに對しては、時の貫主自ら本尊を認め植栽の賞として交付し、或は苗

①向嶽寺文書 ②山梨縣下殖林事績 ③身延山久遠寺山林史

木植付明細書を贈りて之を奨励したり。即ち近世二三二一—二三二(寛文)年代、同山第三十世日通の代に、渡邊六左衛門の植付寄進したる軍人杉の如きあり、一時に數百本乃至數萬本を獻植し、年々其下刈手入等にも怠りなかりしもの、如く、植付の場所は、現今久遠寺裏及奥の院附近等最も多し。現に此區域に存在せる古杉は、皆當時の獻木者等の丹精より成れるものにして、有名なる千本杉は稀に見る美林と稱せられ、其樹齡凡そ百八十年生より二百年生に達するを以て、恐らく二三六四—七〇(寶永)年代以後二三九六—四〇〇(元文)年代に於て植栽せられしものなるべし。愆くの如く歴代の山主が信徒と共に植栽に勵み、祖山の林相改善に力めたるは、畢竟報恩の外に寺山の風致莊嚴を保持せんが爲にして、靈山の靈淨界の淨能く之に依て維持せらるべしとなせしものなるが、其後靈山も荒廢に傾けるを以て、二四二二(寶曆二)年三月、同山第四十二世日辰上人は、深く之を歎きて挺身挽回の任に當り、熱誠植林を企畫して草したる『山中植込願之事』註二五なる遺書は、其考案の極めて合理なる、其用意の極めて周到なる、以て當代の珍となすに足るべく、身延山々林の經營は、爾來此遺書を範として今日に及べるものなりと云ふ。

(備考) 身延山は、本宗祖元^①の道場にして、僧日蓮開創、一九四一(弘安四)年十月、波木井六郎實長一字を建立したり、地は山水の景勝に富み、山中の八谷(東・西・南・中・鶯・金剛・蓮華・醍醐)には老松蒼鬱、溪流淙々、まことに俗腸を洗ふに足るものあり。遺文録に『此處は八倫をはなれたる山中也、東西南北をもつて里もとをなし、かゝる絲心細き幽谷なれとも(中略)かゝる不思議の法經の行者の住處なれば、争か靈山淨土にもをとるへき、法妙なるか故に人貴し、

①大日本寺院總覽

人貴きか故に所尊しと申は是也』とある、以て其勝概を知るに足るべし。奥院の祖師堂思親閣附近は、宗祖の消息にも『西は七面の嶺、北は身延の嶺也、高き屏風を四つつい立たるか如し、峰に上て見れば草木森々たり、谷に下りて尋ぬれば大石連々たり、大狼の音山に充滿し、猿猴の鳴て谷に響き、鹿の妻を戀る音哀しく、蟬のひびきかまびすし、春の花は夏さき、秋のこのみは冬になる、たま〜見る物はやまがすがたきと拾すがた』云々と記せり。

ふに足るものあり。遺文録に『此處は八倫をはなれたる山中也、東西南北をもつて里もとをなし、かゝる絲心細き幽谷なれとも(中略)かゝる不思議の法經の行者の住處なれば、争か靈山淨土にもをとるへき、法妙なるか故に人貴し、

人貴きか故に所尊しと申は是也』とある、以て其勝概を知るに足るべし。奥院の祖師堂思親閣附近は、宗祖の消息にも『西は七面の嶺、北は身延の嶺也、高き屏風を四つつい立たるか如し、峰に上て見れば草木森々たり、谷に下りて尋ぬれば大石連々たり、大狼の音山に充滿し、猿猴の鳴て谷に響き、鹿の妻を戀る音哀しく、蟬のひびきかまびすし、春の花は夏さき、秋のこのみは冬になる、たま／＼見る物はやまがつかたきと拾すがた』云々と記せり。又身延山第四十二世日辰上人は、山中植込十徳(註二六)なるものを表し、廣く之を信徒に頒てるが、其栽培賞本尊脇書には必ず次の文句あり。

身延山中植込十徳

- 一、三寶恭敬
- 二、三寶供養
- 三、三寶尊重
- 四、三寶讚歎
- 五、三寶湯仰
- 六、靈場莊嚴
- 七、伽藍要用
- 八、佛神歡喜
- 九、見者生信
- 十、宿植徳本

其外無量無邊功德威力不可稱計、誠ニ園林諸堂閣種々寶莊嚴、寶樹多華果、衆生所遊樂、外ニ不可求云々

惠運院ノ
竹木

二二五四(文祿三)年五月、西山梨郡相川村惠運院(註二七)寺内の竹木剪採を禁じ、二三二一(寛文元)年正月『惠運院山において竹木一切不可伐取、若先規をやぶり猥之輩有之は、可爲曲事者也』(註二八)と、奉行の名を以て制札を立てたり。

天澤寺ノ
山林

二四六六(文化三)年八月、中巨摩郡吉澤村天澤寺(註二九)の山門側に、禁令の標識を建てたるが、右によれば鋸五貫文、よき四貫文、鉈三貫文、鎌二貫文、落葉一貫文の過料を山内違犯之輩に申付くとあり、如何に山内草木の盜採に重き制裁を加へたるかを見べし。

伊豆國諸
寺
長谷寺ノ
老樹

田方郡網代町なる長谷寺は俗に穴觀音と稱ふ、二一八一—七(大永)年代僧大祝の創建に係り、當時善修院の奥院たり、山内老樹翁鬱として、門前より初島の眺望佳なり。

正覺院ノ

正覺院は田方郡修善寺町修善寺の西なる湯舟に在り、俗に奥の院と稱へられ、元享釋書に桂谷山寺とあるは即ち是なり、山中楓樹茂り淨域の趣を添ふ。

相摸國諸寺
最乗寺ノ
杉檜根樺
及松並木

足柄上郡關本村なる大雄山最乗寺は、二〇五四(應永元)年の開創に係り、開山了庵の遺囑により、大門より本堂まで廿八町餘に互る間の松樹を堅く禁伐とせしを以て、能く繁茂して日影を漏らさざるに至り、僧萬里の詩にも『最乗古刹樹參天』の句あり、二一一一(寶徳三)年五月、僧春屋更めて嚴禁する所あり、其掟に『山中草木總而猥不可切事、於本木截者、可截頸事、於截枝者、可截手足事、於刈草者、可截鬚髮事、古人道豈不是麼、莫山中松竹切、枝々葉々祖翁皮肉』と記せり。二二五〇(天正一八)年四月、小田原役の時、豊臣秀吉同寺に制札を下し、二二七四(慶長一九)年、安藤對馬守重信、山内伐木禁制の掟書を與へて保護せしが、二二八二(元和八)年四月、江戸城修築の時、本寺内の松樹を伐つて材料に充て、翌二二八三(元和九)年七月、駿河大納言忠長の作館に復た該松を所望せり。二三〇八(慶安元)年九月、境内山林竹木免除の朱印を賜ひ、斯くして巨樹枝を交へて勝概天下に鳴れり。現境内四町三段餘、依託林等九拾一町餘歩あり、杉・檜・松・榎・樺・櫟等林立し、主木たる杉の廻り一丈八尺に及ぶもありて林内晝尙暗し。俗に小田原挑灯と稱するは、始め本寺山中の材を以て製し、靈山の材よく魑魅の怪を避くとせられたるもの也。二二三五(天正三)年正月、足柄上郡金子村なる最明寺の竹林を濫伐したるものありしを以て、

最明寺ノ
竹木

禁制の證狀を下し、二二五七(慶長二)年六月、領主大久保相摸守忠隣は、境内山林の法制を定め、同年十月、後の領主稻葉美濃守正剛は、山内竹木は先規の如くすべき旨の證狀を寄せたり。

無量光寺

無量光寺は高座郡當麻村に在り、二二五一(天正一九)年先規の如く境内不入竝寺領を寄附せ

①大日本寺院總覽

①大日本寺院總覽

②新編武藏風土記稿廿

③大日本寺院總覽

④新編武藏風土記稿十三

最明寺ノ
二二三五(天正三)年正月、足柄上郡金子村なる最明寺の竹林を濫伐したるものありしを以て、

①大日

禁制の證狀を下し、二二五七(慶長二)年六月、領主大久保相摸守忠隣は、境内山林の法制を定め、同年十月、後の領主稻葉美濃守正剛は、山内竹木は先規の如くすべき旨の證狀を寄せたり。

無量光寺ノ竹木

無量光寺は高座郡當麻村に在り、二二五一(天正一九)年先規の如く境内不入竝寺領を寄附せられ、其後寺中の制札を下し、竹木剪取るべからざる事を一條とせり。

武藏國諸寺

藥王院ノ杉・松

高尾山藥王院は南多摩郡淺川町上捫田に在り、一四〇四(天平一六)年僧行基の草創に係り、境内五町九段餘歩、全山杉・松を以て覆はれ、杉の太さ三拾尺以上に及ぶもの拾數本あり、楓樹其間を點綴し、秋季の美觀天下に名あり。

妙國寺ノ竹木

二〇九四(永享六)年五月、上杉憲泰は、荏原郡南品川なる妙國寺の四至を境し、竹木を調植せしめたり。

増上寺ノ老松

東京市芝區芝公園地なる増上寺は、二二五八(慶長三)年四月、現在の地に移れるものなるが、明治初年の同寺境内は六拾六町六段餘歩あり、山を負ひ海に臨み、老松古杉鬱然たる大森林なりき。

觀智國師寺領ノ竹木

二二七二(慶長一七)年五月、徳川家康は、普光觀智國師へ、橘樹郡池邊村之内師岡村之内及巢鴨村中里村にて計千石の寺領を與ふる旨朱印を下すと共に、境内山林竹木の守護(註三〇)を命じ、二二七三(慶長一八)年二月、同じく朱印を以て太田庄慈恩寺に對し『山林竹木等如二

慈恩寺ノ竹木

①新編相摸風土記稿六十八

②大日本寺院總覽

③江戸名所圖會四

④大日本寺院總覽

淺草寺ノ
竹木
喜多院ノ
竹木

先規^①令^②免許^③事^④〔註三二〕となし、二二七四(慶長一九)年三月、豊島郡淺草寺に『山林竹木
門前屋舗等如^⑤先規^⑥諸役令^⑦免除^⑧之事^⑨〕〔註三三〕を下知し、二二八〇(元和六)年三月、徳川秀
忠は、東叡山無量壽寺喜多院に『寺中門前屋敷境内山林竹木等令^⑩免許^⑪事^⑫〕〔註三四〕との朱印
を與へたり。

全勝寺ノ
杉大門

東京市四谷區舟町なる全勝寺は、往時堂宇宏壯にして、大門長く杉を以て並木を成せしに
より、俗に杉大門と稱せられたり。

安房國
清澄寺ノ
老杉檜樟

安房郡天津町清澄山頂なる千光山清澄寺は、天富尊を崇めし古靈場にして山頂に碧池あ
り、霖雨にも溷濁するとなきを以て清澄と號し、池邊の大柏夜々光を放ちしに因り千光と
稱すと云ふ。中古一四三一(寶龜二)年の草創と傳へられ、一四九六(承和三)年僧慈覺之を中興
し、二二七〇(慶長一五)年里見安房守忠義寺田を寄せ、二二八一(元和七)年徳川秀忠朱印を下
せり。同寺は其境高山に在りて幽邃無比、古木老樹天を蔽ひ晝尙暝く、中にも樟の大なる
もの周二拾尺、杉大なる者周四拾二尺に及べるあり。是れ、二四四九一六〇(寛政)年代住
寺明範^⑬、山林繁殖の要を察し、寺中及び門前人民に諭告して大に種藝せしめ、爾來寺頭門
前到る處樹林蒼鬱するに至れるに因る。今山腹に東京帝國大學農學部の實習林あり。
二二七三(慶長一八)年二月、徳川家康は、河内郡(眞壁郡)黒子村なる千妙寺^⑭金剛壽院の法度中
に『山林竹木寺内門前、如^⑮先規^⑯令^⑰免許^⑱事^⑲』とし、二三〇三(寛永二〇)年三月、大僧正天海^⑳

常陸國
千妙寺ノ
竹木

①②大日本寺院總覽 ③房總志料 ④安房志 ⑤⑥華頂要略八十四

近江國諸
寺

延曆寺外
見ノ松柏

は『山林竹木猥不^㉑可^㉒伐採^㉓事^㉔』の禁制を與へたり。

一五〇六(承和一三)年八月、是より先仁明天皇定心院を建て、此月『此則天台之上界、銀

地之道場也、松柏數步隔^㉕墻』と勅あり、二二八二(元和八)年十月、天海僧正〔註三四〕は、延曆

二二七三(慶長一八)年二月、徳川家康は、河内郡(眞壁郡)黒子村なる千妙寺金剛壽院の法度中に『山林竹木寺内門前、如先規令免許事』とし、二三〇三(寛永二〇)年三月、大僧正天海

近江國諸
寺
延曆寺外
見ノ松柏

は『山林竹木猥不可伐採事』の禁制を興へたり。

一五〇六(承和一三)年八月、是より先仁明天皇定心院を建て、此月『此則天台之上界、銀地之道場也、松柏數步隔墻』と勅あり、二二八二(元和八)年十月、天海僧正(註三四)は、延曆寺に禁制を下して山林竹木伐取るべからざることとし、二三〇五(正保三)年、同寺は山林法度(註三五)を以て『雖爲堂社建立之成、坂通之左右神社・佛閣之邊、外見有輕處之木不可被伐採之』若此の如きをも盜採する者あらば『三貫三百匁之過料三増倍』を必ず科すべしと定めたり。

明王院ノ
萬木

一八一二(仁平二)年正月、明王院(滋賀郡葛川村大字切)葛川常住僧は、阿闍梨大法師覺増以下上人位・大法師等二拾九人の加判連署を以て『請殊蒙恩裁、致制止十方杣人等闖入山内恣切取材木事』とて、以前は同寺邊畔萬木茂盛せしに、近時十方杣人等四至内に闖入し、隣境の山木を伐盡すを以て、今後北は川交を限り、南は一瀬に至る間、杣人を入らしめざる様禁制せられ度く、然らば則ち山中安穩寺邊清潔ならんとて、朝廷に恩裁を願出でたるも、制令行はれざりしを以て、一九二九(文永六)年十月に至り、伊香立御庄官百姓等より『抑御前尾瀧山者、依爲明王御寶殿、數度行者之外者、一向不罷入、凡下之境界之處、彼住人等入件山、伐木作材木之間、彼山今者無明王、可在思嘆者哉』と言上し、同月重ねて上陳する所あり、一九七六(正和五)年六月『御殿瀧山禁制事』として、向後大小木を嫌はず、

兩山を伐取る者あらば罪科に行ふべき旨を定められたり。越えて二〇五三(明德四)年八月に至り、同山は東は比良横嶺、西は狩籠岳勘定尾、南は花折谷、北は古淵谷を限り、九萬八千町歩の面積を有したるものゝ如く、二〇五五(應永二)年三月、北嶺修験者等は、山中の濫伐荒廢を述べて、之を制止せんことを請ひ『凡伐倒一株者、數本悉可損失』と言へり。二二七四(慶長一九)年三月、同山門領五千石の内、葛川村七拾三石分の法度として『明王山材木爲ニ行者中ニ賣捨、瀧山の女人牛馬上事前代無レ之事、明王山々木之儀、他所へも盜とらせす、自分にも不レ盜して、はやし立る證人に可ニ罷成ニ事』と申付け、山木保護に力を致さしめたり。

清瀧寺莊
殿ノ竹木

二〇三三(應安六)年三月、清瀧寺(坂田郡清瀧山)の制法中、『凡庄屋散在の輩、寺領の山木は一枝たりと雖輒く切用すべからず、妄に山に入る可らず、犯す者は輕重に依り罪科に處すべし』とし、又『凡山寺坊中、殊更以ニ竹木ニ爲ニ總別之莊嚴』とて、近時往入の若輩が、或は私物と號し、或は制法を辨ぜざるが故か、猥に之に違犯し、坊中の木條を切るは不可思議の振舞なりと、禁制厲行を聲明したるは、畢竟寺坊の莊嚴を維持せんが爲に外ならず。二二五九(慶長四)年十一月、石田隱岐入道正繼は、寺林を刈取りたる者を罪科に處すべきを、過錢を徴して用捨することゝし、同時に當寺は佐々木京極家道譽の位牌所、特別の祈願所たるの故を以て、先規通り守護不入とし、竹木山林并勤行油斷あるべからずと達せり。

①② 徳源院文書

金勝寺ノ
竹木

近古二二二八(應仁二)年正月、春日社領なる金勝寺に對し、清原清人三善朝臣、二二五一(延徳三)年八月、三善加賀前司の名を以て禁制を下し、竹木を剪採する事を嚴禁し、二二七六(永正一三)年四月、東淺井郡稱名寺の定に『竹木材取事堅可有ニ制禁ニ事』とし、又二二二一

稱名寺ノ
竹木

③ 愚溪寺文書

の故を以て、先規通り守護不入とし、竹木山林并勤行油斷あるべからずと達せり。

金勝寺ノ
竹木

近古二二二八(應仁二)年正月、春日社領なる金勝寺に對し、清原清人三善朝臣、二二五一

(延徳三)年八月、三善加賀前司の名を以て禁制を下し、竹木を剪採する事を嚴禁し、二二七

稱名寺ノ
竹木

六(永正一三)年四月、東淺井郡稱名寺の定に『竹木材取事堅可有制禁事』とし、又二二一

總持寺ノ
竹木

九(永祿二)年八月、坂田郡總持寺の掟に『寺中竹木道具已下取望之儀不可然事』として、何

れも寺内竹木の保存に意を注げり。

三井寺他
見第一ノ
山林

二二六九(慶長一四)年五月、徳川秀忠は、三井寺領内の山林に濫に出入して竹木を伐採すべ

からざることを嚴令(註三六)せり。二五二七(慶應三)年同寺領内(註三七)『筒井谷之儀は南院一

體之場所に而役者迎茂谷上下之無差別持來候、尤下谷は森林共山内他見第一之場所ニ付、

若谷内無人之節ハ、萬一心得違之儀有之候而は不_レ宜候間、向後山林之儀は 木柴枯木賣拂

美濃國
愚溪寺ノ
竹木

等取計方共、筒井谷役者より兩役者被_レ申出、三室披露之上取計可_レ申事』と定めたり。

近古二一六六(永正三)年八月、土岐政房は、可兒郡中村の愚溪寺禁制中に『伐_レ採山林竹

信濃國諸
寺平福寺ノ
鷺ノ森

木_二事』を規定せり。

南安曇郡湓村堂原なる長尾山平福寺は、一六五六(長徳二)年國守藤原惟正の開基にして、

境内廿餘町、古松檜杉蒼鬱として晝尙暗し、古來殺生禁制の札ありて棲禽宿兎頗る多く、

善光寺ノ
竹木

鷺鳥群を爲して骨朶の間に巢を營み、爲に鷺の森の稱あり。

①近江國輿地志略四五
②大日本寺院總覽

③金勝寺禁制札
⑦長野市史

④稱名寺文書

⑤總持寺文書

⑥愚溪寺文書

⑧徳

由に候、此中何れも不_レ存候而不_ニ申付_ニ候、如來御用迄に御座候間、猥に脇々へ不_レ切様堅く可_レ被_ニ仰付_ニ候』と、時の老中等より大勸進・大本願へ達せられ、同寺に於ては同年同山を請ひ得てより山林の保護に相當の力を致したるも、年々盜伐に遭ひて其防禦に困みたる結果、二三〇五(正保三)年三輪村と平柴村とを交換することとなり、即ち善光寺は四箇村(長野・箱清水・七瀬河原・三輪)と大峰山・朝日山とを領するに至れり。二三四六(貞享三)年六月〔註三八〕及二三三七〇〔寶永七〕年閏八月〔註三九〕山林竹木禁伐の制令あり、恠くて樹林漸く繁茂するに至り、二四六八(文化五)年五月、箱清水村百姓より、獸類數多相籠り、雪消後田畑を荒すの故を以て、右林を御請林とし、年毎に刈取方を許されたき旨寺役所へ願出でたる程となれり。

上野國諸
寺 柳澤寺ノ
老杉

群馬郡桃井村山子田なる柳澤寺は、一三〇六(大化三)年僧傳教の開山にして、周圍に老杉繁茂し、寺域廣からざるも榛名山脈の南麓に位し眺望頗る佳し。

長樂寺ノ
竹木

二三〇三(寛永二〇)年九月、大僧正天海は、新田郡世良田村なる良田山長樂寺の掟中に『境内竹木猥不_レ可_ニ伐採_ニ事』を規定せり。

陸前國諸
寺 瑞巖寺ノ
老杉

宮城郡松島なる青龍山瑞巖寺は東奥無雙の禪林にして、一四九八(承和五)年僧慈覺草創、二二五六一七四(慶長)年代伊達政宗之を再興す。海岸より半町にして總門、それより二三町にして黒門あり、左右の路傍は小杉林なり、又三里四方は元當山の燃料地なりしも、現在山林四町餘歩を存す。本堂庭前に臥龍梅の老樹二株あり、政宗朝鮮征伐の際持歸れるものと

①長野市史

②大日本寺院總覽

③長樂寺文書

④大日本寺院總覽

傳へられ、又中央の五葉松は政宗の手植にして『松島の松の齡も此寺の末榮えなん年は經るとも』の歌と共に残り、門外には老杉蠹々として天を摩せり。

松吟庵ノ
千松

宮城郡松島町松島(雄島)一名千松島の松吟庵は、瑞巖寺九十九世圓應の開山せるもの、往

林四町餘歩を存す。本堂庭前に臥龍梅の老樹二株あり、政宗朝鮮征伐の際持歸れるものと

①長野市

傳へられ、又中央の五葉松は政宗の手植にして『松島の松の齡も此寺の末榮えなん年は經るとも』の歌と共に残り、門外には老杉蠱々として天を摩せり。

宮城郡松島町松島(雄島)一名千松島の松吟庵は、瑞巖寺九十九世圓應の開山せるもの、往時僧慈覺、千株の日松樹を栽ゑて法鎮の標とせしを以て千松島と稱すと云ふ。

松吟庵ノ
千松

二三四(天和三年)、仙臺藩の洞雲寺(宮城郡七北田村)は、古來の寺附山林〔註四〇〕を藩より下戻されたるが、同時に諸寺格の通り山を荒さざる様、又寺の飾にもなるべき木は、勝手に處分せざるべき旨を達せられたり。二三九〇(享保一五年)十月、同藩は同寺に、先規の如く御寺林〔註四一〕を下戻し、境塚内の樹林は同寺の自由に委したるも、二三九二(享保一七年)正月、更に『寺の飾ニも成候木』〔註四二〕は、届出の上ならでは自由に處分すべからざる旨を達したり。

洞雲寺ノ
寺飾木

西磐井郡平泉村なる中尊寺は、松島の瑞巖寺と共に東北屈指の古名刹にして、僧慈覺の草創に係り、陸奥守藤原興世建立、一五二〇(貞觀二年)、文徳天皇御代中尊寺の號を賜へり。一七六五(長治二年)、藤原清衡勅を奉じて堂宇起工、一七六九(天仁二年)勅願所の宣下あり、一七八六(天治元年)三月、清衡の敬白文中『築山以増地形、穿池以貯水脈、草木樹林之成、行宮殿樓閣之中、度(中略)可謂界内之佛土矣』と記して草木樹林も界内佛土の一材料なるを明かにせり。則ち中央山上に最初院を創し、大金堂以下七寶莊嚴、林園を開き築垣を圍繞

①大日本寺院總覽

②中尊寺經藏文書一

③大日本寺院總覽

し、泉水を設け橋を架する等施設大に成る。次で基衡・秀衡之を増築し、一九九四―五(建武)年代野火の爲に焼かれしも、伊達政宗受領後修覆を加へ、一山長松古杉に圍繞せられ幽邃の靈域となれり、就中義經憩息松(鐘樓の東北)辨慶松(辨慶堂地の松)薄墨櫻(辨慶手植)鈴木松・龜井松・兼房松(各其塚松)岸の松等其名高し。

報恩寺ノ
竹木

巖手郡米内村三ツ割口なる鳩峯山報恩寺は、二〇二二―七(貞治)年代、南部守行、三戸郡三戸に創建し、二二六一(慶長六)年現在の地に轉じたるものなり、藩政時代には領内二百箇寺の僧録司として寺領二百石を有したり、寺域一町八段餘歩、堂前に一大老菩提樹あり、高さ五拾尺周圍三拾尺餘にして、信州の同種に次ぎ日本三古木の一と稱せらる。

成島寺ノ
竹木

二二七八(元和四)年五月、盛岡藩は、和賀郡成島(中内村)の成島寺(註四三)に對し、寺廻山林諸木切荒らさぬ様命じたり。

大慈寺ノ
馬場並木

二四一四(寶曆四)年七月、盛岡城下なる大慈寺の門前には、同寺を飾る馬場並木(註四四)存せしが、此月大洪水の爲過半押流されたり。

黒森堂ノ
御影隠木

二四七七(文化一四)年、閉伊郡黒森堂(下閉伊郡山口村内)(註四五)に九尺廻りの樞一本あり、右の外御影隠として五六尺廻より二尺廻のもの五六拾本ありて、一尺廻以下のは近年植立てたるものなりと言傳ふ。

大出寺見
透防ノ杉
檜

二五二〇(萬延元)年三月、早池峯妙泉寺末大出寺(註四六)中門等普請の爲、寺林中の杉檜にし

①大日本寺院總覽

て格別見透にならざる様百五拾本の伐採方を願出でたるが、盛岡藩は詮議の上其内五拾本の伐採を許可せり。

陸奥國諸
寺天臺寺ノ

二戸郡淨法寺村なる天臺寺(御山)は、聖武天皇の勅により僧行基開創、桂壽院と號せら

天臺寺ノ

る、二三一七(明暦三)年藩主角部重直再建し、二三一八(萬治元)年十二月工成り、吏用才木二

二五二〇(萬延元)年三月、早池峯妙泉寺末大出寺〔註四六〕中門等普請の爲、寺林中の杉檜にし

て格別見透にならざる様百五拾本の伐採方を願出でたるが、盛岡藩は詮議の上其内五拾本の伐採を許可せり。

陸奥國諸
寺
天臺寺ノ
代々植杉

二戸郡淨法寺村なる天臺寺^①(御山)は、聖武天皇の勅により僧行基開創、桂壽院と號せらる、二三一七(明曆三)年藩主南部重直再建し、二三一八(萬治元)年十二月工成り、使用材木二拾五萬本に及べり。同寺の俗別當は之を兵衛佐と稱して世襲せしが、中世法印覺祐の代、一代毎に杉二百本植付の規定を設け、爾後代々之を遵守せり、同寺域の常に鬱蒼たるは之に因るといふ。

大安寺ノ
松杉雜木

二三二一—四〇(寛文—延寶)年代、圓通寺末大畑町(下北郡)大安寺は、盛岡藩主より寺地を賜はり、寺を建立し、松・杉・雜木の類を植立て、五段餘歩の寺林〔註四七〕を仕立てたるが、二四七二(文化九)年十月、同寺は諸堂大破に付普請の爲、境内の杉木五尺廻より七尺廻までのもの百五拾本の伐採方〔註四八〕を願出で、切跡へは年々代植すべき旨を申添へたる處、同年十二月、境内見透不_三相成_二場所を條件として之を許されたり。

泉龍寺ノ
諸木

同圓通寺末川内村(下北郡)獨峰山泉龍寺〔註四九〕は、以前は一里餘を距りたる高倉と云ふ處に在りしを、二三五〇(元祿三)年、現在の館山野山と交換し、新たに諸木を植立て、寺裝を整へたり。

圓通寺莊
殿ノ檜

右兩寺の本山たる圓通寺にては、二四〇一(寛保元)年八月、寺知行所に至るまでも、松・杉

雑木を植付けて立林〔註五〇〕となしたるが、二四三三（安永二年）三月、盛岡藩の僧録司たる報恩寺（巖手郡米内村三ツ割口）は役寮の名を以て、境内樹木につき配下諸寺院に對し『莊嚴のため植置候處、我儘剪猥（クマ）シ候而者不忠之住職ニ茂相成候儀、依而以來小木たり共、私ニ剪取候儀堅御停止ニ候』〔註五一〕と厳しき警告を發したるを以て、二四五七（寛政九年）閏七月、圓通寺本堂建立〔註五二〕の際にも、宇曾利山境内の檜にして見透しにならざる場所のものに限り、御定寸角木伐採下附を願出で、二五二一（文久元年）三月、數十年前檀家中より同寺門前に植立てたる非常除多茂木を無斷伐採したる時の如き、代木四拾四本を植立て、内濟の詫書〔註五三〕を差出さしめたり。

法林寺見
透防ノ樹
林

二四七三（文化一〇）年十二月、田名部通蒲野澤村（下北郡）法林寺〔註五四〕に於て、本堂修繕普請用材木を同寺境内樹木の中を以てせんと願出せるに對し、盛岡藩は見透とならざる場所にて伐採すべき條件を以て之を許せり。

革秀寺見
隱ノ杉松

弘前藩なる中津輕郡藤代村なる津輕山革秀寺は、二二七二（慶長一七年）國主津輕信牧、其父爲信追福の爲開創せるものにて寺領百五拾石、國內三箇寺の一たり。二二七〇（寶永七年）三月、同寺内瑞祥院廟所廻りに、先年植立てたる杉七百拾本（長さ一尺五寸より四尺まで）の内、六百二拾七本枯れたるに付、其代りとして同數の杉を植付〔註五五〕けたるが、翌年三月に至り又復過半枯れたるを以て更に植繼ぐこととし、杉苗は先年の通り鶴之子澤より引取〔註五六〕

①大日本寺院總覽

りたり。二三七三（正徳三年）九月、兩廟見隱杉〔註五七〕を植付くることとなり、降つて二三九二（享保一七年）九月、同寺御靈屋外より見透の場所へ、松を植立〔註五八〕てたり。同寺は廢藩後一時衰退せしも、二五六六（明治三九年）爲信三百年祭に當り再建せられ、靈廟は松杉茂れ

又復過半枯れたるを以て更に植繼ぐこととし、杉苗は先年の通り鶴之子澤より引取〔註五六〕

りたり。二三七三(正徳三)年九月、兩廟見隠杉〔註五七〕を植付くることとなり、降つて二三九二(享保一七)年九月、同寺御靈屋外より見透の場所へ、松を植立〔註五八〕てたり。同寺は廢藩後一時衰退せしも、二五六六(明治三九)年爲信三百年祭に當り再建せられ、靈廟は松杉茂れる間に在りて金色燦爛たり。

百澤寺ノ諸木及參道並杉

二二八九(寛永六)年四月、弘前藩は百澤寺(中津輕郡岩木村)掟〔註五九〕として、結界山中諸木の剪採を禁じ、山林邊に野火あらば、坊中・村中の者共相集り防火すべき旨申付け、尙二三六二(元祿一五)年四月、同寺の申立に基き、參詣道〔註六〇〕の左右に杉苗二千本を植付くることとせしが、杉に限らず松にても可なりとして、徐ろに之を植付けしめたるもの、如し。

長勝寺見透防ノ栗林

二三六二(元祿一五)年四月、津輕家累世の菩提所なる八幡村(弘前市)最勝院長勝寺構の栗林〔註六一〕段々枯木となりしを以て、林見透さざる様年々植繼ぐべく、特に栗は育易きものなるが故、同木にても補植すべきを命じ、二四二六(明和三)年二月、凶變救濟〔註六二〕の爲、諸寺院方立木の中、長勝寺構の内栗の木及久渡寺境内の杉を伐採し、竝に寺社方並木の内にても用立つべき旨寺社方へ申付けたるが、寺院の風致を害するを慮り、同月重ねて布令を出し、寺社領境内の諸木伐取の儀は當分差控ふこととせり。

報恩寺ノ杉

二三七四(正徳四)年三月、弘前藩なる報恩寺(弘前市)は、高さ一丈二三尺の杉拾五本其他四五尺の杉を、悪戸村鶴之子澤兩所より取寄せ植立〔註六三〕てたりしに、二三八〇(享保五)年九月

圓明寺ノ
杉

に至り良好なる生育〔註六四〕を遂げたり。

二四五二(寛政四)年六月、同藩は圓明寺〔註六五〕に對し、境内の杉一本の伐取願を許し、其跡へ小杉を代植すべき旨命じたり。

久渡寺ノ
櫻杉

中津輕郡清水村坂元なる護國山久渡寺は、觀音院と稱せられ、津輕家累代の祈願所たり、二四五二(寛政四)年一山焼失、後再建せられ、舊時は寺領百五拾石を有し、山林數百町歩ありたり、維新後上地して寺運次第に衰へしも、今尙昔日の倂を存せり、境内櫻樹あり、奥の院の後山には老杉轟々たり。

橋雲寺ノ
松杉櫻

中津輕郡大浦村植田なる愛宕山橋雲寺は、維新後も尙寺運衰へず、境内老櫻數株あり、又松樹多く、山中松茸を産せり、堂の三方は杉の小山に圍まれ、東南の一方開けて水田萬頃の眺めあり。

羽前國諸
寺若松寺ノ
若松老松

東村山郡津山村山元(若松)なる鈴立山若松寺は、一三六八(和銅元)年行基の草創、一五一九一三六(貞觀)年代慈覺中興、二二六五(慶長一〇)年最上義光修營して二百三拾石の黒印を附し、二三〇八(慶安元)年徳川家光同石高の朱印を下せし名刹にして、地は鈴立山の中腹、森林鬱茂の間に在り、同地の松樹、常に若きものゝみなるを以て若松の名ありと云ひ、或は本堂の傍なる老松、枝葉繁茂して若松に異らず、故に此名ありとも云ふ。

立石寺ノ
老松柏

二二七八(元和四)年五月、大僧正天海竝に最上源五郎の連名を以て、最上郡山寺村(東村山郡)

①②③大日本寺院總覽

なる寶珠山立石寺の法度中に『寺内之山林、猥不可切取、但住山之人者受學頭之内儀、可辨所用之事』と規定せり。俳聖芭蕉曾て此處に遊び『寺は岩に巖を重ねて山とし、松柏年舊り、土石老て苔滑に、岩上に院々扉を閉ちて物の音きこえず』とて『しつかさや

立石寺ノ
老松柏

二二七八(元和四)年五月、大僧正天海並に最上源五郎の連名を以て、最上郡山寺村(東村山郡)

①②③

なる寶珠山立石寺の法度中に『寺内之山林、猥不可切取、但住山之人者受學頭之内儀、可辨所用之事』と規定せり。俳聖芭蕉曾て此處に遊び『寺は岩に巖を重ねて山とし、松柏年舊り、土石老て苔滑に、岩上に院々扉を閉ちて物の音きこえず』とて『しつかさや岩にしみ入る蟬の聲』の句あり。

南光院見
入ノ杉松

虚空藏山(南村山郡)中堂廻り地面の儀に付、同山末寺南光院(西村山郡寒河江町内)と、水澤村との間に多年紛紜解けざりしが、二四七九(文政二)年四月、和解内濟(註六六)となり、所定の地を南光院に預地することとなりて覺書を取替はしたり。右に據れば、同地面の内へ水澤村より杉五百本を寄進植付け、南光院之が手入を爲し、祓川の大杉二本は從來の通り南光院の支配とし、萬一枯倒・風折等の節は雙方より植繼ぐこと、坂口見入の松・杉等は在來の通り保存すること、諸木の寄附植付ありとも、右預地以外には植付けしめざること等を約定したり。

羽後國諸
寺海山神
宮寺ノ堂
林

二三一〇(慶安三)年四月、庄内藩鳥海山別當西ノ坊は『堂林元來よりやまもと(山本)坊・たきもと(瀧本)坊、みなみ(南)の坊・來前坊、是四人之山使にてはやし申候處、お子ノ正月(慶安元年)より此者共おけつり、一日ニ三人つゝふた(札)おもたせ三荷つゝ當年まできらせ被成候へは、木一本もなくきりつくし申候、此儀めいわくニ存候間、元來のことく四人之者共ニ、やまつかい(山使)お被ニ仰付ニ被ニ下度候』と願出て、堂林の復興を建議したり。

章三 風致的林系 一 風致林

一九一

①立石寺文書 ②奥の細道 ③飽海郡誌卷九

妙法寺ノ

二三四八—六三(元祿)年代、飽海郡妙法寺(本長山惠光院)にては、畑道より東西數百間に互る酒田町の濱地を借受け、六十餘歳の老僕をして毎日簣垣を立て小山を作らしめ、時人此山を祖父山と呼ぶに至りしが、同寺十一世日永和尚の同山を經營するや、營に風砂火災の難に備ふるのみならず、堂宇の布置に意匠を凝らし、櫻樹數百株を植ゑて風光を添へたり。

越前國諸寺永平寺ノ

二二三五(天正三)年九月、吉田郡志比谷村永平寺に對し、織田信長は教書を以て、山林竹木伐採を嚴禁(註六七)し、其後柴田勝家(註六八)・丹羽長重(註六九)・堀秀政(註七〇)・羽柴秀治(註七一)等相次で禁令を發し、偏に寺領樹林の保護に努めしめたり。

平泉寺ノ

二二六三(慶長八)年六月、本多富正より平泉寺(大野郡平泉寺村)に草木伐採の禁令を發し、二二七五(元和元)年六月、菩提林を神領と定められたるに付、中村某より請書を同寺内西方院に差出し、二二九七(寛永一四)年七月、菩提林を盜伐して詫狀を徵せられたる者あり、二二二三(寛文三)年八月、同寺奥院より白山へ通ずる本道の内小原村持分の山に於ては、以前は大木生茂りて名木も存し美觀を呈したるを、銀山出來以來炭薪に伐盡したるを以て、同寺より苦情起り、同村にては先規の如く道筋右へ拾間左へ拾間以上雙方貳拾間の幅員は諸木一本も伐採すまじく、木の枝にても下させ申間敷旨、小原村庄屋・長百姓等連署して一札を差入れ、參道並木の保護を約したるが、數年後小原村の某、道筋を畑に切崩したるより、同寺の憤る所となり、某は既に籠舎となるべき處を、村中の歎願に依り漸く赦免せられたり。

①飽海郡誌卷四 ②平泉寺文書

二二三七(寛文七)年三月、片瀬村善右衛門等より、菩提林の内山手下の伐採を願出てたるに對し、之が許可の代償として年貢上納の外廣三間に付一本宛の松代植を命じ、翌年六月、山下高島村庄屋等をして、自今『菩提林之内、御寺内山行ノ牛馬、歩ノ者も一切通し申間

の憤る所となり、某は既に籠舎となるべき處を、村中の歎願に依り漸く赦免せられたり。

二三二七(寛文七)年三月、片瀬村善右衛門等より、菩提林の内山手下の伐採を願出てたるに對し、之が許可の代償として年貢上納の外廣三間に付一本宛の松代植を命じ、翌年六月、山下高島村庄屋等をして、自今『菩提林之内、御寺内山行ノ牛馬、歩ノ者も一切通し申間敷候』との證文を差出さしめたるが、二三三〇(寛文一〇)年夏に至り、小原村の水役某、又復妙見下わさ森二箇所を焼拂ひ茶畑としたる爲、同寺にては捨置かず、某は郡役所に召喚せられ籠舎となりたるを、重ねて村中の歎願により『白山道筋左右へ拾間通宛ハ、本草はやし置可_レ申、道並ノ木共急度植置可_レ申、若かれ候ハ、毎年二・八月ニ植替、古來のことく道立申候、以後木一本、草一束きり焼仕候は、其者ハ不_レ及_ニ申上_ニ、村中共ニ急度曲事ニ可_レ被_ニ仰付_ニ候』との條件を以て、某は同年九月籠舎より放たれたり。以て當時寺院參道の並木が如何に重視せられたるかを知らるの一例とすべし。又二三四一(天和元)年八月、林内の落葉を拾得して詫狀を取られたる者あり、二三四九(元祿二)年三月、小原村より更に同寺に對し、白山道保護につき先規法度を遵守すべき旨の請書を差出したる事ありと雖、數度の約定も法度も時々守られざりしものゝ如く、同寺より嚴重なる交渉あり、二三七九(享保四)年九月、自今同林境内の柴刈致すまじき旨の請書を徴せらるゝに至りたり。二四二八(明和五)年九月に至り、勝山淨願寺の居中調停に依り『來丑ノ年より二十五年之間、每歲六月上旬ニ、道幅六尺通宛_レ候而、上_ニ茂御荷物指問不_レ申候様、木之枝を打、隨分御指障無_ニ

御座候様ニ可仕候、若シ此末御定之道筋貳拾間通之内者、近年開候畑之儀茂木ヲ立可申候、此末開畑者勿論、木一本ニ而茂切取申間敷』との條件を以て調談となりたる事件あり。二五〇三(天保一四)年三月、四至内山境并虚空藏宮木伐採争論の濟口證文を作成したる如き、何れも森林保護の周到なる用意に外ならず。

大安寺ノ
寺山

二三一九(寛治二)年、福井藩主松平光通(註七二・七三)は、大安寺(坂井郡大安寺村田ノ谷)を再建し、寺領三百石の外に山林一里四方を寄進せり。二三七四(正徳四)年三月及二四一一(寶曆元)年三月、藩は制札を立てしめて寺山の伐木・枝おろし・下刈を禁じ、二四五三(寛政五)年八月、該寺は別に山方心得を定めて之が保育に努めたり。

瑞源寺ノ
山林

二三三九(延寶七)年十一月、足羽郡小山谷村(社村)の瑞源寺(註七四)に對し山林を付し、別製の圖を左券とせしが、地幽邃にして下河原桃林等の十勝を有せり。

加賀國
那谷寺ノ
松杉柏楓

二三一〇(慶安三)年、江沼郡なる那谷寺(那谷村)の四邊蒼杉翠柏の多きを記し、芭蕉は同寺に遊びて『奇石さまざまに古松植ならべて、萱ふきの小堂、岩の上に造りかけて殊勝の土地也』とたゞへ『石山の石より白し秋の風』とよめり。是より先二三〇四(正保元)年秋、藩主小松黄門(前田利常)同寺の觀音に詣てし時、供廻りの人々在所の肝煎方に休息せしに、亭主の祖母百八歳なる老媪『我信長様太閤様の御時より于今存命仕候、此山々谷々に大材木三抱四抱なる生茂、日蔭も不見所也、寺社の廻廊入違有之けるを、柴田殿の時分伐取て、小

①伽藍開基記六 ②奥の細道 ③江沼郡誌

松・大聖寺へ用木薪に成て、皆丸山に成申由』物語致しけりと三壺聞書に見ゆ。爾後保育に努め、樹古く雲深く、特に紅葉ヶ原の如き那谷の紅葉とて人口に膾炙す。

能登國諸
寺登國諸
法住寺ノ

珠洲郡寶立村春日野なる法住寺は、弘法大師、高野山より三年も以前に草創せるものと

抱四抱なる生茂、日蔭も不見所也、寺社の廻廊入違有之けるを、柴田殿の時分伐取て、小

松・大聖寺へ用木薪に成て、皆丸山に成申由』物語致しけりと三壺聞書に見ゆ。爾後保育に努め、樹古く雲深く、特に紅葉ヶ原の如き那谷の紅葉とて人口に膾炙す。

能登國諸寺
法住寺ノ
禁伐

珠洲郡寶立村春日野なる法住寺は、弘法大師、高野山より三年も以前に草創せるものと傳へられ、一八五七(建久八)年三月、同寺を以て御祈禱所とし『藪澤是廣、何強狩阿練谷之鳥獸、山野已多、豈伐法住寺之樹木哉』とて、四至内殺生と共に樹木を伐ることを停止〔註七五〕せしめらる。

永光寺ノ
松林

鹿島郡餘喜村大字酒井なる永光寺は、一九七一(應長元)年の草創にして山中松林あり、鬱々として同寺を飾れるが、一九八五(正中二)年五月、開山紹瑾和尚〔註七六〕は『山僧自去壬子歲占此山、始自愛山中有松樹、來歲々其心與綠是深、然者祝聖_受立花外、不可折一_枝、嶺上谷底_不論大小、堅可_レ護_レ惜之、諸知事頭首大衆合山甲乙諸人、明悉知勿違犯、開山瑩山有_二偈_一、禁_二止_レ之_一』とて、松樹愛護の偈をつくりて同林を保育せしめたり。

天平寺ノ
竹木

鹿島郡越路村石動山なる天平寺は、二二五七(慶長二)年、金澤藩祖前田利家〔註七七〕に至り、策籬山の衆徒を同山に還住せしめ、壁書を下し、山林亂伐なき様と令して先規の如く山中を守らしめ、二二八五(寛永二)年四月、前田筑前守利光〔註七八〕は、同寺の制法式目中に『山林竹木_不可_レ伐探』と規定し、二三三一(寛文一)年山境〔註七九〕に付同寺と麓村と紛議ありしが落著せず、其後村民等山を伐荒せしを以て、二三五七(元祿一〇)年六月、藩より之を

①大日本寺院總覽

總持寺ノ
竹木ト並
松

停止せしめ、違犯したる者を追放に處して同寺林の保育に努めしめたり。

二二七五(元和元)年八月、金澤藩は鳳至郡櫛比村なる元諸嶽山總持寺に法度〔註八〇〕を下し、山林竹木猥不可伐取を一條とせり。同寺にては、二四九一(天保二)年二月、來る八月の開祖五百年の遠忌に際し、下馬並木通より勅使橋への道路修繕及並松植添〔註八一〕の儀を、同寺役局芳春院より領主前田家に願出でたるが、右並松は五六拾本損木の爲植添を要せるものなり。

越中國ノ
瑞龍寺ノ
竹木
佐渡國ノ
妙宣寺ノ
竹木

二三一五(明曆元)年三月、射水郡高岡なる瑞龍寺の禁制中『猥剪採竹木事』を以てせり。二二四九(天正二七)年六月、佐渡奉行は、雜太郡(佐渡郡)竹田村(眞野村内)なる妙宣寺の制札中に『竹木剪採事、堅令停止畢』とせり。

丹後國ノ
智恩院ノ
松原

二二四三(天正二一)年十一月、與謝郡天之橋立なる智恩院文珠堂の禁制に『山林竹木伐採事』を規定せり。二三二六(寛文六)年宗祇は『文珠堂のあたりは松原なり……御堂の前には御灯の松として一本有り、一の枝に三灯そろふ事まれなり』と記せり。

伯耆國ノ
大山寺ノ
竹木

二二七〇(慶長一五)年四月、徳川家康より寺領三千石を給せられ、同時に『山林境内諸役等如近代有來不可有相違者也』〔註八二〕との朱印を下附されたる名刹大山寺(西伯郡)は、夙に山林の經營に留意し、二二九二(寛永九)年八月制定の年中行事諸法〔註八三〕中、特に『山中權現者勿論、坊舍近邊山林竹木猥不可伐採、三千石寺領之内、山林竹木不可伐、

①瑞龍寺文書

②佐渡志卷三

③丹後州宮津府志二

④名所方角抄十五卷

但シ堂舎修理修造之時者、役者中以衆徒可伐用、堂舎修理并西樂院役目之外、百姓私ニ不可遣支』とせしが、二三六五(寶永三)年三月、更めて社頭竝に坊舍近邊の山林竹木を猥に伐採すべからざる旨下知〔註八四〕せられ、嚴に寺林の保育方を厲行せしめたるもの、如

は、戻に山林の經營に留意し、二二九二(寛永九)年八月制定の年中行事諸法(註八三)中、特に『山中權現者勿論、坊舎近邊山林竹木猥不_レ可_レ伐採_二衰、三千石寺領之内、山林竹木不_レ可_レ伐、

但シ堂舎修理修造之時者、役者中以_二衆徒_一可_レ伐用_二衰、堂舎修理并西樂院役目之外、百姓私ニ不_レ可_レ遣_二衰』とせしが、二二三五(寶永二)年三月、更めて社頭並に坊舎近邊の山林竹木を猥に伐採すべからざる旨下知(註八四)せられ、嚴に寺林の保育方を厲行せしめたるもの、如く、二四七〇(文化七)年七月、半川村(註八五)より、毎春八百本宛の小松を植付くべきにつき、寺林の下草を肥シ草として下附せられたき旨願出でたるあり、同寺にては其後も銳意山内の植林に腐心し、二四七四(文化一)年二月に至り、山内植木議定書(註八六)を制定して、

近來本坊ヨリ樹木苗料として百目宛山内へ被_レ下_レ之候ニ付、是迄經□院怠周取計、世話致來候得共、退役已來評議之上、三學頭代順番ニ右銀子請_二取之、樹木植等之世話可_レ致旨ニ相定候、儀定左之通、

一、早春雪解之節、六役立會之上、三院境内植場致_二見分、杉・松之苗等見合、當番學頭代より相求候様取計可_レ申事

一、植場所之儀ニ付、下刈地面相調候儀者、一山役目人夫を以改_レ之可_レ申衰、尤其谷之堂社寺院内境内ニ屹度相限有_レ之場所ハ、其谷其寺より植可_レ申衰

一、其谷其寺境内懸りと雖も、間遠き處ハ立合見計を以、一山役目人夫ニ而苗植可_レ致衰
一、苗植人夫之儀者、可_二相成_一程ハ致_二省略、承仕相遣ヒ可_レ申衰、尤下刈地面相調候衰、夫役多分相懸候場所ハ、役目人夫ヲ相用可_レ申衰

一、苗成木之上願木之節ハ、右苗植之振合ニ順レ之可レ申事となし、學頭代として瀧泉院・圓珠院・成就院、年行事として法明院・智藏院・教觀院之に署名したり。

(備考) 六役とは三學頭代・三年行事を云ひ、三院とは中門院谷・南光院谷・西明院谷の三院寺院谷、每十四箇院を以て組織す。六役は一院谷より學頭代一人、年行事一人宛、本山滋賀院御殿より任命す。此六役は山里を支配する世役なり。一山役目とは三院谷各寺院より支出する惣役目人夫を云ひ、承仕とは、三院谷年行事役の許に置きたる小使にして、各寺院惣體の小使なり。

尙同寺内禪林・禪智兩寺往來道下なる杉木植付料の内を以て植付〔註八七〕けたる眞如院・法明院裏通北、觀行院門前下より明靜院新屋敷道下、普明院古屋敷並圓珠院境内より南竝に西明豆腐屋之間及本覺院境内南之大乘院古屋敷等の杉の樹は、何れも其寺々にて勝手に處分すべからざる旨、二四八七(文政一〇)年九月之を定めたり。

出雲國簸川郡鰐淵村別所なる鰐淵寺は、延曆寺最初の末寺にして、二四三六(安永五)年二月『山林竹木は寺院之莊嚴なる故、猥ニ不可ニ伐採之旨每度被ニ仰付候之處』云々〔註八八〕と達せられ、現今境域七町八段餘歩、四峯圍繞し林樾蒼鬱たり。

明石郡明石町(明石市)なる月照寺は、一四七一(弘仁二)年弘法大師の造營せるものにして、二二四一(天正九)年、豊臣秀吉、高三拾石を寄進し、境内山林竹木諸役を免ぜり。美囊郡三木町なる雲龍寺は、一六一八(天徳二)年、僧慈惠の草創せるもの、二二四五(天正一三)

出雲國
鰐淵寺莊
嚴ノ林樾

播磨國諸
寺月照寺ノ
竹木
雲龍寺ノ
竹木

圓教寺ノ
老杉

年九月、豊臣秀吉は先規の如く朱印高三千石竝に山林竹木五町四方の地を寄進し、自筆の制札を下せり、現今寺域四段歩に減ぜるも尙郡中第一の巨刹たり。節磨郡曾左村書寫なる圓教寺は、一六一六(康保三)年の創建にして、花山天皇の勅願所たり、

①②③大日本寺院總覽

雲龍寺ノ
竹木

美囊郡三木町なる雲龍寺は、一六一八(天徳二年)、僧慈惠の草創せるもの、二二四五(天正一三)

①②③

圓教寺ノ
老杉

年九月、豊臣秀吉は先規の如く朱印高三千石竝に山林竹木五町四方の地を寄進し、自筆の制札を下せり、現今寺域四段歩に減ぜるも尙郡中第一の巨刹たり。

來迎寺ノ
楓櫻

節磨郡曾左村書寫なる圓教寺は、一六一六(康保三年)の創建にして、花山天皇の勅願所たり、境内二拾町三段餘歩、一の石磴を登れば老杉鬱蒼たる間に巨堂巍々たり。

太山寺ノ
竹木

加東郡市場村太郎太夫なる來迎寺は、一八五〇(建久元)年創建せられ、二二四〇(天正八年)一度兵火に罹りしを後再建せるものなり、境内に辨天池あり、周圍に楓と櫻とを多く植ゑて風致を添へ、又俗に善阿彌松と稱し繁茂せる松あり。

常光寺ノ
竹木

二〇二四(正平一九)年三月、明石郡門前村(伊川谷村)なる太山寺の禁制中『不可伐採寺内山林竹木事』竝に『於寺内山内不可致狩獵事』として、禁伐と共に狩獵をも行はしめざることとせり。

常觀寺ノ
松林

加古郡神野村なる常光寺は、二一六四―一八〇(永正)年代、白旗山城主赤松義村の創建せるものにして、後姫路城主池田輝政、寺田二拾石及山林數町歩を寄進し、徳川家光亦寺領若干石と山林竹木諸役免除の朱印を下せり。

龍門寺ノ
老松

加古郡八幡村宗佐なる常觀寺は、二一八四(大永四年)二月創建、後柏原天皇、開山龍幢明雲の徳を嘉し、松林一町六段餘歩を下賜せられたりといふ。

揖保郡網干町濱田なる龍門寺は、二三二一(寛文元)年領主京極高豊の創建に係り、境内二町

①②大日本寺院總覽

③華頂要略八十

④⑤⑥大日本寺院總覽

一段歩、寺門南に面し老松之を圍み、門前苅谷街道の左側に、開山廣濟手植の松並木あり、俗に片根の松と稱し、一方畠中に根を張らず作物の害をなすことなかりしと云ふ。

久米郡吉岡村定宗なる木山寺は、文武(一三五七―六七)の朝、役小角の開創、一三六一(大寶元)年伽藍成れるもの、其後變遷を経て一七七〇(天永元)年領主森氏寺領五百石、山林百七拾一町餘を寄進せり、現今境域一町五段餘歩、聖天堂の傍に逆木櫻の址あり。

久米郡稻岡南村北庄里方の誕生寺は、法然上人誕生の地として、一八五三(建久四)年熊谷蓮生坊創立、二二三八(天正六)年、日蓮宗徒の爲に堂宇破壊せられしが後修營せらる、境内廣く老杉蒼鬱として夏尙寒きを思はしむ、練木銀杏樹・二廡の椋の名木あり。

二四四三(天明三)年五月、御室仁和寺の末寺なる上房郡原村藥師院(註八九)に對し、本山仁和寺より同院の門前に竹木伐採禁止等の制札を建つることを命じたるに付、同院より之を領主の役人に申出でたる處、領主側にては恚る先例なきの故を以て之を差止め、同院より當時の寺社奉行井上河内守に對し、之が裁斷を仰ぎたる事實あり。

佐波郡防府町なる國分寺は、一三八九―四〇八(天平)年代、勅により創建せられ、往時は境内頗る廣く、老杉古松繁茂し、又有名なる老楠ありて風致を添へしが、二五二一―四(文久―元治)年の頃之を斧鉞に附せり、維新の際廢寺となる。

中古一四七六(弘仁七)年六月、僧空海、嵯峨天皇に上表(註九〇)して『山高則雲雨潤物、水

美作國諸
木山寺ノ
山林

誕生寺ノ
老杉

備中國
藥師院ノ
竹木

周防國
國分寺ノ
老杉松

紀伊國諸
寺
金剛峯寺
ノ老金松
檜杉

積則魚龍産化、是故耆闍峻嶺、能仁之迹不_レ休、孤岸奇峰、觀世之蹤相續、尋_ニ其所由、地勢自爾、又有_ニ臺嶺五寺禪客比肩、天山一院定侶連袂、是則國之寶、民之梁也』とて『深山平地尤宜_ニ修禪』となし、紀州伊都郡の南なる高野山の平原幽地を下賜せられんことを請ひ、同

①②③大日本寺院總覽

中古一四七六(弘仁七)年六月、僧空海、嵯峨天皇に上表〔註九〇〕して『山高則雲雨潤物、水

積則魚龍産化、是故耆闍峻嶺、能仁之迹不_レ休、孤岸奇峰、觀世之蹤相續、尋_三其所由、地勢自爾、又有_二臺嶺五寺禪客比肩、天山一院定侶連_レ袂、是則國之寶、民之梁也』とて『深山平地尤宜_二修禪_一』となし、紀州伊都郡の南なる高野山の平原幽地を下賜せられんことを請ひ、同年七月允許〔註九一〕せらるゝや、爾來荒藪を芟除して金剛峰寺を創建し、植樹によりて幽邃莊嚴の聖地たらしめんことを企畫し、一山の僧徒亦宗祖の志を紹ぎて樹林育成に努め、山林〔註九二〕を内山と外山とに分ち、山掛二名(山林一切の事務を綜理し山方以下を指揮監督す、之を老分と稱す)山方四名(山林事務を分掌す之を中藤と稱す)留守居堂守山男(常に山林を巡視して濫伐盜伐等を監視す)を置きて監理に當らしめ、其統制頗る見るべきものあり。即ち一六七二—一六(長和)年代、祈願上人〔註九三〕の時、需要の用材倍々多くして山林爲に荒廢するを憂へ、香煙を斷ちて専ら闔山の植樹に黽勉し、現在の字五本松・字又の尾・字兒ヶ瀧及字十五の尾等へ檜を植栽したるが、之を同山植樹の嚆矢とし、降つて一七四一(永保元)年、京極師實登攀の際、同山永遠維持の爲に現在の字觀音辻・字兒ヶ瀧に檜並に金松(高野檜)を下種し、一七六八—七二(天仁—天永)年の交には、最禪隱岐上人大に植樹の道を講じて字内子谷川・字地藏の辻及轆轤峠等に苗植し、一七八六—九〇(大治)年代覺法親王住禪の砌、字大瀧辻並に桶谷等へ杉・檜及金松を挿植し、一八四五—一九(文治)年代、檢校理賢植樹に熱心して、字北嶽・字杉の尾・字辨天下・字袈裟掛石・字捻石及字護摩壇等に檜・松及金松を苗植し、一八六七—七〇(承元)

年代貞曉上人は、鎌倉二位禪尼の投施により字千本楨等へ植樹し、一八七九—八一（承久）年代覺基上人は、後鳥羽上皇より上人位に叙せられたる天恩奉謝の爲、字奥之院・字天狗嶽等へ檜・杉・樅・榎・松及金松の數種を實植し、一九二四—三四（文永）年代檢校兼助も植樹に熱中して、字鉢伏の尾・字笹之尾・字北嶽等に下種し、二〇五四—八七（應永）年代には實性院宥快、字雪生・字金時橋等に播種したり。爾來時々栽植したる事實亦歴然たるものあり。而して其山林育成に關する法度としては、近世二二六一（慶長六）年五月、徳川家康〔註九四〕の直判を以て『衆徒行人諸公事任_レ往古之掟_レ可_レ爲_レ格別_二事、衆徒方領内之人足竹木可_レ爲_一一職進退、但山上山下之諸伽藍造營之時は、二萬千石之人足等分_二出之_一可_レ召仕_二事、青巖寺之儀は依_レ爲_二公儀之寺、修造之材木並薪等此中如_二有來、惣山之中雖_レ爲_二何之山林_一可_レ伐採_二事』と定められ、二二七三（慶長一八）年三月、衆徒中院主坊〔註九五〕は『院中内山・野山共、從_二往古_一衆徒方之爲、山處々衆中へ無理恣_二被_レ伐取_二事不_レ謂儀候、以來分別可_レ然候』として谷上院中行人方へ遣せり。二二二〇（萬治三）年七月、其前年來紛擾を重ねたる學侶方と行人方との爭論〔註九六〕に對し、井上河内守・板倉阿波守列座の上『山林之儀、外山之分は、如_二前々_一五山各薪等可_レ伐採之、内山之儀は、修造並無_レ據子細有_レ之節は、衆徒行人雙方より奉行人出_レ之可_レ伐_レ之、山之仕置は、如_二先規_一可_レ爲_二役人方支配_二事』と裁決して伐採に付制限を附し、二三四七（貞享四）年十月、幕府より惣山林は檢校の支配〔註九七・九八〕たるべきことと達せられ、二三七四（正徳四）年十月山林諸法度〔註九九〕を定めて、『六木（杉・樺・檜・榎・楠・松）停木ノコト、福木之儀ハ、外山ニ而六木之外可_レ伐取_二候、但長五尺元口五寸ニ不_レ可_レ過候、門松ハ不_レ可_レ過_二長一間半_一候。附内山停止ノ事、樹木之儀ハ、内山停止、外山ニ而可_レ取候事。

付長三尺定之度、且し勿意_レ候對木、堂守以_二了簡_一可_レ有_二差圖_一候。繪抹香之葉、先年

制限を附し、二三四七(真享四)年十月、幕府より惣山林は檢校の支配〔註九七・九八〕たるべきことと達せられ、二三七四(正徳四)年十月山林諸法度〔註九九〕を定めて、『六木(杉・樺・檜・榎・楠・松)停

木ノコト、福木之儀ハ、外山ニ而六木之外可ニ伐取候、但長五尺元口五寸ニ不可過候、門松ハ不可過長一間半候。附内山停止ノ事、樹木之儀ハ、内山停止、外山ニ而可取候事。附長三尺定之、但し物隠レ候樹木ハ、堂守以了簡可有差圖候。檜抹香之葉、先年御定之事、但堂守へ相斷、堂守之差圖ニ而枯木之葉袋俵持來候而取可申事。附り青葉停止ノ事、莊嚴ニ付杉葉・檜葉、堂守以見分差圖ニ而遣可申。何山ニ而も火を燒せ申間敷事。青巖寺男共内山荒し候由、向後於内山六木・柴共令停止候。押木ハ其方寄之堂守所ニ預り置、年預坊へ注文差出シ可申。榎木上方へ出シ候儀令停止候。鍛冶炭・燒炭下シ候儀右同斷之事の如き細目にも互り、二四〇六(延享三)年十一月、木盜人の仕置〔註一〇〇〕を定め、二四五四(寛政六)年三月、奥院並惣山林に杉・櫻・松等諸苗の寄進植〔註一〇一〕を始め、其名前帳を調製して爾後の植付を記入せり。二四六二(享和二)年二月には『松・樅之立枯倒木薪ニ出定』〔註一〇二〕までを制定して、大に山林の保護を圖り、二四六五(文化二)年には『院々仲間共於外山薪伐取之儀者、御條目ニ外山之分ハ、如前々一五院各々薪等可ニ伐取與被成下候上者異儀無レ之事』〔註一〇三〕と定め、尙西院谷にては檜・榎・杉・樅・松・梅(梅カ)・栗の七木、餘院内にては栗を除ける制木は枝葉枯葉と雖一切伐取るまじく、雜木にても紅葉・櫻は景木の事なれば言ふに及ばず、其他にても尺廻り以上は伐木を禁じ、二四

景木

七一(文化八)年〔註一〇四〕には『所々之山々多々伐荒、殊ニ女人堂^①者杉木植候と號悉く伐拂、眞然山者槓を植と號多く剪荒、殊更兩者別而往還筋諸國之參詣人之見分も不^レ宜』とて濫伐を戒めたり。尙年代不明なるも、同寺の禁止條目中に『禁^レ植^ニ有^レ利竹木^②』の一條を記せるは、頗る注意に値すべきものなるべし。

根來寺ノ山林
二二五六―七四(慶長)年代、那賀郡根來山の根來寺に對し、時の大守淺野左京大夫幸長は、四至勝示を正し、山林濫伐を制止すべきを令せり。

阿波國諸寺
近古一九〇五(寛元三)年三月、那賀郡加茂村なる泰龍寺(一本には大龍寺又は太龍寺と記せり)〔註一〇五〕は、一天歸依の靈場なれば、樹木を伐らば其罪重しとし、後嵯峨院の勅判を以て堅く之を禁制せられ、一九三六(建治二)年三月、後宇多院〔註一〇六〕の御宇にも『舍心山泰龍寺山林竝殺生制法之衰、可^レ守^ニ往古^一者也』と宣せられたり。蓋し勅禁あるは稀有のとに屬せり。

大聖寺ノ竹木
二二四五(天正一三)年七月、徳島藩は、名西郡高磯村(高志村内)大聖寺寺内の竹木切取を禁制〔註一〇七〕とせり。

箸藏寺ノ竹木
二二五三(文祿二)年四月、美馬郡なる箸藏寺〔註一〇八〕の禁令中『當山において、他所之ものむさと入こみに材木きる儀堅令^ニ停止^一之條、所之者としてせいたう(制道)可^レ仕之事、竹の子竝ひねたけ一本もき(伐)るへからず、是又堅可^ニ相留^一之事、桑の木竝ニ茶之木是又きるへからざる事』とせり。

持明院ノ植木植竹
二二五四(文祿三)年三月、徳島藩は持明院(徳島市大瀧山)の定條々中『當寺往來之諸人、うへ(植)木うへ(植)竹に少も手指不^レ可^レ有^レ之事』〔註一〇九〕とし、二二六八(慶長一三)年八月『恩山寺堂地(勝浦郡小松島町)竝山林一町四方之儀、長令^ニ寄附^一之者也』〔註一一〇〕と達し、二二六九(慶

①②紀伊名所圖繪

恩山寺ノ山林

植木植竹

二二五四(文祿三)年三月、徳島藩は持明院(徳島市大瀧山)の定條々中『當寺往來之諸人、うへ(植)木うへ(植)竹に少も手指不^レ可^レ有^レ之事』〔註一〇九〕とし、二二六八(慶長一三)年八月『恩山寺堂地(勝浦郡小松島町)竝山林一町四方之儀、長令^ニ寄附^一之者也』〔註一一〇〕と達し、二二六九(慶

子並ひねたけ一本もき伐るへからず、是又堅可ニ相留之事、桑の木竝ニ茶之木是又きるへからざる事」とせり。

持明院ノ
植木植竹

二二五四(文祿三)年三月、徳島藩は持明院(徳島市大瀧山)の定條々中『當寺往來之諸人、うへ(植)木うへ(植)竹に少も手指不レ可レ有レ之事』(註一〇九)とし、二二六八(慶長一三)年八月『恩山寺堂地(勝浦郡小松島町)竝山林一町四方之儀、長令寄附ニ之者也』(註一一〇)と達し、二二六九(慶

恩山寺ノ
山林

鶴林寺ノ
杉檜

長一四)年八月及二三〇一(寛永二八)年二月には、鶴林寺山(勝浦郡生比奈村)に於て杉・檜其他竹木を伐採すべからず(註一一一)と定め、二二九八(寛永一五)年三月觀音寺(名東郡國府町)(註一一二)、

觀音寺ノ
竹木

豊林寺ノ
竹木

燒山寺ノ
竹木

翌年二月中田村豊林寺(勝浦郡小松島町)(註一一三)の山林竹木伐採を禁じ、二三〇一(寛永一八)年三月、名西郡左右内村(下分上山村内)なる燒山寺(註一一四)境内、東は横道より上、南は横道切、西はくつぬき限、北は横道より上の竹木伐採を嚴禁し、二三〇九(慶安二)年十二月、重ねて之を制止(註一一五)せり。

光仙寺ノ
山林

清水寺ノ
山林

二三一二(承應元)年二月(註一一六)、徳島藩は國府町觀音寺(名東郡)及富田光仙寺(徳島市)・佐古清水寺(徳島市)に對し、山林眞木は伐採すべからず、枝おろし下刈等は寺用に任すべし、但し草は家中馬糧として遣はず旨を達し、二三七一(正徳元)年五月、同藩寺社方は、大原村(那賀郡長生村)桂國寺山林の儀(註一一七)に付『山荒見物惡敷不ニ罷成ニ様』制道すべき旨申渡せるが、

桂國寺ノ
山林

大瀧寺ノ
寺飾リ

二四八八(文政二)年九月、美馬郡脇町の庄屋(註一一八)より、同郡岩倉山(岩倉村)大瀧寺境内は『峯方八丁ハ宮免ニ相立チ、夫ヨリ麓谷迄寺飾ニ而都而百姓小請ニ爲レ仕御座候』と書上げ、別に年代不明なるも、寺澤越中守より勝浦郡丈六寺(多家良村)に對し、寺之廻木伐捕候

丈六寺ノ
寺廻木

慈雲院ノ
竹木

段堅可^レ爲^ニ停止^一旨の折紙〔註二一九〕あり、又藩主蜂須賀家政より同郡慈雲院に對し、山林の竹木伐採すべからざる旨の折紙〔註二二〇〕を下せり。

伊豫國諸
觀音寺ノ
山林

二〇〇四(康永三)年十一月、温泉郡興居島村觀音寺は『寺の山林ニおいてみだりに一草一木もきるべからず、おそらくばこれがらんはいゑのもととい也』〔註二二二〕とし、明かに寺飾り風致の意を表はせり。島内桃樹多く花時の風景比なしと稱せらる。

善應寺ノ
山林

二〇九四(永享六)年十一月、風早郡善應寺(温泉郡河野村)の山林に於て狩獵を禁じ、二二四七(天正一五)年七月、宇和郡(東宇和郡)魚成村龍潭寺の條々中、山林竹木伐採を停止せり。

土佐國諸
寺ノ
金色院ノ
山林

二〇〇六(貞和二)年九月、長岡郡五臺山村なる五臺山金色院の制禁〔註二二三〕中『亂^ニ入^四至^ニ内^一、或伐^ニ山林、或臻^ニ狩獵殺生等^一』を戒め、二二二八(應仁二)年閏十月『伐^ニ取山林竹木^一事』の禁を確かにせり。

超願寺見
入ノ
植杉

二三五一(元祿四)年四月、高知藩は、甲浦(安藝郡甲浦町)の超願寺より、破損修繕の爲め寺の植杉及松材木少々下附を願出でたるに對し『寺之植杉伐候てハ見入も惡敷可^レ有^レ之』〔註二二三〕とて、碇之磯にて代木を下附せり。

豊前國
高座石寺
ノ
楓

田川郡香春町なる高座石寺は、香春神社の宮寺にして僧傳教の創規に係り、爾來幾多の變遷ありしが、寺境清淨、池水に臨み所々に楓樹ありて『千峯楓葉偏誇^レ霜』の吟あり。

豊後國
禹王塔ノ
櫻

二四五二(寛政四)年二月、臼杵藩は、禹王塔境内に櫻植付方〔註二二四〕を山奉行に命ぜり。

肥後國諸
寺ノ
永國寺ノ
寺山
了清院ノ
寄附山

二四五六(寛政八)年正月、人吉藩は領内の永國寺(球磨郡一勝地村)〔註二二五〕に對し、寺山一箇所(間數千六百六拾四間廻り)を與へ、同年又了清院〔註二二六〕に對し、御寄附山一箇所(間數二百二拾五間廻り)を與へたるが、何れも山内の竹木、見透しにならざる分を伐取るは勝手たるべきも、

①大日本寺院總覽

②善應寺縁起

③宇和郡舊記、利

④大日本寺院總覽

豊後國
禹王塔ノ

二四五二(寛政四)年二月、白杵藩は、禹王塔境内に櫻植付方〔註一二四〕を山奉行に命ぜり。

①大日本

肥後國諸
寺 永國寺ノ
了清院ノ
寄附山

國照寺ノ
櫻柳松

日向國ノ
天長寺ノ
老松

二四五六(寛政八)年正月、人吉藩は領内の永國寺(球磨郡一勝地村)〔註一二五〕に對し、寺山一箇所(間數千六百六拾四間廻り)を與へ、同年又了清院〔註一二六〕に對し、御寄附山一箇所(間數二百二拾五間廻り)を與へたるが、何れも山内の竹木、見透しにならざる分を伐取るは勝手たるべきも、杉・檜材木杣取の節は、必ず勘定所の見分を受くべき旨差圖せり。

天草郡志岐村なる國照寺は、二三〇四(正保元)年創立せられ、境内に櫻・藤・柳・松及躑躅等の諸樹木を植ゑ、大に境内の風致を添へ、國內屈指の名藍となれり。

都城なる天長寺〔註一二七〕は、二一九八(天文七)年八月、島津讚岐守忠相の建立せるもの、此地千尺の老松群立し、松籟耳を洗ふが如かりしを以て松林山成就院と稱せりと云ふ。

註一 【公事場竝寺社方與力等御定書之寫】 ○石川縣河北郡笠谷村新田義雄氏

註二 【公事場竝寺社方與力等御定書之寫】 ○石川縣能美郡金野村石黒勝治氏

註三 【寛文三御改替記】 ○東京市山内侯爵邸

註四 【頸城郡志稿案】 ○高田市高田圖書館

註五 【御家被仰出】 ○盛岡市南部伯爵別邸

註六 【山林方緊要拔萃】 ○仙臺市伊達伯爵邸

註七 【寺院制法】 ○徳島縣廳

註八 【憲教類典四ノ十三】 ○内閣文庫

註九 【泉涌寺文書】 ○東京帝國大學史料編纂所

註一〇 【教令類纂九十一集】 ○内閣文庫

章三 風致的林系 一 風致林

二〇七

①大日本寺院總覽

註一〇 【社寺領性質研究資料】 ○農林省

註一一 【常憲院贈大相國公實記卷二十四】 ○東京市帝國圖書館

註一二 【宗國史外篇】 ○三重縣上野町々立圖書館

『南笠置村多門院知足院御仕置之事

(中略)

一、笠置寺ハ舊跡故、本堂を立被置、山林境内寄附並寺領高十五石、其外修理料・掃除料・鐘つき料ニ田畠附置、境内も先年僉議之上、役人共相改、繪圖ニ印を押、明白ニ定置、境内竹木之代銀年々壹貫貳三百目程宛も五坊に分取候様ニ申付候、右之外坊主共持高之田地十五石餘有之候、年々笠置百姓置年貢はかり其作法も餘程有之候事。

(中略)

一、笠置寺ハ一方口之嶮難ニ而人倫をはなれ候山寺ニ候間、常々眼を付、甲乙人入込不申候様ニ、先 和泉守様拜領被成候以來、被ニ仰付候、坊主共我儘ニ仕、先年も本堂廻り山のかさり之大木を伐取、其外山林境内の竹木、我儘ニ賣取、寺物杯も盜賣、案内なしニ立退申坊主共有之故、或ハ寺領を押へ、或ハ不義無道の坊主共七・八人下山申付候様子、とかく我儘不仕候様ニ仕置尤ニ候と、八兵衛判形の書附有之候。(下略)』

註一四 【社寺領性質研究資料】 ○農林省

註一五 【憲教類典四ノ十三】 ○内閣文庫

註一六 【山梨縣林制史資料第三編】 ○山梨縣廳

註一七 【惠林寺史料】 ○山梨縣東山梨郡鹽川村惠林寺

註一八 【圓藏院古文書】 ○山梨縣圓藏院

註一九 【逍遙院古文書】 ○山梨縣逍遙院

註二〇・二一・二二 【法泉寺古文書】 ○山梨縣法泉寺

註二三・二四 【三翁昔語後編三寫】 ○編者

註二五 【山中植込願之事】 ○山梨縣身延山久遠寺

註一八 【圓藏院古文書】 ○山梨縣圓藏院
註一九 【逍遙院古文書】 ○山梨縣逍遙院

註二〇・二一・二二 【法泉寺古文書】 ○山梨縣法泉寺

註二三・二四 【三翁昔語後編三寫】 ○編者

註二五 【山中植込願之事】 ○山梨縣身延山久遠寺

山中植込願之事

貞應元年壬午二月十六日高祖大菩薩房州小湊ニ御誕生、又弘安五年壬午十月十三日武州池上ニ御入滅、今年寶曆十二年壬午高祖大菩薩非生現生非滅現滅末法應時大慈大悲御化導垂示之御年也、我モ人モ御恩ヲ蒙リ高祖ノ流レヲ汲ム程ノ者ハ何ヲ以テ廣大ノ高恩ヲ可レ奉レ報耶、吾カ身延山ニハ御遺訓ニテ此壬午御誕生壬午御入滅ノ御眞骨ヲ奉ニ安置、日本國中ノ知恩報恩ノ者ヘ御利生ニ預ル靈場ナリ、熟々重ン見レハ山ハ廣漠ニシテ周匝十三里ト云ヒ來レリ、七面山トモニハ是ニ倍增ナルベシ、開闢已來波木井殿ノ寄進ニ、代々ノ將軍家ヨリ山林竹木寺中門前諸役御免ノ御除地殺生禁斷ノ淨刹ナリ、又夕御當代御朱印會式關所御免トモニハ二通ナリ、權現様ノハ御書判也、右何レモ任ニ舊記ニ如ク先例ニ山中御免除ノ御朱印也、四百八十年五百年ニ及ヒ山林森々ト繁リ合、松柏杉檜ノ大木、諸堂伽藍ヲ圍繞シテ、園林雲ヲ吐キ、高山日月ヲ頂キ、誠ニ眞ノ靈山事ノ寂光ト諸國參詣ノ者ノ目ヲ驚シ、信心肝ニ銘スルハカリナリ、併ラ今一際達入テ熟々ト思レ之、古來ヨリ簡程迄廣キ山ヲ植込ノ世話少ク、伽藍棟數多ク諸造營隙ナキニ似合ザル油斷ノ様子、伽藍等目通りニハ大木數多有ル様ナレトモ、能々山中ヲ見渡セバ空地同然裸山モ多クシテ、繁リ込ノ所モ異荆逆木雜木多ク、或ハ田畑ヲ開キ三寶ノ淨界ヲ穢シ、或ハ修覆造營ニハ當前ニモ困苦スル様ナル事トモ故ヘ、願フ所ハ植込也、仰願クハ三寶諸天鎮守七面大明神五番善神三十番神山中勸請ノ一切ノ護法神等、御報恩別シテハ御眞骨堂御影堂高祖大士御報恩ノ御爲、又ハ永代山ノ莊嚴ノ爲、又ハ伽藍要用ノ爲今年(壬午年)ニ相初メ、南方ノ鷹取山ヲ檜木山ノ植込ニシ、末々山ノ用事ニ備ヘ度キモノナリ、先ハ今年少々モ植ヘ置キ、來未年ヨリ八年々春秋トモ植木時分木苗一萬本宛毎年植置、十年モ二十年モ三十年モ毎歲植木ノ世話

打續キ有レ之ヤウニ一向願ヒナリ、又植ユル時ヨリ外ニ年中ニハ三度モ四度モ見分シテ介保養育ヲ指加ヘ、念ニ念ヲ入テ植置事ナリ、惣門ノ方ノ麓ヨリ他領ノ堺ヲ限リ、鷹取ノ峠七面山ノ方ノ堺ヲ限リニ山下リ三分モ四分モ半腹迄モ檜木ハカリノ植込ニシ、其下通り谷合背通りニハ杉或ハ鹽子檜津賀弱檜等一所一所ニ植置ヤウニ願ヒナリ、今迄有來杉檜ハ其儘立置、松ハ大木ハ少々殘シ置クトモ雜木或ハ植木ノ障ヲハ皆倒シ拂除テ植ヘタキモノナリ、又奥ノ院ノ山ニモブナナントカ云フ用木ニモナラヌ雜木夥ク見ユルナリ、東照宮ノ杉山ノ續キニ檜木ヲ植ヘテ有ヲ見レハ、中中土地相應トミヘテ殊ノ外心能ク生長スルヤウニ見ユル間、雜木ヲ倒シ檜杉ヲ澤山植置度キモノナリ、又追分ヨリ奥ノ院道ノ南表ノ山モ皆雜木ト見ユル間、檜・杉・鹽子・樅・津賀・弱檜等何程モ植置度キモノナリ、又追分登坂ノ杉山ト東照宮ノ杉山ハ、殊ノ外見分宜ク參詣ノ者モ風聽アルヘケレトモ、纔ノ杉山ニテ中々所用ニ立ツホドノ事ハ不可有、又近郷近村ヨリ寄特ノ志アル者、其檜杉等ノ苗年々少々宛運ヒ諸堂ノ近邊ヘ植置キ、山役ノ者ノ世話ニテ所々大木ノ間ニハサミ植ヘマゼテ雖有レ之、折節介保養育手入無レ之シテハ、用事并目ニ立ホドノ事ハ有ルヘカラス、向後數萬ノ植込ヲ企テ初テハ、年々植ヘ時見巡リヲ三度、一年ニ四度ノ世話ハ高祖大士ヘノ御奉公ナレハ、可レ勤苦ノ役儀ト思ヒ、乍ニ面倒ニ辛勞ニ巡ル時ハ人夫一兩輩モ召連、或ハ枯損ノ植ヘ更、又ハ雪倒レカ又ハ猪鹿猿ナトノ損失ヲ吟味シテ、二十年モ三十年モ無レ退轉ニ相續シテ介保手入ノ世話ヲナシ、志念勇猛ニ勵ムナラバ、結構ナル身延山園林實樹ト成テ、誠ノ宗門ノ大山天下ノ奇觀ナルヘシ、三十年バカリモ已前ニ鎌倉ヨリ身延ヘ檜苗一萬本十五年ノ間運ブ者アリ、其名ヲ善信ト云發信者ナリ、是則鷹取山ノ裸カ山ナルヲ見テ一萬本植置カバ十分一付テモ千本ハ殘ルベシ、御威光ニテ此寸志ヲ助ケテ段々ト跡續ノ者アルベシ、若シ爾ラバ五十年百年ノ内ニハ結構ナル鷹取山ニナルベシト始メ置キシ事ハ、手前鎌倉ニ居シ時ノ事故能々知ル事ナリ、其檜何レナリモ今耽ト知ル者ナシ、運ヒ畢リ植納シ結願ノ時ハ三十五代竟師ノ時ナリ、竟師ヨリ御褒美トシテ遠路檜苗萬萬運フ奇特ノ脇書有ル御本尊頂戴ニテ手前モ拜見セシナリ、山高故不レ貴以レ有レ木爲レ貴、異荆逆木雜

木ハ多ク繁リテモ山地ヲ狹メ費ス計ニテハ不可貴ム、良材ハ萬事ニ用ル德勝レテ是ヲ貴シトスルコトナリ、何卒何卒後代一向希奉レ頼事ハ、指次ノ貫主ヲ初メ老僧當番諸役僧脇座末々惣衆徒中惣門前中惣シテ山中ノ眞俗不レ殘異體同心ニ強盛ノ信心ヲ以テ、高祖大士ヘ知恩報恩ノ大功ヲ立ツ様ニ、後々植木手傳無レ退轉ニ志念勇猛ノ働勵願入事也、若シ此大願望無レ相違ニ時ハ、末末百年二百年立ツハ夢ノ如クナリ、打續年々不退ニ植木ノ介保養育山中

リ、其檜何レナリモ今曉ト知ル者ナシ、運ヒ畢リ植納シ結願ノ時ハ三十五代竟師ノ時ナリ、竟師ヨリ御褒美トシテ遠路檜苗萬萬運フ奇特ノ脇書有ル御本尊頂戴ニテ手前モ拜見セシナリ、山高故不貴以有木爲貴、異荆逆木雜

木ハ多ク繁リテモ山地ヲ狹メ費ス計ニテハ不貴ム、良材ハ萬事ニ用ル徳勝レテ是ヲ貴シトスルコトナリ、何卒何卒後代一向希奉レ頼事ハ、指次ノ貫主ヲ初メ老僧當番諸役僧脇座末々惣衆徒中惣門前中惣シテ山中ノ眞俗不殘異體同心ニ強盛ノ信心ヲ以テ、高祖大士ヘ知恩報恩ノ大功ヲ立ツ様ニ、後々植木手傳無退轉志念勇猛ノ勵勵願入事也、若シ此大願望無相違ニ時ハ、末末百年二百年立ツハ夢ノ如クナリ、打續年々不退ニ植木ノ介保養育山中ニ無斷絶ニ後々段々見事ニナリ、我此土安穩天人常充滿園林諸堂閣種々寶莊嚴眞ノ靈山事ノ寂光眼前ニシテ、高祖ノ御威光モ日々ニ増シ身延繁昌宗門廣布無疑天下ノ歸依四海ノ渴仰不斜、永代伽藍ノ用木他所ヨリ求ムルニ及バズ、車力無世話ニ伽藍莊嚴見分ヨク諸參詣ノ信ヲ益シ公所ノ聞ヘモ宜シカルベシ、第一檜苗澤山、第二杉、其次檜鹽子弱檜津賀桐榎蘭唐松唐杉等右有合相應ニ代物ニテ可求、若シ志シニテ寄進アラハ望ミニ任スベシ、勸ムル事ハ不可有之、來年ノ苗ハ今年ヨリ誂ヘ置クヘシ、隨分付クヤウニ代出ヲシテ此方ヘ痛ノナキヤウニシテ取ルヘシ、植人夫大勢ハ惡シシ、三四人カ五人ニハ不可過、奉行ハ山役一人加役當番ニテモ外ノ院内ノ僧ニテモ可然、植時ハ勿論介保見巡リ時モ右ノ如ク少人數ニテ念ヲ入ル、コト肝心ナリ、人夫ハ扶持ヲ可與、一年ニ一返通リハ門前ヲ役ニテ可使、足ラズハ頼ンテ可使、又他村ヲモ可頼、又木苗代ハ參詣ノ者ニ方丈ニテ勸テトルヘシ、一二三錢ホト宛輕ク十錢以已ハ回向祈禱ノアルヤウニ可着帳、洗米ニテモ可遣、鷹取山ヲ初メトシ惣シテ山中植込ニナル木苗ノ代ナリ、又竹藪竹林少キ故所用ニ不足ナリ、年中夥シク大竹ノ入用アルニ皆買調ヘテ遣フ故失墜多シ、何ニ程モ竹藪ノ場所多キニ古來ヨリ其勘辨ナク捨ヲキ課ス事笑止ナリ、上ノ山ノ内ニ場所能キ處ヲ二ヶ所モ三ヶ所モ大竹ノ種ヲ植置キ、竹ノ子時分ニハ油斷ナク番ヲ付ルヤウニシテ、餘ノ雜木逆木何ニテモ障リニナルモノヲハ拂ヒ除テ、竹計リ介保養育シテ氣ヲ付ケ段々ト倍増スルヤウニスヘシ、大小ノ桶類塀垣等足代種々用事ニ大竹少クテ不叶事ナリ、惣シテ本院ノ内外竹木諸職人ノ遣フホトノ物ハ勿論、山中惣體ノヤウニ見分ニ能クキ、實貞ナル志ノ有ル信心深キ勘者ヲ置度モノナリ、尉司役山役普請方有トイヘモ末ヘ長ク永々ノ山ノ爲メ迄ハ中々勘辨アルヘカラス。

寶曆十二壬午歲三月

高祖大士御誕滅之御年

身延四十二世

日

辰

註二六 【身延山古文書】 ○同上

註二七・二八 【惠運院古文書】 ○山梨縣相川村惠運院

註二九 【山梨縣中巨摩郡吉澤村天澤寺山門側標識】 ○其寺

註三〇 【憲教類典四ノ十三】 ○内閣文庫

註三一・三二 【教令類纂八十九集】 ○同上

註三三 【憲教類典四ノ十三】 ○同上

註三四 【慈眼大師御禁制書寫】 ○滋賀縣延曆寺

註三五 【山林法度】 ○同上

註三六 【教令類纂八十九集】 ○内閣文庫

註三七 【掟】 ○近江國園城寺

註三八 【善光寺研究】 ○編者

註三九 【教令類纂九十二集】 ○内閣文庫

註四〇 【天和三年記録】 ○宮城縣宮城郡七北田村洞雲寺

註四一 【亙理石見殿より被仰付候御書付】 ○同上

註四二 【記録】 ○同上

註四三 【巖手縣史資料】 ○巖手縣廳

註四四 【遠野舊事記】 ○巖手縣土閉伊郡遠野町海老久太氏

註四五 【篤焉家訓二】 ○盛岡市盛岡圖書館

註四六 【要用記録書】 ○巖手縣上閉伊郡遠野町宮本愛次郎氏

註四二 【記録】 ○同上
註四三 【巖手縣史資料】 ○巖手縣廳

註四四 【遠野舊事記】 ○巖手縣土閉伊郡遠野町海老久太氏

註四五 【篤焉家訓二】 ○盛岡市盛岡圖書館

註四六 【要用記録書】 ○巖手縣上閉伊郡遠野町宮本愛次郎氏

註四七 【本末由緒記】 ○青森縣下北郡圓通寺

註四八 【乍恐書付を以奉願上候事】 ○同上

註四九 【本末由緒記】 ○同上

註五〇 【圓通寺文書】 ○同上

註五一 【廻狀】 ○同上

註五二 【寛政九年巳閏七月十三日願書下書】 ○同上

註五三 【一札之事】 ○同上

註五四 【遺證文】 ○同上

註五五 【寶永七年日記】 ○弘前市津輕伯爵別邸

註五六 【寶永八年日記】 ○同上

註五七 【正德三年日記】 ○同上

註五八 【享保十七年日記】 ○同上

註五九 【古記大全第三】 ○弘前市新町岩見常三郎氏

註六〇・六一 【元祿十五年日記】 ○津輕伯爵別邸

註六一 【明和三年小野若狭御用留書】 ○弘前市禰宜町小野善成氏

註六三 【正德四年日記】 ○津輕伯爵別邸

註六四 【享保五年日記】 ○同上

註六五 【岩見文書公用留帳】 ○岩見常三郎氏

註六六 【伊藤文書】 ○山形縣西田川郡上郷村伊藤小右衛門氏

註六七 【永平寺文書】 ○福井縣永平寺

越前永平寺

一、軍勢甲乙人等濫妨狼藉事

一、伐採山林竹木事

一、放火事

右條々堅令停止訖、若違犯之輩者速可處嚴科者也、仍下知如件

天正三年九月 日

彈 正 忠

信

長 (書判)

註六八・六九・七〇・七一 【永平寺文書】 ○同上

註七二 【片聾記上】 ○福井縣廳

註七三 【萬松山雜記・則宗代物記錄】 ○福井縣坂井郡大安寺村大安寺

註七四 【瑞源寺文書】 ○福井縣足羽郡社村瑞源寺

註七五 【加越能三州寺社古證文寫】 ○東京市前田侯爵邸

註七六 【永光寺文書】 ○石川縣鹿島郡餘喜村永光寺

註七七 【伊須流岐樞要記】 ○前田侯爵邸

註七八 【加藩慶長以來定書】 ○同上

註七九 【石動山論所一件】 ○同上

註八〇 【萬治以前御定書】 ○同上

註八一 【總持寺開山忌ニ付並木通り道普請並松植添願ニ付御尋之趣答方一件】 ○石川縣羽咋郡樋川村岡部恒氏

註七七 【伊須流岐樞要記】 ○前田侯爵邸
註七八 【加藩慶長以來定書】 ○同上

註七九 【石動山論所一件】 ○同上

註八〇 【萬治以前御定書】 ○同上

註八一 【總持寺開山忌ニ付並木通り道普請並松植添願ニ付御尋之趣答方一件】 ○石川縣羽咋郡樋川村岡部恒氏

註八二 【御代々御朱印寫】 ○鳥取縣大山寺

註八三・八四 【御條目竝里坊屋敷御判物寫】 ○同上

註八五 【乍恐奉願口上之覺】 ○同上

註八六 【山内植木議定書】 ○同上

註八七 【覺寫】 ○同上

註八八 【記錄五】 ○鳥根縣簸川郡鰐淵村鰐淵寺

註八九 【諸家祕聞集卷二】 ○東京市帝國圖書館

註九〇 【性靈集九】 ○東京帝國大學史料編纂所

註九一 【弘法大師年譜】 ○同上

註九二 【山林沿革史】 ○農林省

註九三 【高野山由來記】 ○和歌山縣高野山金剛峯寺

註九四 【教令類纂^{初集}八十九】 ○內閣文庫

註九五 【高野山文書】 ○金剛峯寺

註九六 【教令類纂^{初集}九十】 ○內閣文庫

註九七 【教令類纂^{初集}九十二】 ○同上

註九八 【常憲院贈大相國公實記卷八】 ○同上

註九九【山林諸法度條々】。○金剛峯寺

註一〇〇【高野山由來記】。○同上

註一〇一【奥院竝惣山林杉苗植附寄進名前帳寫】。○同上

註一〇二【松樅之立枯倒木薪ニ出定】。○同上

註一〇三【惣山林政道掟書】。○同上

註一〇四【覺書】。○同上

註一〇五・一〇六【大龍寺緣起竝文書寫】。○德島縣廳

『一、泰龍寺者、一天歸依之靈場、四海豐饒之寶窟也、然則於彼山殺生云々伐樹木其罪重、況於大悲虚空藏鎮地三種奈落河之業因、爲自爲他不可然、堅可禁制、若於有異違之族者、可注進其交名焉。』

寛元三年三月十一日

御勅判(後嵯峨院)』

註一〇七【板野郡古文書類謄寫】。○同上

註一〇八【箸藏寺古文書】。○同上

註一〇九・一一〇・一一一【阿淡年表祕錄一】。○德島市蜂須賀侯爵別邸

註一一二・一一三【阿淡年表祕錄二】。○同上

註一一四・一一五【名西郡古文書類調査帳】。○德島縣廳

註一一六【阿淡年表祕錄三】。○蜂須賀侯爵別邸

註一一七【御記録は一】。○德島地方裁判所

註一一八【文政十一子年九月祖谷山に御出被爲遊候ニ付郡中村々御藏御給知町數物成家數人數竝寺社諸堂竝御船路

川筋瀬淵地名相調帳脇康右衛門控へ。○德島縣美馬郡脇町脇龜太郎氏

註一一九・一二〇【勝浦郡古文書類寫】。○德島縣廳

註一二一【觀音寺文書寫】。○編者

註一一七 【御記録は二】。○徳島地方裁判所

註一一八 【文政十一子年九月祖谷山に御出被爲遊候ニ付郡中村々御藏御給知町數物成家數人並寺社諸堂並御船路

川筋瀬淵地名相調帳協康右衛門控へ。○徳島縣美馬郡脇町脇龜太郎氏

註一一九・一二〇 【勝浦郡古文書類寫】。○徳島縣廳

註一二一 【觀音寺文書寫】。○編者

註一二二 【土州名勝記】。○高知市山内侯爵別邸

註一二三 【元祿四年分覺書】。○東京市山内侯爵邸

註一二四 【寛政年中日記】。○大分縣臼杵町稻葉子爵別邸

註一二五 【御家中諸郷寺社方山林定法寫】。○熊本縣人吉町相良子爵別邸

註一二六 【寛政御家中山林】。○同上

註一二七 【莊内地理志】。○都城市男爵島津久厚氏

へ 名所舊跡飾り林

山城國名所舊跡
嵐山ノ櫻

葛野郡松尾村なる嵐山の櫻は、龜山殿造營（一九一九―三四年代）の昔、勅旨^①に依り吉野山の櫻を移植^②（一本には一七六七―八三年代鳥羽天皇の御宇植ゑたりとあり）されたるものにして、中古櫻の名所となり、御宇多院の御製に『あらし山これも吉野やうつすらん櫻にかける瀧のしらいと』とあり。山中又楓樹多く、秋の紅葉と共に一嶺の樹木鬱蒼たり、春花秋葉共に賞するの勝地たることは擧ぐるを俟たず。

笠置皇居
ノ古松

相樂郡の笠置皇居は、一九九一（元弘元）年九月、後醍醐天皇の笠置山に籠り給ひし所にして、彌勒石の上に在り、太平記に『城の北に當りたる巖の數百丈そひへて鳥もかけりがたき所

①京羽二重 ②兼載雜談一 ③拾遺都名所圖會四

岩屋寺ノ
並木櫻ノ

より上りける、二町はかりはとかくして上りつ、其上に一段高き所あり、屏風を立たることくなる岩石かさなりて、古松枝をたれ蒼苔露なめらかなり』とあるは是也。
愛宕郡雲畑村の西南に岩屋寺あり、此地石室岩洞の奇あり、參詣往來の人其中を通るを以て岩屋の稱あり。岩屋山まで十六町の坂路の左右に櫻多く、後奈良院の御時(二一八六—二二七年代)櫻樹八百株を御寄進ありたりと傳ふ。

伏見ノ桃
山及松原

二二五四(文祿三)年、豊臣秀吉の築きたる伏見城も、間もなく二二六〇(慶長五)年九月落城するや、其最高處なる丘上に數千株の桃樹を植ゑて桃山と稱せしが、二四四一—八(天明)年代に至り、桃山は天々たる艷色洛内外の人目を驚かし、又本丸の地たりし松原山は、古松繁茂し、蒼鬱として天日を蔽ふに至れり。

御室ノ櫻

世に御室の櫻と稱せらるゝ葛野郡花園村字御室仁和寺の境内に在る一群の櫻樹は、二三三三—四三(延寶—天和)年代より既に名所の櫻として知られたるものゝ如く、二三三四—七(貞享)年代『近世寺中多櫻、依之於今御室・清水爲一雙』と記せるものあり。

通天橋ノ
楓

紀伊郡稻荷山の北なる惠日山東福寺の通天橋は、洛東觀楓の勝地として知られ、橋下左右の崖は悉く楓林なり。尙同寺には以前櫻樹もありしが、明兆殿司の望により將軍足利義持悉く之を伐らしめたりと傳ふ。

高尾山ノ
楓

高尾山は、葛野郡梅ヶ畑村に在り、神護寺の在る所なり。愛宕山の東麓に位し、清瀧川の上

①拾遺都名所圖會三
②花洛名所圖會八

③都名所圖會五
④鹽尻卷一

⑤拾遺都名所圖會四
⑥京羽二重四

⑦天然記念物解説

梅尾ノ楓

流其下を縈り、山中楓樹多く秋色佳麗にして、槇尾・梅尾と共に三尾の名ある勝地なり。
葛野郡梅尾に楓樹千章あり。水の兩岸を挟み、頼山陽をして『霜楓壓溪疑無水』と感吟せしめたるものは是也、三尾の隨一と稱せらる。

高尾山ノ

⑦ 高尾山は、葛野郡梅ヶ畑村に在り、神護寺の在る所なり。愛宕山の東麓に位し、清瀧川の上

①拾遺
②花洛

梅尾ノ楓

流其下を縈り、山中楓樹多く秋色佳麗にして、楨尾・梅尾と共に三尾の名ある勝地なり。葛野郡梅尾に楓樹千章あり。水の兩岸を挟み、頼山陽をして『霜楓壓溪疑無水』と感吟せしめたるものは是也、三尾の随一と稱せらる。

大和國名
所舊跡
南淵山ノ
禁林

② 南淵山は高市郡高市村細川山上方の山にして、多武峰に接し、天武天皇、一三三七(白鳳五)年勅して、禁_{ミナ}南淵山・細川山_ニ並莫_ニ葛薪_ニとあるもの即是なり。

吉野山ノ
千本櫻

本邦最古の櫻の名所吉野山は、吉野郡吉野町に在り、所謂一目千本を最も櫻樹の多き所とし、中の千本之に次ぎ、それより上の千本を経て奥の千本に至る約二里の間は、其數多からざるも自ら深山の趣に富み頗る幽邃なり。同山櫻樹創植の年代審ならずと雖、千餘年前に植ゑられしものなることは疑なく、後宇多院(一九三四―四七年代)の御製に『あらし山これも吉野やうつすらん櫻にかゝる瀧のしら糸』とあるを見ても、吉野の櫻が當時既に名聲藉甚たりしを知るべし。而して同山の櫻樹は、古來一切伐採を嚴禁せられたるのみならず、里人藏王權現の祟ありとして、薪の中に其一枝ありとも、之を焚くことを避けたりといはれたり。他方櫻樹の補植を怠らずして、古來の櫻樹繼植中最も著しきは、二二五四(文祿三)年豊臣秀吉の吉野觀櫻に先ち、二二三九(天正七)年大坂平野の郷士末吉某が一萬本を寄附したることなり。尙同山中の櫻樹の中には、古來名木として知られたるもの尠からず、藏王堂前の關屋の櫻の如きは其一にして、瀧櫻・布引櫻・雲井櫻等も亦古來の名木なり。

①或遊記 ②大和名所圖會五 ③天然記念物解説 ④大日本地名辭書

金峰山ノ
松檜

金峰山は、吉野山の高峰にして、吉野町の東南に峙ち、南は大峰に連り、山谷重疊して遙に熊野那智の境に至る。昔時修験道者の徑行せる所にして夙に其名著はれ、二三五三(元祿六)年、松下見林は『第一靈異、山有松檜名花軟草』と記せり。

月ヶ瀬ノ
梅

添上郡月瀬村の梅林は、名張川の兩岸に亘りて溪山の勝に富み、梅樹の多きことに於て海内無雙なり。二三六一(元祿一四)年に刻されたる二條良基の藏玉和歌集に、春日神社常陸より勸請の時、伊賀より月瀬里に移り、遂に御笠山に垂跡し給ふとあり、其頃より既に名ありしものゝ如きも、二四七八―八九(文政)年代、藤堂家の儒生齋藤拙堂此地に遊びて勝絶を激賞してより、名聲頓に著しきを加へ、二五八二(大正一)年名勝地と指定せられたり。尾山・桃香野等最も梅樹多し。

春日山ノ
竹柏

春日山(春日神社の所在地にして一般に春日山と稱するも、山の正面は御蓋山にして其南北に春日山・花山、北方に嫩草山(三笠山)あり)の美觀たるナギ(竹柏)林の最も密なる處は、御蓋山西側の中腹以下にして、幅七八町に亘る一帯の純林あり、奈良朝時代珍樹として植ゑられしものが、風土に適せる爲繁殖したるものなるべし。村井道弘は『大明神御影向よりこのかた、かく木ぶかき山となりて、春は花、秋は紅葉、夏は新樹の陰すゞしげに、冬は雪つもるこずゑのすがたまで、朝暮えならぬ景色なり』と讚へたり。

和泉國
信太村

安倍晴明の母といふ狐葛葉の傳説によりて名高き信太森は、泉北郡信太村に在り、往時は

① 異稱日本傳上
② 南都名所集一

③ 天然記念物解説
④ 和泉名所圖會三

⑤ 拙堂梅溪遊記

⑥ 天然記念物解説

森の封境廣大なりしも、二四四九―六〇(寛政)年代には、廿間許りなる尋常の叢林となり、只林中に在る楠の大樹は、高サ八丈許、周圍五丈、株の太さ五尋ありて、千枝萬柯、遠く望めば深林の口しと云ふ。

安倍晴明の母といふ狐葛葉の傳説によりて名高き信太森は、泉北郡信太村に在り、往時は

①異稱
②南都

森の封境廣大なりしも、二四四九一六〇(寛政)年代には、廿間許りなる尋常の叢林となり、只林中に在る楠の大樹は、高サ八丈許、周圍五丈、株の太さ五尋ありて、千枝萬柯、遠く望めば深林の如しと云ふ。

攝津國
須磨ノ磯
馴松

須磨は、夙に磯馴松を以て名あり、賴山陽の『亂松相映白沙明。隔水青山對晚晴。』と吟ぜるもの是なり。須磨寺の寺寶中に辨慶の筆に成れりといふ制札あり『此花江南所無也、一枝於折盜之輩者、任天永紅葉之例、伐一枝可剪一指、壽永三年二月二日』と記せるが、是れ櫻の爲にあらず、梅の爲に建てたるものなるべしとも云ふ。

箕面ノ楓

豊能郡の箕面山は滿山皆楓なり。齋藤拙堂此處に遊びて『滿山皆楓、爛然として霜に飽き色渥丹の如し、水は岩間に緯錯し時に墜錦有りて波に映じ杳然として流れ去る』と云ひ又『楓盡きて松來り、水窮りて石出づ』と云へるもの能く其眞を描きたり。

遠江國
三方原ノ
林叢

①三方原は、濱名郡に在り、引佐郡に渉る曠野にして、一二八三(元和九)年九月、幕府の老中土井大炊頭外七人の連署を以て『みかたが原中、草の儀、相國様被仰遣ごとく、入こみたるべき事、從前々有來候林、竝新林之儀、下草は入こみたるべし、但枝をおろし木葉をかき候者は、札錢を可出、草野の事、四壁のきはより三町、田畑のきわ一町より内は、入こみ可爲停止事、付、原中新田仕立候においては、其きはまで入こみたるべき事』と達せられたり。近世頗る開墾を爲せりと雖尙林叢を遺せり。

①大日本地名辭書 ②消閑隨筆上 ③齋藤拙堂遊記 ④甲陽軍鑑

秋葉山ノ古杉

周智郡犬居町に屬する秋葉山は、天龍川の東岸に位し、山上に在る秋葉神社は、鎮火の靈として名高く、山上樹木今尙森々たり。『秋葉山中一町々々にしるしの塚あり、杉の木立宮のつくり、江戸王子の社邊に似たる所あり』とせるものあり。

駿河國三保ノ松原

林道春の『在駿河國有度郡、有度濱北有富士山、南有大洋海、久能山嶮於西、清見關田子浦在其前、松林蒼翠、不知其幾千株也、殆非凡境』といへるもの即ち三保の松原にして、又某氏の『美髯廟東數町有老松一株、是爲羽衣松、即謠曲所載、天女曝羽衣松枝、漁夫伯梁獲之是也、松下有碑、享和二年、故府尹收成傑所樹、徧洲皆松林』と記せる古松羽衣松の跡には、今羽衣神社あり。

富士山ノ樹海

名山富士の中腹は、原始の大森林を以て被はれ、殊に北面する甲斐國南都留・西八代兩郡方面にては、精進湖畔なる青木が原の所謂樹海より山頂に向つて壯大なる森林連續し、富士の一大景觀をなせるが、樹種の主なるものはツガ(榎)なり。青木が原に續きて大室山澗葉樹林・弓射塚針葉澗葉樹林・奥庭御庭針葉樹林上部に連互し、各異なる林相をなして廣大なる富士原始林を形成せり。

甲斐國身延山ノ古杉老檜

東海道吉原驛より甲州の身延山へ登る道すがら眼界に入る甲州の諸山は、何れも秃兀たる裸山か、或は樹有るも森薄く見え透き居れるに、獨り身延山のみは深邃にして、數百歳の老樹枝を交へて黒み渡れり。是れ寺飾りの項に詳記せる如く、伐木禁制賽植等の資にして、

① 上漫錄旅 ② 甲子夜話

③ 本朝神社考卷五

④ 大日本地名辭書、駿河小誌

⑤ 天然記念物解説

制札は今も尙山中處々に残りりと云ふ。就中赤澤・大城・相俣の三山は、古來諸堂造營料地として他の杣人の入るを禁じ、幾百年の古杉老檜亭々として聳え、祖師日蓮の法燈を傳ふる深山となれり。

老樹枝を交へて黒み渡れり。是れ寺飾りの項に詳記せる如く、伐木禁制賽植等の賚にして、

① 蕪子
② 甲

制札は今も尙山中處々に残りりと云ふ。就中赤澤・大城・相俟の三山は、古來諸堂造營料地として他の柚人の入るを禁じ、幾百年の古杉老檜亭々として聳え、祖師日蓮の法燈を傳ふる深山となれり。

相摸國
鎌倉山ノ
老松

鎌倉の往昔、全盛の日を憶ふに、萬葉集相摸歌に『たき木こる可麻久良山のこたる木を松となかいは、こひつゝやあらむ』とあり、又一八八三(貞應二年)海道記に『此所の景趣は海あり山あり、水木たよりあり』とありて、鎌倉山の松は往古より著はれたるが、澤庵和尚は此地を過りて『山路十里許行て、山高き所をたゝちに切通したるみちを入ぬれば鎌倉山をみる、峰一そびへたり、これに竝て松のしげみ、是そ誠の千年の松、萬代の鶴岡と覺ふ』と記せり。

武藏國名
所舊跡
飛鳥山ノ
櫻

東京市瀧野川區の飛鳥山は、數萬歩を超えたる芝生の丘山にして、春花秋草夏涼冬雪眺めあるの勝地なるが、一九八一—三(元享)年代、豊島左衛門飛鳥祠(祭神事代主命)を移してより始めて飛鳥山と呼ばれ(飛鳥祠は二二八四—三〇三(寛永)年代王子權現造營の時權現の社頭に移鎮せらる)二二九九(元文二年)九月、將軍徳川吉宗の時、江戸城吹上苑の櫻苗を同山に移植し、同年閏十一月鳴鳳卿の選せる碑石を建てたり。年を越えて花木林を爲し、二二九九(元文四年)春、冷泉前大納言爲久關東下向の折、同山の若木の櫻を人より贈られて賞美したる事あり。二四四二(天明二年)七月、幕府は觸書を以て、飛鳥山櫻の植足と保護方とを申渡せり。

①大日本地辭書、新記 ②澤庵和尚鎌倉記 ③江戸名所圖會五 ④泰平年表四
⑤江戸名所圖會五 ⑥御觸書新冊一

小金井ノ

小金井は、二三三〇(寛文一〇)年五月、北多摩郡小平村より武藏野村に至る玉川上水道の狭きにより其縁岸を三間掘擴め、兩岸に堤を築き樹木を植ゑしめ、徒目付兩人其事の奉行を命ぜられたるものなりしが、二三九六―四〇〇(元文)年代、武藏野新田世話役川崎平右衛門が、幕府の許可を得て櫻を植樹し、後世屢々補植され、現在の樹數千四百餘本を算し、武藏平野に於る山櫻の一大集植たり。地味櫻に適するの故を以て、盛に成木し、樹形の壯大なること遙に吉野山の櫻を凌ぐと稱せらる。就中日の出櫻・入日の櫻・三吉野櫻・富士見櫻等名木の名あり。

(備考)

一説に『承應年間多摩郡ニ水路ヲ開キ玉川ノ水ヲ江戸城ニ引キ且沿道ノ田圃ニ灌溉ス、享保元文ノ頃、櫻ハ水毒ヲ解ス效アリトテ郡司川崎平右衛門定孝、數千ノ櫻苗ヲ大和吉野・常陸ノ櫻川ヨリ求メテ小金井橋ノ上下兩岸數里ノ間ニ植ウ、其後年經テ嘉永二年ノ春、時ノ縣令大熊某櫻樹ノ枯死スルモノ多キヲ惜ミ田無村里正半兵衛ト謀リ、其衰ヘタルモノニハ肥料ヲ施シ、枯死シタル跡ニハ更ニ苗木ヲ植エ、一層其美觀ヲ増スニ至レリ』と云ふもあり。

熊谷堤ノ

熊谷市の西南荒川沿岸延長十八町に互る一帯の堤防に在る熊谷堤の櫻樹は、二五四三(明治一六)年初めて植栽せられたるものにして、爾來度々繼植せられ、現在にては九百餘株の多きに達せり。同所の石上寺には往時熊谷櫻と稱する名櫻ありし事、増補忍名所圖會(天保六年洞李香齋著)に見ゆるも、今は其痕跡を留めず。

荒川堤ノ

二五四五(明治一八)年、南足立郡江北村荒川堤の修理成るや、翌年村長清水謙吾の主唱によつて植付けらる、所謂荒川堤の櫻(一に江北の櫻ともいふ)なり。沼田に起りて北端は埼玉縣境

①甲子夜話

②天然記念物解説

③大日本老樹名木誌

④⑤天然記念物解説

なる鹿濱に至り、延長約三拾一町に互る櫻並木を成し、里櫻の珍種を殆ど網羅して四拾餘種五百餘株に及びり。

常陸國

西茨城郡東那珂村大字磯部神社境内櫻川^①の櫻は、吉野山の櫻に次ぐ本邦の古き櫻の名所

つて植付けらる、所謂荒川堤の櫻(一に江北の櫻ともいふ)なり。沼田に起りて北端は埼玉縣境

なる鹿濱に至り、延長約三拾一町に互る櫻並木を成し、里櫻の珍種を殆ど網羅して四拾餘種五百餘株に及べり。

常陸國
櫻川ノ櫻

西茨城郡東那珂村大字磯部神社境内櫻①②の櫻は、吉野山の櫻に次ぐ本邦の古き櫻の名所にして、謠曲にも其名を謠はれたり。櫻は神社に達する長八町・幅二間半の馬場の兩側に栽ゑられ、殊に中部の廣場には大樹あり、二三七六一九五(享保)年代、江戸の飛鳥山にも此地の櫻を移植したりと云ふ。二五〇三(天保一四)年磯部祠畔に碑を建てたるが、其文中に『櫻川、在筑波山北六里、發源於歙柄山、西流數里、至磯部村、兩岸櫻樹、數百千株、因名焉、昔紀貫之詠和歌、揚其名于王庭、于今蓋九百有餘年矣』とあり。

近江國
石山ノ八重櫻

月にて名高き石山③④には、二三九〇(享保一五)年頃、祖師堂の前に奈良の都の八重櫻を移植したりといふ八重櫻あり。拾遺集に『うしろめたいかて歸らん山櫻あかぬ匂ひを風にまかせて』とあるは是なり。

手向山ノ
丹楓

滋賀郡手向山(逢坂山)の楓樹は、草冢碑の南に在り、南都手向山の丹楓を移植したるものと傳へ、木蔭に手向山楓と鐫りたる標石ありて、二四四一—八(天明)年代既に名所として認められたり。

美濃國
養老瀧ノ
松櫻

養老郡養老村白石山中の養老瀧は、謠曲と孝子の傳説とに於て其名海内に知られたるが、或は雄略天皇の御代、或は建長の頃より、既に著はれたりとする者あり。一二二六七(慶長一

①筑波山名跡志 ②和漢三才圖繪六六 ③④近江國輿地誌略卅七 ⑤拾遺都名所圖會卷一

二年秋、高須の領主徳永法印が、養老寺の前に植ゑたる一株の松、今尙存して徳永松と呼ばれ、千歳樓邊には櫻樹多し。『道いとさかしく、行くに随つて目なれぬ草木、あやしき巖、そこかしこに立ちつらなり、山のたゝすまひ、水の流れ、世に似すいさきよく、瀧のひき松風に和して遠く聞え、そゝろ心もすみわたり、覺えず仙境に入るか如し』と記せるものあり。

信濃國
木曾ノ五
木林

名峽木曾の山林は、木曾氏累代の領分なりしも、二二三三―一五一(天正)年代の末葉木曾氏移封せられ、大坂役後、幕臣山村甚兵衛木曾の代官となり、二二七五―一八三(元和)年代同地が尾張藩に歸屬せし後も、甚兵衛を代官たらしむると故の如く、二三六四―一七〇(寶永)年代一度其世職を解かれ後復職せられしが、尾張の家士市川甚左衛門専ら山林監守を司り、爾來樹木の生育に力を盡し、斧鉞時を以て入れ、毎年山中の造材素木五千駄を年貢木と稱して代官に給與せる鎌倉以來の舊制を廢し、更めて巢山留山五木(檜・榎・樺・楨・明檜)の禁を設け、一意森林の保護と育成とに任じたる結果、木曾の山是より倍々美觀を呈するに至り、方今三拾萬餘町歩の面積を算へ、帝室御料の中、有數の森林たり。

磐城國
勿來關ノ
櫻

常陸と磐城との國境に在る山上の午頭天王は、素盞鳴尊を祀れるものなりと言傳へ、後人山下を關きて關門と爲せしが、高七丈餘・長三拾四間・濶三間餘に及び、其下を名古屋坂と唱へ、當時は櫻樹多かりしも爾後全く枯槁したるを以て、二三二一―一三二(寛文)年代岩城

①大日本地名辭書

②美濃奇觀下

③大日本地名辭書

④奥羽觀蹟開老志・寛政重修諸家譜

藩主内藤左京亮義泰(又頼長)奥州菊多郡を領せし時、更に百餘株の櫻樹を植栽せりと云ふ。

一四一七―二四(天平寶字)年頃、都^①の松を多く移し植ゑたりと傳へらる、末松山は、古今

陸前國
末松山ノ
都松

唱へ、當時は櫻樹多かりしも爾後全く枯槁したるを以て、一二三二一―三二二(寛文)年代岩城と

①大日本

陸前國
末松山ノ
都松

藩主内藤左京亮義泰(又頼長)奥州菊多郡を領せし時、更に百餘株の櫻樹を植栽せりと云ふ。

一四一七―二四(天平寶字)年頃、都^①の松を多く移し植ゑたりと傳へらるゝ末松山は、古今集陸奥歌にも現はれ、坤元儀には『末の松山・中の松山・本の松山と三重あり、中の松山は多賀城のあたりにて廣瀬川のわたりまでを都路と名づく、末の松山ははなばの山の尾にて沖の井のわたりなり、此のはては松か浦島なるへし』とあり。又『八幡村中有寺、曰末松山鄰障寺、寺林有高丘、丘上有青松數十株、是往昔舊地(中略)能因法師歌枕、有本・中・末三松之説、或曰、以岩切、爲本松、以八幡爲末松』といへるものは是なりとせり。

松島ノ千
株松

夙に本邦三景の一に擧げらるゝ松島は、山と海と樹とを以て配合の妙を盡し、一二二七〇(慶長一五)年一月、覺範禪師(註一)は『夫松島者、日本第一之佳境也、四圍皆山也、山間皆海也、水光瀲灩、疑是大湖三萬六千頃、山色清淨者、望則波心七十二峰、海中數百之島嶼、山畔許多之人家、奇石怪松、茂林修竹、其風景也可愛可樂、寔天下靈地也』と記せるを見ても、其一班を窺知し得べきが、慈覺開山の時、座禪堂に千株の松(註二)を栽ゑて法鎮の標となせしのみならず、一二二九七(寛永一四)年、九十九世雲居祖翁の瑞巖寺に住するや、福聚山の徑を開き檜杉を栽ゑて、林壑倍々幽邃を添ふるに至れり。

(備考) 二四四四(天明四)年、立松東蒙は『此の島々の松皆赤色にして、枝皆下に垂れ作れる松のことし、故に其景色艷美にして猛からず(中略)余既に天下をめぐり盡して、名勝の地至らざる所もなきに、實に此の松島の風景に比すべ

①倭訓栞前編

②奥羽觀蹟聞老志

③東遊記後編

きもの又他所に見る事なし、此の庭に一生をもへたき心ちすれど、千里外の旅の身さてあるべきにあらねば、親しき人に別るゝ心地して寺を下り、又松島にかへり、松島より陸地をへて鹽竈の杉坂に歸る』云々と記せり。

陸前陸中
領内仙臺
舊跡ノ名所

二四二三(寶曆一三)年、仙臺藩にては、領内在々名所古跡神社佛閣等を景題御調(註三)の地と定め『伐盡之儀は勿論、見透等不_レ出よふ取扱専用たるべし、無_レ願伐方致候分は過料御定之通被_三召上_二』旨達したるが、右御調の地中名所古跡として指定せられたる青木立の箇所左の如し。

名取郡川上村

一今熊野權現社地

右は小社に候共古跡の由申出る

同郡南長谷村

一深山權現社地

右は社地に相立候青木千貫松と稱し候由申出る

同郡岩沼郷

一二木の松

一花輪の松

同郡前田村

一老女宮通

伊具郡小田村

一斗倉山

同郡藤田村

一愛宕堂庭松二本

宮城郡八幡村

一末の松山の松 ○前掲分

同郡留谷村

一紅葉山

同郡鹽竈村

一籬島

同郡高城松島村

一雄島五大堂其外島々共に

一葉山

一長老坂

一鎮守山

一大澤 ○以上前掲分